

入札説明書等の修正(新旧対照表)

令和元年9月27日に公表した「瑞浪超深地層研究所の坑道埋戻し等事業」の入札説明書等(10月18日及び11月18日改訂版も含む)を次のとおり修正する。

| 通番 | 資料名      | 頁数       | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)  |
|----|----------|----------|--|---|--|
| 1  | 入札説明書    | 13<br>14 | 3. 入札参加者に関する事項   | 参加表明書等により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、機構と協議を行い、機構の書面による承諾を得た場合に限り変更を認める。また、落札者については、 <u>事業契約締結までに上記1)、2)及び3)ア、イの参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とする。</u>  | 参加表明書等により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、5)①やむを得ない事情が生じた場合は、機構と協議を行い、機構の書面による承諾を得た場合及び5)②の場合に限り変更を認める。また、落札者については、 <u>落札者の選定が終了した後、事業契約締結までに上記(1)1)、2)の参加資格要件を欠くような事態が生じ、契約締結までの期間において、落札者が5)①、②を行う必要が生じた場合は、落札者の提案内容が担保されることを機構が確認した場合において認めるものとする。それ以外の場合は、失格とする。</u>   |
| 2  | 入札説明書    | 15       | 3. 入札参加者に関する事項   | (新規追加)  | 5) 入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等<br>② 競争参加資格の確認の特例<br><br>カ 上記①、②アからウまでの申請及びエ、オの取扱については、 <u>落札者の選定が終了するまでの期間においても準用するものとする。</u>   |
| 3  | 入札説明書    | 48       | 別紙2<br>補足資料  | 1. 出来高と一時支払対価等の関係について<br>図A 埋め戻し対価と出来高の関係(イメージ)<br>ケース2<br>P1×0.9<br><br>3. その他費用の支払いについて   | 1. 出来高と一時支払対価等の関係について<br>図A 埋め戻し対価と出来高の関係(イメージ)<br>ケース2<br>P2×0.9<br><br>3. その他費用の支払について   |
| 4  | 要求水準書    | 51       | 第4章 環境モニタリング調査<br>7節 地下水観測システムの維持管理に関する要求水準                          | (4)なお、以下の物品を貸与可能である。使用により不具合が生じた場合は、事業者の責によりメンテナンス、修理すること。<br>・300L貯水タンク(2~3個)<br>・ <u>納品用採水容器(ポリ瓶等)</u><br>・MPサンプラーブローブ<br>・1Lサンプラーボトル<br>・MPシステム水圧計測用ウインチ(2台)<br>・MOSDAXブローブ<br>・MOSDAXブローブ用データロガー、ケーブル類及びバッテリー(2組)<br>・MOSDAXブローブ設置用手动ケーブル(2組)<br>・MPCI+ハンドヘルドコントローラー(1組)<br>・モノポット及び取り付けフランジ(1組)<br>・真空ポンプ(1台)<br>・携帯電話を利用してデータ回収が可能な通信用モデム等(9式)<br>・ソーラーシステムによる電源装置(13式)<br>・MSB-4号孔計測作業用小屋(1戸)<br>・ダブルバルブポンプ(2台)<br>・三脚(1台)<br>・テープ式水位計(1台) | (4)なお、以下の物品を貸与可能である。使用により不具合が生じた場合は、事業者の責によりメンテナンス、修理すること。<br>・300L貯水タンク(3個)<br>・MPサンプラーブローブ(2本)<br>・1Lサンプラーボトル(8本)<br>・MPシステム水圧計測用ウインチ(2台)<br>・MOSDAXブローブ(30本程度)<br>・MOSDAXブローブ用データロガー、ケーブル類及びバッテリー(2組)<br>・MOSDAXブローブ設置用手动ケーブル(2組)<br>・MPCI+ハンドヘルドコントローラー(1組)<br>・モノポット及び取り付けフランジ(1組)<br>・真空ポンプ(1台)<br>・携帯電話を利用してデータ回収が可能な通信用モデム等(9式)<br>・ソーラーシステムによる電源装置(13式)<br>・MSB-4号孔計測作業用小屋(1戸)<br>・ダブルバルブポンプ(2台)<br>・三脚(1台)<br>・テープ式水位計(1台) |
| 5  | 要求水準書    | 61       | 第5章 モニタリング設備等撤去<br>2節 研究用地内及び研究用地周辺のボーリング孔の観測機器等の撤去・ボーリング孔の閉塞措置に関する要 | 2. 研究用地内及び研究用地周辺のボーリング孔の観測機器等の撤去・ボーリング孔の閉塞措置<br>(2) 観測孔閉塞時期と閉塞形態<br>① 各孔の閉塞は、DH-3号孔については令和2年度から令和3年度、その他のボーリング孔については【別表4.4】に示すモニタリング期間終了後から令和9年度末までの間に行うこと。また、地上観測設備の表層水位観測孔、傾斜観測孔については令和4年度から令和9年度末までの間に行うこと。  | 2. 研究用地内及び研究用地周辺のボーリング孔の観測機器等の撤去・ボーリング孔の閉塞措置<br>(2) 観測孔閉塞時期と閉塞形態<br>① 各孔の閉塞は、DH-3号孔については令和2年度から令和3年度、その他のボーリング孔については【別表4.4】に示すモニタリング期間終了後から令和9年度末までの間に行うこと。また、地上観測設備の表層水位観測孔、傾斜観測孔については令和2年度から令和4年1月までの間に行うこと。   |
| 6  | 要求水準書    | 129      | 別表4.4  | —   | DH-3号孔について、令和2年度はメンテナンス及び観測を実施した後に埋戻し工程に修正。  |
| 7  | 様式26~30  |          | 様式29   | 修正箇所(様式45の項目に合わせる)<br>・「河川流量測定」の内訳を「河川流量測定」のみに修正(「河川流量測定」を削除)<br>・「土対法に伴う土壌調査」(内訳:土壌調査)を追加  |  |
| 4  | 基本協定書(案) | —        | 全体   | —   | ・一文字の数字及びアルファベットは、半角から全角に修正しました。<br>・各条、項、号の後のスペースは、半角から全角に修正しました。   |

| 通番 | 資料名      | 頁数 | 項目名 | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)  |
|----|----------|----|-----|--|--|
| 5  | 基本協定書(案) | 1  | 前文  | 瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業(以下「本事業」という。)に関して、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「甲」という。)と構成員(以下総称して「乙」という。)並びに協力会社(第1条(1)号に定める。以下「丙」という。)との間で、以下のとおり、基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。  | 瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業(以下「本事業」という。)に関して、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「甲」という。)と株式会社●●●●株式会社●●●●(第1条第3号に定める構成員をいい、以下「乙」という。)並びに株式会社●●●●、株式会社●●●●(第1条第1号に定める協力会社をいい、以下「丙」という。)との間で、以下のとおり、基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。   |
| 6  | 基本協定書(案) | 1  | 第1条 | (趣旨)<br>第2条 本協定は、本事業を対象とした一般競争入札による落札者である乙が丙とともに本事業の実施に関する業務を担う者として選定されたことを確認し、第4条の規定に基づき乙が本事業を実施するために今後設立する事業者をして、第7条の規定に基づき甲との間で事業契約を締結させ、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項等を定めることを目的とする。   | (目的)<br>第1条 本協定は、本事業を対象とした一般競争入札による落札者である乙が丙とともに本事業の実施に関する業務を担う者として選定されたことを確認し、第4条の規定に基づき乙が本事業を実施するために今後設立する事業者をして、第7条の規定に基づき甲との間で事業契約を締結させ、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項等を定めることを目的とする。<br><br>(旧第1条と旧第2条を入れ替え)   |
| 7  | 基本協定書(案) | 1  | 第2条 | (用語の定義)<br>第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>(1)「協力会社」とは、本事業に関する各業務を事業者から直接受託又は請け負う企業で構成員以外の者をいう。<br>(2)「コンサルタント」とは、甲、乙若しくは丙が本事業又は本事業の入札手続き等に関してアドバイザー業務等のコンサルティング業務を委託した者をいう。<br>(3)「構成員」とは、本事業に関する各業務を事業者から直接受託又は請け負うとともに、事業者に出資する企業をいう。<br>(4)「サービス対価」とは、事業契約に基づく事業者の債務履行に対し、甲が一体として支払う対価をいう。<br>(5)「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の契約期間をいう。<br>(6)「提案書」とは、乙が甲に提出した入札価格、入札提案、甲からの質問に対する回答書その他の乙及び事業者が事業契約締結までに提出した一切の書類をいう。<br>(7)「事業契約」とは、甲と事業者との間で締結する本事業に関する事業契約をいう。<br>(8)「事業者」とは、本事業を遂行することのみを目的として乙により設立される特別目的会社をいう。<br>(9)「出資者」とは、事業者の株主をいう。<br>(10)「代表企業」とは、乙のうち提案書において代表企業として定められている企業をいう。<br>(11)「本件入札説明書」とは、本事業に関し令和元年9月27日に公表された入札説明書本編及び資料(事業契約書(案)、要求水準書、設計図書、落札者決定基準、基本協定書(案)及び様式集等。なお、令和元年9月27日以降に入札説明書本編及び資料の補足又は追加として公表された資料を含む。)をいう。 | (用語の定義)<br>第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>(1)「協力会社」とは、本事業に関する各業務を事業者から直接受託し、又は請け負う企業で、構成員以外の者をいう。<br>(2)「コンサルタント」とは、甲、乙若しくは丙が本事業又は本事業の入札手続き等に関してアドバイザー業務等のコンサルティング業務を委託した者をいう。<br>(3)「構成員」とは、本事業に関する各業務を事業者から直接受託し、又は請け負うとともに、事業者に出資する企業をいう。<br>(4)「サービス対価」とは、事業契約に基づく事業者の債務履行に対し、甲が一体として支払う対価をいう。<br>(5)「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の契約期間をいう。<br>(6)「提案書」とは、乙が甲に提出した入札価格、入札提案、甲からの質問に対する回答書その他の乙及び事業者が事業契約締結までに提出した一切の書類をいう。<br>(7)「事業契約」とは、甲と事業者との間で締結する本事業に関する事業契約をいう。<br>(8)「事業者」とは、本事業を遂行することのみを目的として乙により設立される特別目的会社をいう。<br>(9)「出資者」とは、事業者の株主をいう。<br>(10)「代表企業」とは、乙のうち提案書において代表企業として定められている企業をいう。<br>(11)「本件入札説明書」とは、本事業に関し令和元年9月27日に公表された入札説明書本編及び資料(事業契約書(案)、要求水準書、設計図書、落札者決定基準、基本協定書(案)、様式集等(令和元年9月27日以降に入札説明書本編及び資料の補足又は追加として公表された資料を含む。))をいう。 |
| 8  | 基本協定書(案) | 1  | 第3条 | (基本的合意)<br>第3条 甲、乙及び丙は、乙が、本事業に関して甲が実施した一般競争入札により落札者となり、丙とともに本事業の実施に関する業務を担う者として選定されたことを確認する。<br>2 乙及び丙は、本件入札説明書を遵守のうえ、乙が提案書において示した内容を甲に対して提案したこと及び本件入札説明書に示された条件をすべて了解していることを確認する。   | (基本的合意)<br>第3条 甲、乙及び丙は、乙が、本事業に関して甲が実施した一般競争入札により落札者となり、丙とともに本事業の実施に関する業務を担う者として選定されたことを確認する。<br>2 乙及び丙は、本件入札説明書を遵守の上、乙が提案書において示した内容を甲に対して提案したこと及び本件入札説明書に示された条件を全て了解していることを確認する。   |
| 9  | 基本協定書(案) | 2  | 第4条 | (事業者の設立及び維持等)<br>第4条<br>(5) 事業者の定款には、会社法第107条第2項第1号イに定める事項についての定めを置くものとし、同法第107条第2項第1号ロに定める事項及び同法第140条第5項但書に定める事項についての定めを置いてはならないものとする。  | (事業者の設立及び維持等)<br>第4条<br>(5) 事業者の定款には、会社法第107条第2項第1号イに定める事項についての定めを置くものとし、同法第107条第2項第1号ロに定める事項及び同法第140条第5項ただし書に定める事項についての定めを置いてはならないものとする。  |

| 通番 | 資料名      | 頁数     | 項目名 | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)  |
|----|----------|--------|-----|--|--|
| 10 | 基本協定書(案) | 2      | 第5条 | <p>(事業者の出資者)</p> <p>第5条 乙は、前条第1項の規定に基づき事業者を設立するに当たり、別紙1に設立時の出資額として記載されている金額及び数量の事業者の株式を引き受ける。乙は、事業者をして、乙以外の者からの出資を受けさせてはならない。ただし、第6条第4項及び第6項に定める場合は、この限りではない。</p> <p>3 乙は、次の各号に定める事項を誓約し、別紙4の様式による出資者誓約書を事業契約の締結と同時に甲に提出するものとする。</p> <p>(3) 構成員は、第6条第4項に基づき、その保有する事業者の株式を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、別紙4の様式による出資者誓約書をあらかじめ甲に提出させるものとする。</p> <p>(4) 事業者が第6条第6項に基づき、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、構成員は、事業者の株主総会においてこれらの発行を承認するようその保有する議決権を行使するものとする。</p> <p>4 乙は、事業者が第6条第6項に基づき株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当該株式等の取得予定者をして、前項各号に定める事項を誓約させ、別紙4の様式による出資者誓約書をあらかじめ甲に提出させるものとする。</p>   | <p>(事業者の出資者)</p> <p>第5条 乙は、前条第1項の規定に基づき事業者を設立するに当たり、別紙1に設立時の出資額として記載されている金額及び数量の事業者の株式を引き受ける。乙は、事業者をして、乙以外の者からの出資を受けさせてはならない。ただし、次条第4項及び第6項に定める場合は、この限りではない。</p> <p>3 乙は、次の各号に定める事項を誓約し、別紙4の様式による出資者誓約書を事業契約の締結と同時に甲に提出するものとする。</p> <p>(3) 構成員は、次条第4項に基づき、その保有する事業者の株式を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、別紙4の様式による出資者誓約書をあらかじめ甲に提出させるものとする。</p> <p>(4) 事業者が次条第6項に基づき、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、構成員は、事業者の株主総会においてこれらの発行を承認するようその保有する議決権を行使するものとする。</p> <p>4 乙は、事業者が次条第6項に基づき株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当該株式等の取得予定者をして、前項各号に定める事項を誓約させ、別紙4の様式による出資者誓約書をあらかじめ甲に提出させるものとする。</p>   |
| 11 | 基本協定書(案) | 2<br>3 | 第6条 | <p>(株主間契約の締結、株式の譲渡等の制限)</p> <p>第6条 乙は、前条第3項各号に定める事項を含む内容について定めた株主間契約を締結し、その内容を証するため、当該株主間契約の謄本を事業契約の締結までに甲に提出するものとする。</p> <p>2 乙は、出資者について変更が生じる場合、当該変更前の出資者をして、前項に定める株主間契約に関して、当該新出資者を当事者に含める旨の変更をさせる。なお、この場合においては、乙は、当該変更後の出資者をして、当該変更後の株主間契約の謄本を、変更後直ちに甲に提出させるものとする。</p> <p>3 乙は、事業期間が終了するまでの間、次項の場合を除くほか、その保有する事業者株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他一切の処分(以下「譲渡等」という。)を行わないものとする。</p> <p>4 乙が、その保有する事業者株式を譲渡等する場合、その他議決権株式保有割合、出資比率を変更する場合は、あらかじめ甲に通知し、甲の事前の承諾を得なければならない。</p> <p>5 乙が、前項に基づき、その保有する事業者株式の譲渡等を行う場合の手続きは、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 乙が、構成員以外の第三者(既に出資者となっている第三者を含む。)に対する事業者株式の譲渡等を希望する場合、譲渡等を希望する当該株主(以下、本項において「譲渡等希望株主」という。)は、事前に代表企業(ただし、代表企業が譲渡等希望株主である場合は、事業者の議決権株式の保有割合が第二位の株主である構成員)に対し、別紙3別添2の事業者の議決権株式を譲り受けようとする者(以下「新株主」という。)の誓約書及び別紙6の秘密保持に関する事業者の誓約書と同内容を誓約する誓約書を添えて、別紙3別添1の株式処分承認申請書により通知するものとする。</p> <p>(2) 代表企業(ただし、代表企業が譲渡等希望株主である場合は、事業者の議決権株式の保有割合が第二位の株主である構成員)は、第1号の通知を受領後、速やかに第1号で示す誓約書に不備がないことを確認の上、甲に対し、その旨を通知する。</p> <p>(3) 第2号の通知を受領後、甲が譲渡希望株主に対し、かかる譲渡等を承諾した旨の通知をした場合(乙の代表企業にはその写しを送付するものとする。)、譲渡等希望株主は事業者株式の譲渡等を行うことができる。</p> <p>6 事業者が、株式、新株予約権、新株予約権付社債を発行しようとする場合、乙は事業者をして、甲に対し、割当ての相手方並びに割当てをする株式の種類及び数その他甲が予め指定する事項を通知し、事前の承諾を得なければならない。</p> | <p>(株主間契約の締結、株式の譲渡等の制限)</p> <p>第6条 乙は、前条第3項各号に定める事項を含む内容について定めた株主間契約を締結し、その内容を証するため、当該株主間契約の謄本を事業契約の締結までに甲に提出するものとする。</p> <p>2 乙は、出資者について変更が生じる場合、当該変更前の出資者をして、前項に定める株主間契約に関して、当該新出資者を当事者に含める旨の変更をさせる。この場合においては、乙は、当該変更後の出資者をして、当該変更後の株主間契約の謄本を、変更後直ちに甲に提出させるものとする。</p> <p>3 乙は、事業期間が終了するまでの間、次項の場合を除くほか、その保有する事業者株式を譲渡し、担保権を設定し、又はその他一切の処分(以下「譲渡等」という。)を行わないものとする。</p> <p>4 乙が、その保有する事業者株式を譲渡等する場合又は議決権株式保有割合、出資比率を変更する場合は、あらかじめ甲に通知し、甲の事前の承諾を得なければならない。</p> <p>5 乙が、前項に基づき、その保有する事業者株式の譲渡等を行う場合の手続きは、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 乙が、構成員以外の第三者(既に出資者となっている第三者を含む。)に対する事業者株式の譲渡等を希望する場合、譲渡等を希望する当該株主(以下この項において「譲渡等希望株主」という。)は、事前に代表企業(ただし、代表企業が譲渡等希望株主である場合は、事業者の議決権株式の保有割合が第二位の株主である構成員)に対し、別紙3別添2の事業者の議決権株式を譲り受けようとする者(以下「新株主」という。)の誓約書及び別紙6の秘密保持に関する事業者の誓約書と同内容を誓約する誓約書を添えて、別紙3別添1の株式処分承認申請書により通知するものとする。</p> <p>(2) 代表企業(ただし、代表企業が譲渡等希望株主である場合は、事業者の議決権株式の保有割合が第二位の株主である構成員)は、第1号の通知を受領後、速やかに第1号で示す誓約書に不備がないことを確認の上、甲に対し、その旨を通知する。</p> <p>(3) 前号の通知を受領後、甲が譲渡希望株主に対し、かかる譲渡等を承諾した旨の通知をした場合(乙の代表企業にはその写しを送付するものとする。)、譲渡等希望株主は事業者株式の譲渡等を行うことができる。</p> <p>6 事業者が、株式、新株予約権、新株予約権付社債を発行しようとする場合、乙は事業者をして、甲に対し、割当ての相手方並びに割当てをする株式の種類及び数その他甲があらかじめ指定する事項を通知し、事前の承諾を得なければならない。</p> |

| 通番 | 資料名      | 頁数 | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)  |
|----|----------|----|------|---|--|
| 12 | 基本協定書(案) | 3  | 第7条  | <p>(事業契約の締結)</p> <p>第7条<br/>2 乙は、事業契約の締結に関する協議に<u>あたっては</u>、甲の要望を尊重するものとする。</p> <p>4 甲は、事業契約の締結がなされる前に、乙又は丙のいずれかに次の各号に定める事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができる。ただし、第1号から第4号については、本事業に関して該当する場合についてのみ本項を適用するものとする。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙又は丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙又は丙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(同法第8条の3の規定により準用される場合を含む。以下、「納付命令」という。)が行われ、当該納付命令が確定したとき。</p> <p>(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙、丙又は乙若しくは丙が構成事業者である事業者団体(本号及び次号において「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</p> <p>(7) 乙若しくは丙又はその役員等(乙又は丙の役員又はそれらの支店若しくは営業所〔常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。〕を代表する者をいう。以下、本条において同じ。)が暴力団等であると認められるとき。</p> <p>(12) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に<u>あたり</u>、その相手方が本項第7号から第11号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>5 乙及び丙は、甲に対し、前項各号に掲げる事項に該当しないことを誓約かつ<u>表明</u>、保証し、本協定の締結と同時に、別紙7の様式による誓約書を提出する。</p> | <p>(事業契約の締結)</p> <p>第7条<br/>2 乙は、事業契約の締結に関する協議に<u>当たっては</u>、甲の要望を尊重するものとする。</p> <p>4 甲は、事業契約の締結がなされる前に、乙又は丙のいずれかに次の各号に定める事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができる。ただし、第1号から第4号までについては、本事業に関して該当する場合についてのみこの項を適用があるものとする。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙又は丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙又は丙が構成事業者である事業者団体が<u>独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(独占禁止法第8条の3の規定により準用される場合を含む。以下「納付命令」という。)</u>が行われ、当該納付命令が確定したとき。</p> <p>(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙、丙又は乙若しくは丙が構成事業者である事業者団体(この号及び次号において「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいい、次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</p> <p>(7) 乙若しくは丙又はその役員等(乙又は丙の役員又はそれらの支店若しくは営業所〔常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。〕を代表する者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団等であると認められるとき。</p> <p>(12) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に<u>当たり</u>、その相手方がこの項第7号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>5 乙及び丙は、甲に対し、前項各号に掲げる事項に該当しないことを誓約し、<u>表明し、及び</u>保証し、本協定の締結と同時に、別紙7の様式による誓約書を提出する。</p> |
| 13 |          | 4  | 第11条 | <p>(業務の委託等)</p> <p>第11条 乙は、事業者をして、本事業に関する業務を、別紙5記載の者にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとし、かつ各業務に関して、自ら受託者又は請負人として、事業者との間で委託契約又は請負契約を締結するものとする。</p> <p>2 丙は、本事業に関する業務に関して、自ら受託者又は請負人として、事業者との間で委託契約又は請負契約を締結するものとする。</p> <p>3 乙及び丙は、事業者が、事業契約の定めに従い、甲の事前の承諾を受けた契約内容に基づき、前2項の委託契約及び請負契約の契約書の写しを甲に提出することを承諾し、事業者をして甲にこれを提出させるものとする。</p>  | <p>(業務の委託等)</p> <p>第11条 乙は、事業者をして、本事業に関する業務を、別紙5記載の者にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとし、かつ各業務に関して、自ら受託者又は請負人として、事業者との間で委託契約又は請負契約を締結するものとする。</p> <p>2 丙は、本事業に関する業務に関して、自ら受託者又は請負人として、事業者との間で委託契約又は請負契約を締結するものとする。</p> <p>3 乙及び丙は、事業者が、事業契約の定めに従い、甲の事前の承諾を受けた契約内容に基づき、前2項の委託契約及び請負契約の契約書の写しを甲に提出することを承諾し、事業者をして甲にこれを提出させるものとする。</p>   |
| 14 | 基本協定書(案) | 4  | 第12条 | <p>(株式の譲渡に関する協力)</p> <p>第12条 乙は、甲が事業契約の定めるところにより事業者の全株式(潜在株式を含む。本条において同じ。)を甲が承諾する第三者(事業者に融資する者が選定し甲が承諾した第三者を含む。)に譲渡させることを選択したときは、乙は自らを含む全出資者をして事業者の全株式を当該第三者と合意した条件により譲渡させるものとする。</p>   | <p>(株式の譲渡に関する協力)</p> <p>第12条 乙は、甲が事業契約の定めるところにより事業者の全株式(潜在株式を含む。この条において同じ。)を甲が承諾する第三者(事業者に融資する者が選定し甲が承諾した第三者を含む。)に譲渡させることを選択したときは、乙は自らを含む全出資者をして事業者の全株式を当該第三者と合意した条件により譲渡させるものとする。</p>   |

| 通番 | 資料名      | 頁数 | 項目名  | 修正前  | 修正後  |
|----|----------|----|------|--|--|
|    |          |    |      | (9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | (12月16日公表)   |
| 15 | 基本協定書(案) | 5  | 第14条 | <p>(談合等不正行為があった場合の措置)</p> <p>第14条 乙又は丙が、事業契約に関して、第7条第4項第1号ないし第4号の一に該当したときは、甲が事業契約を締結するか否か、事業契約を解除するか否かにかかわらず、乙及び丙は連帯して、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金(損害賠償の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、事業契約書(案)第75条(事業契約締結時に条数または条文中に変更があった場合は、当該変更後の条数または条文中に拠る。以下、同じ。)に基づき、事業者が違約金の支払いを行った場合は、乙及び丙は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。</p> <p>2 乙又は丙が、事業契約に関して、第7条第4項第1号ないし第4号の一に該当した場合であって、かつ次の各号の一に該当したときは、甲が事業契約を締結するか否か、事業契約を解除するか否かにかかわらず、乙及び丙は連帯して、甲の請求に基づき、第1項の違約金に加えて契約金額の100分の5の違約金を別途支払わなければならない。なお、事業契約書(案)第75条(事業契約締結時に条数または条文中に変更があった場合は、当該変更後の条数または条文中に拠る。以下、同じ。)に基づき、事業者が違約金の支払いを行った場合は、乙及び丙は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。</p> | <p>(談合等不正行為があった場合の措置)</p> <p>第14条 乙又は丙が、事業契約に関して、第7条第4項第1号から第12号までの一に該当したときは、甲が事業契約を締結するか否か又は事業契約を解除するか否かにかかわらず、乙及び丙は連帯して、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金(損害賠償の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、事業契約書(案)第75条(事業契約締結時にその規定に変更があった場合は、当該変更後の規定による。以下同じ。)に基づき、事業者が違約金の支払いを行った場合は、乙及び丙は当該支払金額の範囲において、この項の支払義務を免れるものとする。</p> <p>2 乙又は丙が、事業契約に関して、第7条第4項第1号から第4号までの一に該当した場合であって、次の各号の一に該当したときは、甲が事業契約を締結するか否か又は事業契約を解除するか否かにかかわらず、乙及び丙は連帯して、甲の請求に基づき、前項の違約金に加えて契約金額の100分の5の違約金を別途支払わなければならない。この場合において、事業契約書(案)第75条(事業契約締結時にその条に変更があった場合は、当該変更後の条による。以下同じ。)に基づき、事業者が違約金の支払いを行った場合は、乙及び丙は当該支払金額の範囲において、この項の支払義務を免れるものとする。</p> |
| 16 | 基本協定書(案) | 5  | 第15条 | <p>(遅延利息)</p> <p>第15条 乙及び丙が前条に定める違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙及び丙は連帯して、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。</p>   | <p>(遅延利息)</p> <p>第15条 乙及び丙が前条に定める違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙及び丙は連帯して、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、<u>国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率(昭和32年大蔵省告示第8号)を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。</u></p>  |

| 通番 | 資料名      | 頁数     | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表) | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|----|----------|--------|------|---------------------------------|---|
| 17 | 基本協定書(案) | 5<br>6 | 第16条 | (情報セキュリティに関する条項を新規追加)           | <p>(情報セキュリティの確保)</p> <p>第16条 乙は、事業契約の履行に関し、情報システム(情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。)を利用する場合には、機構の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏洩、コンピュータウイルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、甲の情報セキュリティ確保のために、甲が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。</p> <p>(1) 乙は、事業契約の業務に携わる者(以下「業務担当者」という。)を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならないこと。</p> <p>(2) 乙は、事業契約に関して知り得た情報(甲に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び計算結果を含む。以下同じ。)を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。</p> <p>(3) 乙は、事業契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウイルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。</p> <p>(4) 乙は、P2Pファイル交換ソフトウェア(Winny、WinMX、KaZaa、Share等)及びSoftEtherを導入した情報システムにおいて、事業契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。</p> <p>(5) 乙は、甲の承諾のない限り、事業契約に関して知り得た情報を甲又は乙の情報システム以外の情報システム(業務担当者が所有するパソコン等)において取り扱ってはならないこと。</p> <p>(6) 乙は、本事業に関して第三者に委託し、又は下請負をさせた場合は、当該委託又は下請負を受けた者の事業契約に関する行為について、甲に対し全ての責任を負うとともに、当該委託又は下請負を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講じなければならないこと。</p> <p>(7) 乙は、甲が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力すること。</p> <p>(8) 乙は、甲の提供した情報並びに乙及び委託又は下請負を受けた者が本業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改竄、毀損、漏洩、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生、又は生ずるおそれのあることを知った場合は、ただちに甲に報告し、甲の指示に従うこと。この事業契約の終了後においても、同様とすること。</p> <p>3 甲は、この条の規定が遵守されていないと判断した場合、事業契約を解除することができる。</p> |

| 通番 | 資料名      | 頁数     | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)  |
|----|----------|--------|------|--|--|
| 18 | 基本協定書(案) | 6<br>7 | 第17条 | <p>(秘密保持・個人情報保護等)</p> <p>第16条 甲と乙及び丙は、相手方の事前の承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩し、また、本協定及び事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>(7) 事業者が本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合<br/>(8) その他法令に基づき開示する場合</p> <p>2 甲が、前項第5号の規定に基づき、請求を受けた場合で、甲において当該請求の内容が、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条の非公開とされるべき情報にあたる可能性があると思慮するときは、甲は乙及び丙に対して、その旨を通知するものとし、乙及び丙は甲に対して非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を具体的に甲に示し、甲に協議を求めることができるものとする。</p> <p>3 乙及び丙は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、甲が貸与するデータ及び帳票資料等に記載された個人情報並びに当該情報から乙及び丙が作成した個人情報(以下、本条において、これらを総称して「個人情報」という。)を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)を遵守して取扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うものとする。</p> <p>4 乙及び丙は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、次の各号に掲げることを遵守するなどして個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。</p> <p>(4) 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲の承諾のない限り、その処理の全部又は一部を再委託することはできない。</p> <p>(5) 乙及び丙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等(コンパクトディスクなどの電磁的記録を含む。)を複製又は複写してはならない。乙及び丙は、甲との契約の履行のために個人情報が記録された資料等を複製又は複写する必要がある場合には、甲に対して、予めその範囲、数量等を通知して承諾を得なければならない。</p> | <p>(秘密保持・個人情報保護等)</p> <p>第17条 甲と乙及び丙は、相手方の事前の承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩し、及び本協定及び事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>(7) 事業者が本事業の遂行に係る資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合<br/>(8) その他法令に基づき開示する場合</p> <p>2 甲が、前項第5号の規定に基づき、請求を受けた場合で、甲において当該請求の内容が、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条の非公開とされるべき情報にあたる可能性があると思慮するときは、甲は、乙及び丙に対して、その旨を通知するものとし、乙及び丙は甲に対して非公開とされるべき法律上の理由を具体的に甲に示し、甲に協議を求めることができるものとする。</p> <p>3 乙及び丙は、本事業の業務を遂行するに当たって知り得た、又は甲から提供を受けて作成・保有した個人情報(甲の個人情報保護規程(17(規程)第56号)第2条第1号に定めるものをいう。以下同じ。)を、甲の個人情報保護規程を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うものとする。</p> <p>4 乙及び丙は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、次の各号に掲げることを遵守するなどして個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。</p> <p>(4) 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲の承諾のない限り、その処理の全部又は一部を再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下第8項から第11項までにおいて同じ。)することはできない。</p> <p>(5) 乙及び丙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等(コンパクトディスクなどの電磁的記録を含む。)を複製し、又は複写してはならない。乙及び丙は、甲との契約の履行のために個人情報が記録された資料等を複製し、又は複写する必要がある場合には、甲に対して、あらかじめその範囲、数量等を通知して承諾を得なければならない。</p> |

| 通番 | 資料名      | 頁数     | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)  |
|----|----------|--------|------|---|--|
| 19 | 基本協定書(案) | 6<br>7 | 第17条 | <p>(7) 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、き損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(8) 乙及び丙は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、き損、漏えいその他の事故が発生し、又は生ずるおそれのあることを知った場合は、ただちに甲に報告する。</p> <p>(9) 乙及び丙は、乙及び丙の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失、破壊、改ざん、き損、漏えいその他の事故が発生し、甲が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、乙及び丙は、甲の指示に基づき乙及び丙の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、甲が直接又は間接の損害を被ったときは、乙及び丙は甲に対して当該損害を賠償しなければならない。</p> <p>5 乙及び丙は、乙及び丙の役員、従業員、事業者の代理人及びコンサルタント、出資者、又は本事業に関連して事業者へ資金を提供している金融機関に対し、第1項及び第3項の守秘義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。</p> <p>6 丙は、事業者との間の委託契約又は請負契約において第1項、第3項及び第4項に定める義務と同様の義務を負担し、別紙6の様式の誓約書を差し入れる。また、乙は、再委託先又は再請負人にも委託契約又は請負契約において同様の義務を課させるものとし、再委託先又は再請負人をして、甲に対し当該義務を負う旨の別紙6の様式の誓約書を差し入れさせる。</p> <p>7 本条に定める乙及び丙の義務は、本協定終了後も存続する。また、事業者の役員、従業員、事業者の代理人及びコンサルタント、出資者、又は本事業に関連して事業者へ資金を提供している金融機関などがその地位を失った場合であっても、乙及び丙は、これらの者に対し、守秘義務を遵守させる義務を免れない。</p> | <p>(7) 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、き損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(8) 乙及び丙は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、き損、漏えいその他の事故が発生し、又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに甲に報告する。</p> <p>(9) 乙及び丙は、乙及び丙の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失、破壊、改ざん、き損、漏えいその他の事故が発生し、甲が第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が発生した場合、乙及び丙は、甲の指示に基づき乙及び丙の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、甲が直接又は間接の損害を被ったときは、乙及び丙は甲に対して当該損害を賠償しなければならない。</p> <p>5 乙及び丙は、乙及び丙の役員、従業員、事業者の代理人及びコンサルタント、出資者又は本事業に関連して事業者へ資金を提供している金融機関に対し、第1項及び第3項の守秘義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。</p> <p>6 乙及び丙は、乙及び丙における個人情報管理に係る責任者及び業務従事者の管理並びに実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について明記した書面を甲に提出しなければならない。</p> <p>7 甲は、乙及び丙に提供する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、乙及び丙における管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況の確認を行うことができる。この場合において、その確認は、少なくとも年1回以上とし、原則として実地検査により行うことができる。</p> <p>8 乙及び丙は、事業者との間の委託契約又は請負契約において第1項、第3項及び第4項に定める義務と同様の義務を負担し、別紙6の様式の誓約書を差し入れるものとし、再委託先又は再請負人にも委託契約又は請負契約において同様の義務を課させるものとし、再委託先又は再請負人をして、甲に対し当該義務を負う旨の別紙6の様式の誓約書を差し入れさせる。</p> <p>9 甲は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、乙及び丙を通じて又は甲自らが第7項と同様の措置を実施することができる。</p> <p>10 前二項に掲げる事項については、個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。</p> <p>11 この条に定める乙及び丙の義務は、本協定終了後も存続する。また、事業者の役員、従業員、事業者の代理人及びコンサルタント、出資者又は本事業に関連して事業者へ資金を提供している金融機関、再委託先又は再請負人及び再々委託先又は再々委託先がその地位を失った場合であっても、乙及び丙は、これらの者に対し、守秘義務を遵守させる義務を免れない。</p> <p>12 甲は、第3項から前項までに定める事項が遵守されていないと判断した場合、本協定及び事業契約を直ちに解除し、損害賠償請求をすることができる。</p> |
| 20 | 基本協定書(案) | 7      | 第18条 | <p>(協定の有効期間)<br/>第17条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日までとする。</p> <p>2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第13条ないし第16条及び第20条の規定の効力は存続するものとする。</p> <p>3 乙は事業契約に規定する事業者の義務の履行が終了するまでの間、事業者を存続させるものとする。ただし、甲の認める構成員が、事業契約に定める本事業の終了日後の事業者の義務につき、甲の事前承諾を得て免責的に債務引き受けを行う場合には、この限りではない。</p>   | <p>(協定の有効期間)<br/>第18条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日までとする。</p> <p>2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第13条から前条まで及び第21条の規定の効力は存続するものとする。</p> <p>3 乙は事業契約に規定する事業者の義務の履行が終了するまでの間、事業者を存続させるものとする。ただし、甲の認める構成員が、事業契約に定める本事業の終了日後の事業者の義務につき、甲の事前承諾を得て免責的に債務引き受けを行う場合には、この限りではない。</p>   |
| 21 | 基本協定書(案) | 7      | 第19条 | <p>(協議)<br/>第18条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。</p>  | <p>(協議)<br/>第19条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。</p>   |
| 22 | 基本協定書(案) | 7      | 第20条 | <p>(請求、通知等の様式)<br/>第19条 本協定に定める請求、通知、承諾、報告、提示は書面により行わなければならない。</p>  | <p>(請求、通知等の様式)<br/>第20条 本協定に定める請求、通知、承諾、報告及び提示は書面により行わなければならない。</p>  |



| 通番 | 資料名      | 頁数 | 項目名                     | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)  |
|----|----------|----|-------------------------|---|--|
| 23 | 基本協定書(案) | 7  | 第21条                    | (準拠法及び裁判管轄)<br>第20条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とする。  | (準拠法及び裁判管轄)<br>第21条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とする。   |
| 24 | 基本協定書(案) | 8  | —                       | 以上を証するため、本協定【5】通を作成し、甲、乙及び丙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。   | 以上を証するため、本協定【9】通を作成し、甲、乙及び丙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。  |
| 25 | 基本協定書(案) | 11 | 別紙3別添1<br>株式処分承認申請書(書式) | このたび、当社の保有する●の株式を以下のとおり処分するにつきご承諾いただきたく、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と株式会社●●●●、株式会社●●●●、株式会社●●●●との間で締結した令和●年●月●日付瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業にかかる基本協定書第6条第5項の規定に従い、ここに申請いたします。<br><br>1 申請にかかる譲渡等の方法<br><input type="checkbox"/> 株式の譲渡<br><input type="checkbox"/> 株式への担保権設定<br><input type="checkbox"/> その他の処分[具体的内容: ]<br><br>2 譲渡等の相手方<br>住所: ●<br>商号: ●<br>代表者: ●<br><br>3 譲渡等の対象株式の種類及び数: ●株式●株<br><br>4 譲渡等予定日: 令和●年●月●日<br><br>5 その他<br>今般の株式譲渡等の相手方に対し、予め掲題基本協定書を開示し、その内容を了解させております。 | この度、当社の保有する●の株式を以下のとおり処分するにつき御承諾いただきたく、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と株式会社●●●●、株式会社●●●●、株式会社●●●●、株式会社●●●●との間で締結した令和●年●月●日付瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業に係る基本協定書第6条第5項の規定に従い、ここに申請いたします。<br><br>1 申請に係る譲渡等の方法<br><input type="checkbox"/> 株式の譲渡<br><input type="checkbox"/> 株式への担保権設定<br><input type="checkbox"/> その他の処分[具体的内容: ]<br><br>2 譲渡等の相手方<br>住所: ●<br>商号: ●<br>代表者: ●<br><br>3 譲渡等の対象株式の種類及び数: ●株式●株<br><br>4 譲渡等予定日: 令和●年●月●日<br><br>5 その他<br>今般の株式譲渡等の相手方に対し、あらかじめ掲題基本協定書を開示し、その内容を了解させております。 |
| 26 | 基本協定書(案) | 12 | 別紙3別添2<br>誓約書(書式)       | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)と株式会社●●●●、株式会社●●●●、株式会社●●●●との間で令和●年●月●日付にて締結された瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業(以下「本事業」という。)にかかる基本協定書(以下「本協定」という。)及び機構と●[事業契約において事業者とされるSPCの名称](以下「事業者」という。)との間で令和●年●月●日付にて締結された本事業にかかる事業契約(以下「本事業契約」という。)に関して、当社は、下記の事項を機構に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる語句は、本協定において定義された意味を有するものとします。  | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)と株式会社●●●●、株式会社●●●●、株式会社●●●●との間で令和●年●月●日付にて締結された瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業(以下「本事業」という。)に係る基本協定書(以下「本協定」という。)及び機構と●[事業契約において事業者とされるSPCの名称](以下「事業者」という。)との間で令和●年●月●日付にて締結された本事業に係る事業契約(以下「本事業契約」という。)に関して、当社は、下記の事項を機構に対して誓約し、表明し、及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる語句は、本協定において定義された意味を有するものとします。   |
| 27 | 基本協定書(案) | 13 | 別紙4 出資者誓約書の様式           | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)と株式会社●●●●、株式会社●●●●、株式会社●●●●との間で令和●年●月●日付にて締結された瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業(以下「本事業」という。)にかかる基本協定書(以下「本協定」という。)及び機構と●[事業契約において事業者とされるSPCの名称](以下「事業者」という。)との間で令和●年●月●日付にて締結された本事業にかかる事業契約(以下「本事業契約」という。)に関して、事業者の出資者である株式会社●●●●、株式会社●●●●及び株式会社●●●●(以下「当社ら」という。)は、本日付けをもって、機構に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証をします。<br><br>2 事業者の本日現在における議決権の総数は●個であり、うち●個を●が、●個を●が、及び●個を●が、それぞれ保有していること。  | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)と株式会社●●●●、株式会社●●●●、株式会社●●●●との間で令和●年●月●日付にて締結された瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業(以下「本事業」という。)に係る基本協定書(以下「本協定」という。)及び機構と●[事業契約において事業者とされるSPCの名称](以下「事業者」という。)との間で令和●年●月●日付にて締結された本事業に係る事業契約(以下「本事業契約」という。)に関して、事業者の出資者である株式会社●●●●、株式会社●●●●及び株式会社●●●●(以下「当社ら」という。)は、本日付けをもって、機構に対して下記の事項を連帯して誓約し、表明し、及び保証をします。<br><br>2 事業者の本日現在における議決権の総数は●個であり、そのうち●個を●が、●個を●が、及び●個を●が、それぞれ保有していること。  |

| 通番 | 資料名      | 頁数 | 項目名                    | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|----|----------|----|------------------------|--|---|
| 28 | 基本協定書(案) | 14 | 別紙5 業務の委託又は請負企業一覧      | <p>事業者から受託又は請け負う業務内容</p> <p>①坑道埋め戻し及び原状回復業務、環境モニタリング調査業務、モニタリング設備等撤去業務</p> <p>②SPC設立後のSPCの取締役会、株主総会に係る事務、銀行口座の入出金管理、決算書類作成、税務申告および会計監査に係る事務等ならびにSPCの契約支援業務および発注者対応支援等のSPCの管理・運営事務業務</p> <p>③本件事業要求水準書第2章1節4項に定める総括責任者業務</p> <p>事業者から受託又は請け負う業務内容</p> <p>○坑道埋め戻し及び原状回復業務、環境モニタリング調査業務、モニタリング設備等撤去業務</p> <p>事業者から受託又は請け負う業務内容</p> <p>①坑道埋め戻し及び原状回復業務、環境モニタリング調査業務、モニタリング設備等撤去業務</p> <p>事業者から受託又は請け負う業務内容</p> <p>○坑道埋め戻し及び原状回復業務、環境モニタリング調査業務、モニタリング設備等撤去業務</p>   | <p>事業者から受託し、又は請け負う業務内容</p> <p>①坑道埋め戻し及び原状回復業務、環境モニタリング調査業務並びにモニタリング設備等撤去業務</p> <p>②SPC設立後のSPCの取締役会及び株主総会に係る事務、銀行口座の入出金管理、決算書類作成、税務申告及び会計監査に係る事務等並びにSPCの契約支援業務及び発注者対応支援等のSPCの管理・運営事務業務</p> <p>③本件事業要求水準書第2章第1節第4項に定める総括責任者業務</p> <p>事業者から受託し、又は請け負う業務内容</p> <p>○坑道埋め戻し及び原状回復業務、環境モニタリング調査業務並びにモニタリング設備等撤去業務</p> <p>事業者から受託し、又は請け負う業務内容</p> <p>○坑道埋め戻し及び原状回復業務、環境モニタリング調査業務並びにモニタリング設備等撤去業務</p> <p>事業者から受託し、又は請け負う業務内容</p> <p>○坑道埋め戻し及び原状回復業務、環境モニタリング調査業務並びにモニタリング設備等撤去業務</p>  |
| 29 | 基本協定書(案) | 15 | 別紙6 秘密保持に関する誓約書        | <p>当社は、瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業(以下「本事業」という。)に関して知り得た国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以上「機構」という。)の秘密(以下「秘密」という。)につき、機構の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者(機構に対し本事業に関する守秘義務を負う者は除く。)に漏洩し、また、機構と株式会社●●●●、株式会社●●●●、株式会社●●●●との間で令和●●年●●月●●日付にて締結された本事業にかかる基本協定書(以下「本協定」という。)及び機構と[事業契約において事業者とされるSPCの名称]との間で令和●●年●●月●●日付にて締結された本事業にかかる事業契約の履行以外の目的に使用しないこと、並びに本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人情報及び当該情報から当社が作成した個人情報、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)を遵守して取扱うことを確認いたします。ただし、秘密が以下の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>五 機構が独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づきその要件を満たす開示請求を受けた場合</p> <p>六 当社の弁護士その他本事業にかかるアドバイザー、出資者及び協力会社に守秘義務を課して開示する場合</p> <p>七 当社が本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合</p> | <p>当社は、瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業(以下「本事業」という。)に関して知り得た国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以上「機構」という。)の秘密(以下「秘密」という。)につき、機構の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者(機構に対し本事業に関する守秘義務を負う者は除く。)に漏洩し、また、機構と株式会社●●●●、株式会社●●●●、株式会社●●●●との間で令和●●年●●月●●日付にて締結された本事業に係る基本協定書(以下「本協定」という。)及び機構と[事業契約において事業者とされるSPCの名称]との間で令和●●年●●月●●日付にて締結された本事業に係る事業契約の履行以外の目的に使用しないこと並びに本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人情報及び当該情報から当社が作成した個人情報、機構の個人情報保護規程(17(規程)第56号)を遵守して、取り扱うことを確認いたします。ただし、秘密が以下の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>五 機構が独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づきその要件を満たす開示請求を受けた場合</p> <p>六 当社の弁護士その他本事業にかかるアドバイザー、出資者及び協力会社に守秘義務を課して開示する場合</p> <p>七 当社が本事業の遂行に係る資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合</p> |
| 30 | 基本協定書(案) | 16 | 別紙7 違法行為を行っていないこと等の誓約書 | <p>誓約書</p> <p>当社は、機構に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証をします。</p> <p>記</p> <p>1 本事業に関して、公正取引委員会が、乙又は丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙又は丙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(同法第8条の3の規定により準用される場合を含む。)が行われた事実がなく、当該納付命令が確定した事実がないこと。</p> <p>10 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第5項から第9項に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したことがないこと。</p>   | <p>誓約書</p> <p>当社は、機構に対して下記の事項を誓約し、表明し、及び保証をします。</p> <p>記</p> <p>1 本事業に関して、公正取引委員会が、乙又は丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙又は丙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(独占禁止法第8条の3の規定により準用される場合を含む。)が行われた事実がなく、当該納付命令が確定した事実がないこと。</p> <p>10 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第5項から前項までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したことがないこと。</p>   |

| 通番 | 資料名      | 頁数 | 項目名 | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|----|----------|----|-----|--|---|
| 31 | 事業契約書(案) | —  | 全体  | —  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一文字の数字及びアルファベットは、半角から全角に修正しました。</li> <li>・各条、項、号の後のスペースは、半角から全角に修正しました。</li> </ul>  |
| 32 | 事業契約書(案) | 1  | 前文  | <p>1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)は、岐阜県瑞浪市で実施している超深地層研究所計画(以下「本計画」という。)において、結晶質岩(花崗岩)を対象に地質環境の評価のための体系的な調査・解析・評価技術の基盤の整備と、深地層における工学技術の基盤の整備を目的として、深地層の科学的研究を実施している。本計画を基に、現在、瑞浪超深地層研究所(以下「研究所」という。)を設置し、瑞浪市から賃借した市有地(以下「研究用地」という。)に深度500mの2本の立坑(主立坑及び換気立坑)と100m毎の水平坑道等を整備するとともに、正馬様用地では既存のボーリング孔などをを用いた断層周辺の地下水の研究等を実施している。</p> <p>2 本事業は、機構の第3期中長期計画に基づき公表された坑道の埋め戻し工事工程案を踏まえ、坑道の埋め戻しに伴う地下深部の地下水環境の回復過程及び周辺環境への影響を確認するための環境モニタリング調査を実施するとともに、瑞浪市との土地賃貸借期限である令和4年1月16日までに研究所の坑道の埋め戻し及び地上に設置された施設の撤去、研究用地の原状回復を行う。さらに、研究用地内及び周辺並びに正馬様用地に設置されている地上からのボーリング孔の閉塞や、立坑坑口の基礎コンクリート等の撤去等、環境モニタリング調査後の設備を撤去することを目的とするものである。</p> <p>3 機構は、本事業の本件入札説明書に従い入札を実施し、最も優れた提案を行った民間事業者グループ【民間事業者グループの名称】を落札者として決定した。【民間事業者グループの名称】は、本件入札説明書に従い本事業を実施するために機構との間で令和2年●月●日付基本協定を締結し、これに基づき【PFI事業者の名称】(以下「事業者」という。)を設立した。</p> <p>機構と事業者は、本事業の実施に関して、次のとおり契約を締結する。</p> <p>1 事業名 瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業<br/>2 契約期間 自 令和2年●月●日<br/>至 令和10年3月31日<br/>3 契約金額 金【 】円<br/>(うち消費税及び地方消費税の額 金【 】円)<br/>4 契約保証金 第86条(契約の保証)のとおり<br/>5 支払条件 別途本文中に記載のとおり</p> <p>本事業について、機構と事業者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって坑道埋め戻し及び原状回復業務、環境モニタリング調査業務、並びにモニタリング設備等撤去業務に関する契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。機構と事業者とは、本事業には、本契約とともに、基本協定書、本件入札説明書、本件入札説明書に関する質問回答、並びに本件入札説明書に記載の機構の指定する様式に従い作成され、入札時に提出された提案書に定める事項が適用されることを確認する。</p> | <p>1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)は、岐阜県瑞浪市で実施している超深地層研究所計画(以下「本計画」という。)において、結晶質岩(花崗岩)を対象に地質環境の評価のための体系的な調査・解析・評価技術の基盤の整備と、深地層における工学技術の基盤の整備を目的として、深地層の科学的研究を実施している。本計画を基に、現在、瑞浪超深地層研究所(以下「研究所」という。)を設置し、瑞浪市から賃借した市有地(以下「研究用地」という。)に深度500mの2本の立坑(主立坑及び換気立坑)と100mごとの水平坑道等を整備するとともに、正馬様用地では既存のボーリング孔などをを用いた断層周辺の地下水の研究等を実施している。</p> <p>2 本事業は、機構の第3期中長期計画に基づき公表された坑道の埋め戻し工事工程案を踏まえ、坑道の埋め戻しに伴う地下深部の地下水環境の回復過程及び周辺環境への影響を確認するための環境モニタリング調査を実施するとともに、瑞浪市との土地賃貸借期限である令和4年1月16日までに研究所の坑道の埋め戻し及び地上に設置された施設の撤去並びに研究用地の原状回復を行う。さらに、研究用地内及び周辺並びに正馬様用地に設置されている地上からのボーリング孔の閉塞や、立坑坑口の基礎コンクリート等の撤去等、環境モニタリング調査後の設備を撤去することを目的とするものである。</p> <p>3 機構は、本事業の本件入札説明書に従い入札を実施し、最も優れた提案を行った民間事業者グループ【民間事業者グループの名称】を落札者として決定した。【民間事業者グループの名称】は、本件入札説明書に従い本事業を実施するために機構との間で令和2年●月●日付基本協定を締結し、これに基づき【PFI事業者の名称】(以下「事業者」という。)を設立した。</p> <p>したがって、機構と事業者は、本事業の実施に関して、次のとおり契約を締結する。</p> <p>1 事業名 瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業<br/>2 契約期間 自 令和2年●月●日<br/>至 令和10年3月31日<br/>3 契約金額 金【 】円<br/>(うち消費税及び地方消費税の額 金【 】円)<br/>4 契約保証金 第86条(契約の保証)のとおり<br/>5 支払条件 別途本文中に記載のとおり</p> <p>本事業について、機構と事業者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって坑道埋め戻し及び原状回復業務、環境モニタリング調査業務、並びにモニタリング設備等撤去業務に関する契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。機構と事業者とは、本事業には、本契約とともに、基本協定書、本件入札説明書、本件入札説明書に関する質問回答及び本件入札説明書に記載の機構の指定する様式に従い作成され、入札時に提出された提案書に定める事項が適用されることを確認する。</p> |

| 通番 | 資料名      | 頁数     | 項目名        | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|----|----------|--------|------------|---|---|
| 33 | 事業契約書(案) | 2<br>3 | 第1条<br>第2条 | <p>第1章 用語の定義</p> <p>(定義)<br/>第1条 本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(3)「環境モニタリング調査企業」とは、事業者から直接、第5章の環境モニタリング調査業務を受託し又は請け負う企業をいう</p> <p>(5)「基本協定書」とは、本事業に関して機構と構成員との間で令和2年●月●日に締結された基本協定が記載された書面をいう。</p> <p>(6)「協力会社」とは、入札参加者の構成員以外の者で、事業者から直接業務を受託し又は請け負う者をいう。</p> <p>(10)「坑道埋め戻し及び原状回復企業」とは、事業者から直接、第4章の坑道埋め戻し及び原状回復業務を受託し又は請け負う企業をいう。</p> <p>(15)「四者協定等」とは、岐阜県、瑞浪市、土岐市、動力炉・核燃料開発事業団の四者間における「東濃地科学センターにおける地層科学研究に係る協定書」(平成7年12月28日)、瑞浪市、核燃料サイクル開発機構との間における「土地賃貸借契約に係る協定書」(平成14年1月17日)及び岐阜県、瑞浪市、機構の三者間における「瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定書」(平成17年11月14日)に基づく協定をいう。</p> <p>(21)「事業用地」とは、要求水準書【別図1.1】ないし【別図1.3】に示される本事業を実施する場所をいう。</p> <p>(22)「実施方針等」とは、令和元年8月9日に公表された瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業実施方針及び令和元年●月●日に公表された瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業実施方針に関する質問及び意見に対する回答をいう。</p> <p>(27)「提案水準」とは、要求水準をすべて満たす提案書等において提案された内容及び水準をいう。</p> <p>(30)「入札説明書等」とは、入札説明書、要求水準書、基本協定書(案)、本契約書(案)及びその他入札公告時に示した資料(公表後の変更を含む。)の総称をいう。</p> <p>(31)「不可抗力」とは、機構及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、災害対策基本法第2条第1項に定める災害、その他地滑り、落盤等の災害や、騒乱、暴動、第三者の行為、工用電力の停電、その他の自然的又は人為的な現象によるもの等をいう。但し、「法令」の変更は、「不可抗力」に含まれない。</p> <p>(32)「法令」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等(確定を要するものについては確定したもの、上級裁判所の判断のあるものについてはより上級の裁判所の判断を優先させる。)をいう。</p> <p>(目的)<br/>第2条 本契約は、本事業を円滑に実施するために、本事業における機構及び事業者の役割と基本的合意事項について定めるとともに、本事業の実施に際しての条件を定めることを目的とする。</p> | <p>第1章 総則</p> <p>(目的)<br/>第1条 本契約は、本事業を円滑に実施するために、本事業における機構及び事業者の役割と基本的合意事項について定めるとともに、本事業の実施に際しての条件を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)<br/>第2条 本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(3)「環境モニタリング調査企業」とは、事業者から直接、第5章の環境モニタリング調査業務を受託し、又は請け負う企業をいう</p> <p>(5)「基本協定書」とは、本事業に関して機構と構成員との間で令和2年●月●日に締結された基本協定が記載された書面をいう。</p> <p>(6)「協力会社」とは、入札参加者の構成員以外の者で、事業者から直接業務を受託し、又は請け負う者をいう。</p> <p>(10)「坑道埋め戻し及び原状回復企業」とは、事業者から直接、第4章の坑道埋め戻し及び原状回復業務を受託し、又は請け負う企業をいう。</p> <p>(15)「四者協定等」とは、岐阜県、瑞浪市、土岐市及び動力炉・核燃料開発事業団の四者間における「東濃地科学センターにおける地層科学研究に係る協定書」(平成7年12月28日)、瑞浪市、核燃料サイクル開発機構との間における「土地賃貸借契約に係る協定書」(平成14年1月17日)及び岐阜県、瑞浪市及び機構の三者間における「瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定書」(平成17年11月14日)に基づく協定をいう。</p> <p>(21)「事業用地」とは、要求水準書【別図1.1】から【別図1.3】までに示される本事業を実施する場所をいう。</p> <p>(22)「実施方針等」とは、令和元年8月9日に公表された瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業実施方針及び令和元年●月●日に公表された瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業実施方針に関する質問及び意見に対する回答をいう。</p> <p>(27)「提案水準」とは、要求水準を全て満たす提案書等において提案された内容及び水準をいう。</p> <p>(30)「入札説明書等」とは、入札説明書、要求水準書、基本協定書(案)、本契約書(案)その他入札公告時に示した資料(公表後の変更を含む。)をいう。</p> <p>(31)「不可抗力」とは、機構及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に定める災害その他地滑り、落盤等の災害、騒乱、暴動、第三者の行為、工用電力の停電その他の自然的又は人為的な現象によるもの等をい、法令等の変更は、「不可抗力」に含まれないものとする。</p> <p>(32)「法令等」とは、法律、命令、条例、政令、省令、規則若しくは通達、行政指導、ガイドライン又は裁判所の判決、決定、命令その他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等(確定を要するものについては確定したもの又は上級裁判所の判断のあるものについてはより上級の裁判所の判断を優先させる。)をいう。</p> <p>(第1条に移動)</p> |

| 通番 | 資料名      | 頁数     | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|----|----------|--------|------|--|---|
| 34 | 事業契約書(案) | 4      | 第3条  | (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)<br>第3条 事業者は、本事業が公共性を有する事業であることを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。   | (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)<br>第3条 事業者は、本事業が公共性を有する事業であることを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。  |
| 35 | 事業契約書(案) | 4      | 第6条  | (本事業の実施)<br>第6条 事業者は、本契約の規定に従い、事業用地において、要求水準書で特定された本事業の目的のため、提案水準に従って本事業を実施する。<br>2 事業者は、本契約において別途規定されている場合を除き、本契約に従い、本事業を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、本事業を適正かつ確実に実施するものとし、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。また、本契約に別途規定されている場合を除き、機構の本事業に関する確認若しくは立会又は事業者から機構に対する報告、通知若しくは説明を理由として、事業者はいかなる本契約における事業者の責任をも免れず、当該確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、機構は何ら責任を負担しない。<br>3 事業者は、要求水準書の定めに従い、総括責任者を配置する。<br>4 事業者が本事業の実施に関して、第三者と業務委託契約、請負契約等を締結する場合には、契約締結予定日の10営業日前までに、機構に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した機構の定める様式による書面により通知するとともに、当該契約書案を提示してその写しを提出し、機構の承諾を得なければならない。また、当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。 | (本事業の実施)<br>第6条 事業者は、本契約の規定に従い、事業用地において、要求水準書で特定された本事業の目的のため、提案水準に従って本事業を実施する。<br>2 事業者は、本契約において別途規定されている場合を除き、本契約に従い、本事業を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、本事業を適正かつ確実に実施するものとし、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。また、本契約に別に規定されている場合を除き、機構の本事業に関する確認若しくは立会又は事業者から機構に対する報告、通知若しくは説明を理由として、事業者はいかなる本契約における事業者の責任をも免れず、当該確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、機構は何ら責任を負担しない。<br>3 事業者は、要求水準書の定めに従い、総括責任者を配置する。<br>4 事業者が本事業の実施に関して、第三者と業務委託契約、請負契約等を締結する場合には、契約締結予定日の10営業日前までに、機構に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した機構の定める様式による書面により通知するとともに、当該契約書案を提示してその写しを提出し、機構の承諾を得なければならない。当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。 |
| 36 | 事業契約書(案) | 4      | 第7条  | (事業者の資金調達)<br>第7条 本事業の実施に関する一切の費用は、本契約で特段の規定がある場合を除きすべて事業者が負担する。本事業に関する事業者の資金調達はすべて事業者の責任と費用負担において行う。<br>2 事業者は、PFI法第75条(支援等)に規定された法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力する。事業者は、かかる支援が適用される場合には、これを機構が事業者に対して支払うサービス対価の軽減に充当することについて、機構と協議する。  | (事業者の資金調達)<br>第7条 本事業の実施に関する一切の費用は、本契約で特段の規定がある場合を除き全て事業者が負担する。本事業に関する事業者の資金調達は全て事業者の責任と費用負担において行う。<br>2 事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第75条(支援等)に規定された法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力する。事業者は、かかる支援が適用される場合には、これを機構が事業者に対して支払うサービス対価の軽減に充当することについて、機構と協議する。  |
| 37 | 事業契約書(案) | 4      | 第8条  | (増加費用への対応)<br>第8条 本事業の遂行において、機構が負担すべき増加費用が発生した場合、機構は、その増加費用の全部又は一部の負担に代えて、事業者がその後に行うべき業務の内容を変更することができる。この場合において、業務の内容の変更は、機構と事業者で協議の上、これを定める。但し、かかる協議が調わない場合には、機構が合理的な変更内容を定めて事業者に通知し、事業者はかかる通知内容に従う。  | (増加費用への対応)<br>第8条 本事業の遂行において、機構が負担すべき増加費用が発生した場合、機構は、その増加費用の全部又は一部の負担に代えて、事業者がその後に行うべき業務の内容を変更することができる。この場合において、業務の内容の変更は、機構と事業者で協議の上、これを定める。ただし、かかる協議が調わない場合には、機構が合理的な変更内容を定めて事業者に通知し、事業者はかかる通知内容に従う。  |
| 38 | 事業契約書(案) | 4<br>5 | 第10条 | (許認可、届出等)<br>第10条 本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者が自らの責任と費用負担において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても事業者が自らの責任と費用負担において行う。但し、機構が取得・維持すべき許認可及び機構が提出すべき届出はこの限りでない。<br>2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、機構に事前説明及び事後報告を行うとともに、各種許認可又は届出等の書類の写しを遅滞なく機構に提出する。<br>3 機構は、事業者からの要請がある場合は、事業者による許認可の取得、届出等に必要な資料の提供その他について協力する。<br>4 事業者は、機構からの要請がある場合は、機構による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。<br>5 事業者は、許認可等の申請の遅延により増加費用が生じた場合、当該増加費用を負担する。但し、当該遅延が機構の責めに帰すべき事由による場合は、機構が当該増加費用を負担する。  | (許認可、届出等)<br>第10条 本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者が自らの責任と費用負担において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても事業者が自らの責任と費用負担において行う。ただし、機構が取得・維持すべき許認可及び機構が提出すべき届出はこの限りでない。<br>2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、機構に事前説明及び事後報告を行うとともに、各種許認可又は届出等の書類の写しを遅滞なく機構に提出する。<br>3 機構は、事業者からの要請がある場合は、事業者による許認可の取得、届出等に必要な資料の提供その他必要な事項について協力する。<br>4 事業者は、機構からの要請がある場合は、機構による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他必要な事項について協力する。<br>5 事業者は、許認可等の申請の遅延により増加費用が生じた場合、当該増加費用を負担する。ただし、当該遅延が機構の責めに帰すべき事由による場合は、機構が当該増加費用を負担する。   |

| 通番 | 資料名      | 頁数 | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|----|----------|----|------|---|---|
| 39 | 事業契約書(案) | 5  | 第11条 | (保険)<br>第11条 事業者は、本事業期間中、事業者の判断により自ら加入する保険のほか、自らの責任において、自ら又は坑道埋め戻し及び原状回復企業、環境モニタリング調査企業、モニタリング設備等撤去企業をして、別紙2(事業者等が付保する保険)に定める保険(提案書において事業者が付保することを提案した保険を含む。)に加入し、又は加入させ、保険料を負担する。事業者は、かかる保険の保険証書又はこれに代わるものを、当該保険契約締結予定日の10営業日前までに機構に提示しなければならない。   | (保険)<br>第11条 事業者は、本事業期間中、事業者の判断により自ら加入する保険のほか、自らの責任において、自ら又は坑道埋め戻し及び原状回復企業、環境モニタリング調査企業並びにモニタリング設備等撤去企業をして、別紙2(事業者等が付保する保険)に定める保険(提案書において事業者が付保することを提案した保険を含む。)に加入し、又は加入させ、保険料を負担する。事業者は、かかる保険の保険証書又はこれに代わるものを、当該保険契約締結予定日の10営業日前までに機構に提示しなければならない。   |
| 40 | 事業契約書(案) | 5  | 第13条 | (臨機の措置)<br>第13条 事業者は、災害防止その他の事由により特に必要と認める場合は、災害防止等のための臨機の措置をとり、災害等による損害が可能な限り少なくなるよう努めなければならない。この場合において必要と認めるときは、事業者は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ機構の意見を求めなければならない。<br>2 前項の場合において、事業者は、そのとった措置について遅滞なく機構に対し通知しなければならない。<br>3 機構は、災害防止その他本事業の遂行上特に必要と認める場合は、事業者に対し臨機の措置をとることを求めることができる。この場合、事業者は、直ちにこれに応じなければならない。<br>4 第1項及び前項の措置に要した費用のうち、通常の管理行為を超えるものとして、事業者がサービス対価の範囲において負担することが明らかに適当でない認められる部分については、機構がこれを負担する。この場合における機構の負担額は、機構と事業者が協議の上定める。 | (臨機の措置)<br>第13条 事業者は、災害防止その他の事由により特に必要と認める場合は、災害防止等のための臨機の措置を執り、災害等による損害が可能な限り少なくなるよう努めなければならない。この場合において必要と認めるときは、事業者は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ機構の意見を求めなければならない。<br>2 前項の場合において、事業者は、その執った措置について遅滞なく機構に対し通知しなければならない。<br>3 機構は、災害防止その他本事業の遂行上特に必要と認める場合は、事業者に対し臨機の措置を執ることを求めることができる。この場合において、事業者は、直ちにこれに応じなければならない。<br>4 第1項及び前項の措置に要した費用のうち、通常の管理行為を超えるものとして、事業者がサービス対価の範囲において負担することが明らかに適当でない認められる部分については、機構がこれを負担する。この場合における機構の負担額は、機構と事業者が協議の上定める。 |
| 41 | 事業契約書(案) | 6  | 第14条 | (一般的損害)<br>第14条 本事業の実施にあたり事業者に生じた損害は、機構の帰責事由により生じたもの及び本契約において機構の負担とする別段の定めがあるものを除き、事業者の負担とする。   | (一般的損害)<br>第14条 本事業の実施に当たり事業者に生じた損害は、機構の帰責事由により生じたもの及び本契約において機構の負担とする別段の定めがあるものを除き、事業者の負担とする。   |
| 42 | 事業契約書(案) | 6  | 第16条 | 第3章 要求水準の確認<br>(要求水準確認計画書の作成等)<br>第16条 事業者は、要求水準書の定めに従って機構と協議を行い、要求水準確認計画書を作成の上、機構に提出し、確認を受ける。  | 第2章 要求水準の確認<br>(要求水準確認計画書の作成等)<br>第16条 事業者は、要求水準書の定めに従って機構と協議を行い、要求水準確認計画書を作成の上、機構に提出し、確認を受ける。  |
| 43 | 事業契約書(案) | 6  | 第17条 | (要求水準確認報告書の作成等)<br>第17条 事業者は、要求水準書の定めに従って要求水準確認計画書に記載された確認項目が適正に実施されているかを確認し、その結果を要求水準確認報告書として取り纏めて機構に提出し、確認を受ける。   | (要求水準確認報告書の作成等)<br>第17条 事業者は、要求水準書の定めに従って要求水準確認計画書に記載された確認項目が適正に実施されているかを確認し、その結果を要求水準確認報告書として取りまとめて機構に提出し、確認を受ける。  |
| 44 | 事業契約書(案) | 6  | 第18条 | (設計図書の照査)<br>第18条 事業者は、要求水準に従い本事業の実施前及び実施中において、機構が作成した設計図書の照査を行う。<br>2 事業者は、前項の設計図書の照査の結果、設計図書の誤謬、脱漏、不明確及び工事現場との不一致等の事実を発見した場合、該当する事実が確認できる内容の技術連絡書(地形図、設計図書との対比図、施工図等を含む。)を機構に提出し、確認を受ける。また、事業者は、機構からさらなる資料の提出を求められた場合は、これに従うものとする。  | (設計図書の照査)<br>第18条 事業者は、要求水準に従い本事業の実施前及び実施中において、機構が作成した設計図書の照査を行う。<br>2 事業者は、前項の設計図書の照査の結果、設計図書の誤謬、脱漏、不明確及び工事現場との不一致等の事実を発見した場合、該当する事実が確認できる内容の技術連絡書(地形図、設計図書との対比図、施工図等を含む。)を機構に提出し、確認を受ける。また、事業者は、機構から更なる資料の提出を求められた場合は、これに従うものとする。   |

| 通番 | 資料名      | 頁数     | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|----|----------|--------|------|--|---|
| 45 | 事業契約書(案) | 6<br>7 | 第19条 | <p>(設計図書の変更)</p> <p>第19条 機構は、設計図書の変更が必要と認めるときは、事業者に対して変更内容を記載した書面を交付する。事業者は、機構から当該書面を受領した後、機構と事業者の協議に基づき、機構が指定した合理的な時期までに、機構に対してかかる設計の変更に伴い発生する費用、各業務期間又は業務工程の変更の有無等の検討結果を記載した書面を提出しなければならない。設計図書の変更の内容は、機構と事業者で協議の上、これを定める。但し、かかる協議が調わない場合には、機構が合理的な変更内容を最終的に定めて設計図書を変更する。</p> <p>2 機構が、設計図書の変更を行う場合、当該変更により生じた増加費用等の負担については次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 当該変更が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合は事業者が負担する。</p> <p>(2) 当該変更が不可抗力に基づく場合は第79条、法令等の改正等に基づく場合は第82条の規定に従う。</p> <p>(3) 当該変更が前各号に定める事由以外の事由に基づく場合は機構が負担する。</p> <p>3 機構が設計図書の変更を行う場合、当該変更により坑道埋め戻し業務又は原状回復業務に係る費用が減少したときには、機構と事業者で協議の上、機構は第68条(坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価の支払い)に基づき機構が事業者に支払うサービス対価のうち坑道埋め戻し対価及び原状回復業務の対価の減少額相当分を同額減少させることができる。</p> <p>4 機構が設計図書の変更を行う場合、当該変更により環境モニタリング調査業務に係る費用が減少したときには、機構と事業者で協議の上、機構は第69条(環境モニタリング調査業務のサービス対価の支払い)に基づき機構が事業者に支払うサービス対価のうち環境モニタリング調査業務の対価の減少額相当分を同額減少させることができる。</p> <p>5 機構が設計図書の変更を行う場合、当該変更によりモニタリング設備等撤去業務に係る費用が減少したときには、機構と事業者で協議の上、機構は、第70条(モニタリング設備等撤去業務のサービス対価の支払い)に基づき機構が事業者に支払うサービス対価のうちモニタリング設備等撤去業務の対価の減少額相当分を同額減少させることができる。</p> | <p>(設計図書の変更)</p> <p>第19条 機構は、設計図書の変更が必要と認めるときは、事業者に対して変更内容を記載した書面を交付する。事業者は、機構から当該書面を受領した後、機構と事業者の協議に基づき、機構が指定した合理的な時期までに、機構に対してかかる設計の変更に伴い発生する費用、各業務期間又は業務工程の変更の有無等の検討結果を記載した書面を提出しなければならない。設計図書の変更の内容は、機構と事業者で協議の上、これを定める。ただし、かかる協議が調わない場合には、機構が合理的な変更内容を最終的に定めて設計図書を変更する。</p> <p>2 機構が、設計図書の変更を行う場合、当該変更により生じた増加費用等の負担については次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 当該変更が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合は事業者が負担する。</p> <p>(2) 当該変更が不可抗力に基づく場合は第79条、法令等の改正等に基づく場合は第82条の規定に従う。</p> <p>(3) 当該変更が前各号に定める事由以外の事由に基づく場合は機構が負担する。</p> <p>3 機構が設計図書の変更を行う場合、当該変更により坑道埋め戻し業務又は原状回復業務に係る費用が減少したときには、機構と事業者で協議の上、機構は第68条(坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価の支払い)に基づき機構が事業者に支払うサービス対価のうち坑道埋め戻し対価及び原状回復業務の対価の減少額相当分を同額減少させることができる。</p> <p>4 機構が設計図書の変更を行う場合、当該変更により環境モニタリング調査業務に係る費用が減少したときには、機構と事業者で協議の上、機構は第69条(環境モニタリング調査業務のサービス対価の支払い)に基づき機構が事業者に支払うサービス対価のうち環境モニタリング調査業務の対価の減少額相当分を同額減少させることができる。</p> <p>5 機構が設計図書の変更を行う場合、当該変更によりモニタリング設備等撤去業務に係る費用が減少したときには、機構と事業者で協議の上、機構は、第70条(モニタリング設備等撤去業務のサービス対価の支払い)に基づき機構が事業者に支払うサービス対価のうちモニタリング設備等撤去業務の対価の減少額相当分を同額減少させることができる。</p> |
| 46 | 事業契約書(案) | 7      | 第20条 | <p>(全体工程表の作成)</p> <p>第20条 事業者は、要求水準書の定めに従い、各業務の着手前に機構と協議を行い、各種書類の提出時期と協議調整工程を盛り込んだ各業務の全体工程表を作成のうえ、機構に提出し、確認を受ける。</p>   | <p>(全体工程表の作成)</p> <p>第20条 事業者は、要求水準書の定めに従い、各業務の着手前に機構と協議を行い、各種書類の提出時期と協議調整工程を盛り込んだ各業務の全体工程表を作成の上、機構に提出し、確認を受ける。</p>   |
| 47 | 事業契約書(案) | 7      | 第22条 | <p>(リサイクル計画書の作成)</p> <p>第22条 事業者は、本事業の実施に当たって、建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底)について検討を行い計画に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として作成し、機構に提出する。</p>  | <p>(リサイクル計画書の作成)</p> <p>第22条 事業者は、本事業の実施に当たって、建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進及び適正処理の徹底をいう。)について検討を行い計画に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として作成し、機構に提出する。</p>  |
| 48 | 事業契約書(案) | 7      | —    | 第4章 坑道埋め戻し及び原状回復   | 第3章 坑道埋め戻し及び原状回復  |
| 49 | 事業契約書(案) | 7<br>8 | 第25条 | <p>(業務実施の体制)</p> <p>第25条 事業者は、第23条(坑道の埋め戻し及び原状回復業務の内容)の各業務を統括する統括責任者(以下「統括責任者」という。)を配置し、各業務全般の管理を行わせる。</p> <p>2 事業者は、業務に関して連絡可能な窓口を事業用地内に設置し、施設利用時の不具合等に対する即応体制を確保する。</p> <p>3 事業者は、災害等を含む緊急時等の対応として、24時間常時連絡可能な体制を確保するとともに、危機管理に努める。</p> <p>4 事業者は、各業務につき、必要な業務遂行能力を有するものを配置し、従事させる。なお、各業務に必要な有資格者は、事業者が手配する。</p>   | <p>(業務実施の体制)</p> <p>第25条 事業者は、第23条(坑道の埋め戻し及び原状回復業務の内容)の各業務を統括する統括責任者(以下「統括責任者」という。)を配置し、各業務全般の管理を行わせる。</p> <p>2 事業者は、業務に関して連絡可能な窓口を事業用地内に設置し、施設利用時の不具合等に対する即応体制を確保する。</p> <p>3 事業者は、災害等を含む緊急時等の対応として、24時間常時連絡可能な体制を確保するとともに、危機管理に努める。</p> <p>4 事業者は、各業務につき、必要な業務遂行能力を有するものを配置し、従事させる。この場合において、各業務に必要な有資格者は、事業者が手配する。</p>  |

| 通番 | 資料名      | 頁数     | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|----|----------|--------|------|--|---|
| 50 | 事業契約書(案) | 8      | 第26条 | <p>(業務計画書)</p> <p>第26条 事業者は、第23条(坑道の埋め戻し及び原状回復業務の内容)の各業務の実施前に、要求水準書に従い、機構と協議の上、業務計画書を作成し、機構に提出する。</p> <p>2 事業者は、次の各号に掲げる場合には、機構に確認の上、業務計画書を修正し、再度機構の確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合</p> <p>(2) 機構により業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合</p> <p>3 事業者は、坑道埋め戻し及び原状回復業務の開始までに、要求水準書に従い、省エネルギーに係る業務計画書を作成し、機構に提出する。</p>   | <p>(業務計画書)</p> <p>第26条 事業者は、第23条(坑道の埋め戻し及び原状回復業務の内容)の各業務の実施前に、要求水準書に従い、機構と協議の上、業務計画書を作成し、機構に提出する。</p> <p>2 事業者は、次の各号に掲げる場合には、機構に確認の上、業務計画書を修正し、再度機構の確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合</p> <p>(2) 機構により業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合</p> <p>3 事業者は、坑道埋め戻し及び原状回復業務の開始までに、要求水準書に従い、省エネルギーに係る業務計画書を作成し、機構に提出する。</p>  |
| 51 | 事業契約書(案) | 8      | 第28条 | <p>(第三者の使用)</p> <p>第28条 事業者は、基本協定書第11条(業務の委託等)に定める者に同項に定める範囲で坑道埋め戻し及び原状回復業務の実施を請け負わせることができる。この場合、事業者は、当該業務の委託又は請負に係る契約締結予定日の10営業日前までに、機構に対し、その旨を書面で通知するとともに、当該契約書案を提示し、機構の承諾を得なければならない。また、当該契約書の内容を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 前項に基づき、坑道埋め戻し業務又は原状回復業務の全部又は一部を受託し又請け負った坑道埋め戻し及び原状回復企業がさらにその業務の一部をその他の第三者(以下本条において「下請人等」という。)に委託し又は請け負わせる場合は、事業者は速やかに機構に対してその旨を記載した書面を提出し、承諾を得なければならない。ただし、坑道埋め戻し及び原状回復企業は、坑道埋め戻し及び原状回復業務の全部または大部分を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。</p> <p>3 機構は、下請人等が坑道埋め戻し及び原状回復業務の実施につき著しく不適当と認められたときは、事業者に対しその変更を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。</p> <p>4 坑道埋め戻し及び原状回復企業及び下請人等(以下、総称して「坑道埋め戻し及び原状回復企業等」という。)の使用は、第2項の機構の承諾にかかわらず、すべて事業者の責任と費用負担において行うものとし、坑道埋め戻し及び原状回復企業等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。</p> <p>5 坑道埋め戻し及び原状回復企業等に関する何らかの紛争等に起因して坑道埋め戻し及び原状回復業務が遅延した場合において、機構又は事業者が生じることとなる増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。</p> | <p>(第三者の使用)</p> <p>第28条 事業者は、基本協定書第11条(業務の委託等)に定める者に同項に定める範囲で坑道埋め戻し及び原状回復業務の実施を請け負わせることができる。この場合において、事業者は、当該業務の委託又は請負に係る契約締結予定日の10営業日前までに、機構に対し、その旨を書面で通知するとともに、当該契約書案を提示し、機構の承諾を得なければならない。当該契約書の内容を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 前項に基づき、坑道埋め戻し業務又は原状回復業務の全部又は一部を受託し、又請け負った坑道埋め戻し及び原状回復企業が更にその業務の一部をその他の第三者(以下この条において「下請人等」という。)に委託し、又は請け負わせる場合は、事業者は速やかに機構に対してその旨を記載した書面を提出し、承諾を得なければならない。ただし、坑道埋め戻し及び原状回復企業は、坑道埋め戻し及び原状回復業務の全部または大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。</p> <p>3 機構は、下請人等が坑道埋め戻し及び原状回復業務の実施につき著しく不適当と認められたときは、事業者に対しその変更を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。</p> <p>4 坑道埋め戻し及び原状回復企業及び下請人等(以下「坑道埋め戻し及び原状回復企業等」と総称する。)の使用は、第2項の機構の承諾にかかわらず、全て事業者の責任と費用負担において行うものとし、坑道埋め戻し及び原状回復企業等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。</p> <p>5 坑道埋め戻し及び原状回復企業等に関する何らかの紛争等に起因して坑道埋め戻し及び原状回復業務が遅延した場合において、機構又は事業者が生じることとなる増加費用及び損害については、全て事業者が負担する。</p> |
| 52 | 事業契約書(案) | 8<br>9 | 第29条 | <p>(業務報告)</p> <p>第29条 事業者は、要求水準書に従って、坑道埋め戻し及び原状回復業務について、次の各号に掲げる報告書等を作成し、機構に提出する。</p> <p>(1) 業務報告書</p> <p>(2) 省エネルギーに係る業務報告書</p> <p>(3) 法定点検に係る報告書</p> <p>2 事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事態が発生した場合は、遅滞なく、機構に報告する。</p>  | <p>(業務報告)</p> <p>第29条 事業者は、要求水準書に従って、坑道埋め戻し及び原状回復業務について、次の各号に掲げる報告書等を作成し、機構に提出する。</p> <p>(1) 業務報告書</p> <p>(2) 省エネルギーに係る業務報告書</p> <p>(3) 法定点検に係る報告書</p> <p>2 事業者は、業務の遂行に支障を来すような重大な事態が発生した場合は、遅滞なく、機構に報告する。</p>  |



| 通番 | 資料名      | 頁数      | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|----|----------|---------|------|---|---|
| 53 | 事業契約書(案) | 9       | 第30条 | <p>(業務モニタリングの実施等)</p> <p>第30条 事業者は、自らが提供する坑道埋め戻し及び原状回復業務に係る提案水準を確保するため、坑道埋め戻し及び原状回復業務に関し、別紙5(業務状況の監視及び改善措置について)に従い、自ら業務モニタリングを行う。</p> <p>2 機構は、事業者が提供する坑道埋め戻し及び原状回復業務に係る提案水準を確保するため、坑道埋め戻し及び原状回復業務に関し、別紙5(業務状況の監視及び改善措置について)に定めるほか、次の各号により業務モニタリングを行う。</p> <p>(1) 機構は、坑道埋め戻し及び原状回復企業立会いのもとで、坑道埋め戻し及び原状回復業務に関する業務モニタリングを実施する。事業者は実施記録を準備して、現場で機構の業務モニタリングを受ける。</p> <p>(2) 坑道埋め戻し及び原状回復業務に関する業務モニタリングは、提案水準との照合、及びこれにより確認された坑道埋め戻し及び原状回復業務の進捗状況と提案水準との照合により実施する。</p> <p>(3) 地下水観測装置の動作確認試験等は、事業者の責任及び費用により行う。なお、各種設備の点検、試運転等は、機構による業務モニタリングの前に事業者が実施し、その報告書を機構に提出する。点検試運転等の必要な各種設備については、機構と事業者の協議により決定し、機構は、試運転等に立ち会うことができる。</p> <p>(4) 事業者は、試運転とは別に、各種設備、備品等の取扱いに関する機構への説明を実施する。</p> <p>3 機構は、前項の業務モニタリングの結果、提案水準が維持されていないと判断した場合には、別紙5(業務状況の監視及び改善措置について)に定める方法に従い、坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価の減額、支払留保その他の改善要求措置等を行うことができる。</p> <p>4 第2項の業務モニタリングにかかる費用のうち、事業者について生じる費用は、事業者の負担とする。</p> <p>5 事業者は、何らかの事由で坑道埋め戻し及び原状回復業務に係る提案水準を達成できない状況が生じ、かつ、これを事業者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を記載した書面を直ちに機構に対して提出するとともに、かかる書面の提出と同時に口頭にて機構に対してこれを報告しなければならない。</p> | <p>(業務モニタリングの実施等)</p> <p>第30条 事業者は、自らが提供する坑道埋め戻し及び原状回復業務に係る提案水準を確保するため、坑道埋め戻し及び原状回復業務に関し、別紙5(業務状況の監視及び改善措置について)に従い、自ら業務モニタリングを行う。</p> <p>2 機構は、事業者が提供する坑道埋め戻し及び原状回復業務に係る提案水準を確保するため、坑道埋め戻し及び原状回復業務に関し、別紙5(業務状況の監視及び改善措置について)に定めるほか、次の各号により業務モニタリングを行う。</p> <p>(1) 機構は、坑道埋め戻し及び原状回復企業立会いの下で、坑道埋め戻し及び原状回復業務に関する業務モニタリングを実施する。事業者は実施記録を準備して、現場で機構の業務モニタリングを受ける。</p> <p>(2) 坑道埋め戻し及び原状回復業務に関する業務モニタリングは、提案水準との照合並びにこれにより確認された坑道埋め戻し及び原状回復業務の進捗状況と提案水準との照合により実施する。</p> <p>(3) 地下水観測装置の動作確認試験等は、事業者の責任及び費用により行う。この場合において、各種設備の点検、試運転等は、機構による業務モニタリングの前に事業者が実施し、その報告書を機構に提出する。点検試運転等の必要な各種設備については、機構と事業者の協議により決定し、機構は、試運転等に立ち会うことができる。</p> <p>(4) 事業者は、試運転とは別に、各種設備、備品等の取扱いに関する機構への説明を実施する。</p> <p>3 機構は、前項の業務モニタリングの結果、提案水準が維持されていないと判断した場合には、別紙5(業務状況の監視及び改善措置について)に定める方法に従い、坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価の減額、支払留保その他の改善要求措置等を行うことができる。</p> <p>4 第2項の業務モニタリングに係る費用のうち、事業者について生じる費用は、事業者の負担とする。</p> <p>5 事業者は、何らかの事由で坑道埋め戻し及び原状回復業務に係る提案水準を達成できない状況が生じ、かつ、これを事業者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を記載した書面を直ちに機構に対して提出するとともに、かかる書面の提出と同時に口頭にて機構に対してこれを報告しなければならない。</p> |
| 54 | 事業契約書(案) | 9<br>10 | 第32条 | <p>(坑道埋め戻し及び原状回復業務期間変更の場合の費用負担)</p> <p>第32条 機構が事業者に対して坑道埋め戻し及び原状回復業務期間の変更を請求した場合で、機構又は事業者に合理的な増加費用又は損害が生じる場合、その増加費用又は損害の負担については次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 機構の責めに帰すべき事由による場合は、機構が負担する。</p> <p>(2) 事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者が負担する。</p> <p>(3) 不可抗力による場合は、第79条(不可抗力による増加費用及び損害の取扱い)に規定する負担割合に従い、機構及び事業者が負担する。なお、事業者の損害を機構が負担する場合、当該損害は実損に限り、得べかりし利益を含まないものとし、以下同様とする。</p> <p>(4) 法令変更による場合は、第82条(法令改正等)による増加費用及び損害の取扱いに規定する負担割合に従い、機構及び事業者が負担する。</p>   | <p>(坑道埋め戻し及び原状回復業務期間変更の場合の費用負担)</p> <p>第32条 機構が事業者に対して坑道埋め戻し及び原状回復業務期間の変更を請求した場合で、機構又は事業者に合理的な増加費用又は損害が生じる場合、その増加費用又は損害の負担については次の各号に掲げるとおりとする。この場合において、機構が増加費用又は損害を負担する場合には、事業者は、増加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて機構に請求するものとする(以下、機構に対する損害、増加費用の請求につき同じ。)</p> <p>(1) 機構の責めに帰すべき事由による場合は、機構が負担する。</p> <p>(2) 事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者が負担する。</p> <p>(3) 不可抗力による場合は、第79条(不可抗力による増加費用及び損害の取扱い)に規定する負担割合に従い、機構及び事業者が負担する。この場合において、事業者の損害を機構が負担する場合、当該損害は実損に限り、得べかりし利益を含まないものとし、以下同様とする。</p> <p>(4) 法令等の変更による場合は、第82条(法令変更等)による増加費用及び損害の取扱いに規定する負担割合に従い、機構及び事業者が負担する。</p>  |

| 通番 | 資料名      | 頁数 | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|----|----------|----|------|---|---|
| 55 | 事業契約書(案) | 10 | 第33条 | (坑道埋め戻し及び原状回復業務の一時中止)<br>第33条 機構は、必要と認めた場合、事業者に対して坑道埋め戻し及び原状回復業務の中止の内容を通知して、坑道埋め戻し及び原状回復業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。<br>2 機構は、前項により坑道埋め戻し及び原状回復業務の全部又は一部の実施を一時中止させた場合において、必要と認めるときは、第68条(坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価の支払)に基づき機構が事業者を支払う坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価の額及び支払方法を変更することができる。<br>3 第1項に基づき坑道埋め戻し及び原状回復業務の実施が一時中止された場合、かかる中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は不可抗力若しくは法令の変更による場合を除き、事業者において、坑道埋め戻し及び原状回復業務の続行に備え事業用地を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、若しくはその他の坑道埋め戻し業務の施工の一時中止及びその続行に起因して合理的な増加費用が必要となったとき、又は、事業者が坑道埋め戻し業務の一時中止により損害を被ったときは、機構は必要となった合理的な増加費用又は被った合理的な損害を負担する。 | (坑道埋め戻し及び原状回復業務の一時中止)<br>第33条 機構は、必要と認めた場合、事業者に対して坑道埋め戻し及び原状回復業務の中止の内容を通知して、坑道埋め戻し及び原状回復業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。<br>2 機構は、前項により坑道埋め戻し及び原状回復業務の全部又は一部の実施を一時中止させた場合において、必要と認めるときは、第68条(坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価の支払)に基づき機構が事業者を支払う坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価の額及び支払方法を変更することができる。<br>3 第1項に基づき坑道埋め戻し及び原状回復業務の実施が一時中止された場合、かかる中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は不可抗力若しくは法令等の変更による場合を除き、事業者において、坑道埋め戻し及び原状回復業務の続行に備え事業用地を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、若しくはその他の坑道埋め戻し業務の施工の一時中止及びその続行に起因して合理的な増加費用が必要となった場合若しくは事業者が坑道埋め戻し業務の一時中止により損害を被った場合は、機構は、必要となった合理的な増加費用又は当該事業者の被った損害のうち、合理的な損害を負担する。 |
| 56 | 事業契約書(案) | 10 | 第34条 | (坑道埋め戻し及び原状回復業務の中断)<br>第34条 機構は、坑道埋め戻し及び原状回復業務の実施の過程におけるデータの取得等の必要な業務を実施し、または関係者を立ち入らせるため、事業者に対して坑道埋め戻し及び原状回復業務の実施の一時中断の内容を通知して、坑道埋め戻し及び原状回復業務の全部または一部の実施を一時中断させることができる。<br>2 前項に基づき坑道埋め戻し及び原状回復業務の実施について一時中断が通常想定される 中断期間を超えてなされた結果として、事業者に特別な増加費用または損害が生じた場合には、前条第2項及び第3項を準用する。   | (坑道埋め戻し及び原状回復業務の中断)<br>第34条 機構は、坑道埋め戻し及び原状回復業務の実施の過程におけるデータの取得等の必要な業務を実施し、又は関係者を立ち入らせるため、事業者に対して坑道埋め戻し及び原状回復業務の実施の一時中断の内容を通知して、坑道埋め戻し及び原状回復業務の全部または一部の実施を一時中断させることができる。<br>2 前項に基づき坑道埋め戻し及び原状回復業務の実施について一時中断が通常想定される 中断期間を超えてなされた結果として、事業者に特別な増加費用又は損害が生じた場合には、前条第2項及び第3項を準用する。   |
| 57 | 事業契約書(案) | 10 | 第35条 | (履行遅滞の場合の措置)<br>第35条 事業者の責めに帰すべき事由により、別紙1(日程表)に定める坑道埋め戻し業務の完了予定日又は別紙1(日程表)に定める原状回復業務の完了予定日までに各業務を完了できない場合において、相当の期間内に完了が可能と機構が認める場合には、機構は各完了予定日を変更することができる。<br>2 前項の場合、事業者は増加費用を負担するほか、機構の請求に従い、当該業務の完了予定日の翌日から業務完了の日までの日数について履行遅滞金として遅延日数1日につき、坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価(機構において出来高確認済の部分がある場合には当該部分に相当する対価を除く。)の1000分の1に相当する額を機構に支払う。この場合において、事業者の履行遅滞による機構の損害額が履行遅滞金の額を超えるときには、事業者は、その超過額を機構に支払わなければならない。   | (履行遅滞の場合の措置)<br>第35条 事業者の責めに帰すべき事由により、別紙1(日程表)に定める坑道埋め戻し業務の完了予定日又は別紙1(日程表)に定める原状回復業務の完了予定日までに各業務を完了できない場合において、相当の期間内に完了が可能と機構が認める場合には、機構は各完了予定日を変更することができる。<br>2 前項の場合において、事業者は、増加費用を負担するほか、機構の請求に従い、当該業務の完了予定日の翌日から業務完了の日までの日数について履行遅滞金として遅延日数1日につき、坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価(機構において出来高確認済の部分がある場合には当該部分に相当する対価を除く。)の1,000分の1に相当する額を機構に支払う。この場合において、事業者の履行遅滞による機構の損害額が履行遅滞金の額を超えるときには、事業者は、その超過額を機構に支払わなければならない。   |
| 58 | 事業契約書(案) | 11 | 第36条 | 第4節 坑道埋め戻し及び原状回復業務の完了検査等(事業者による完了検査)<br>第36条 事業者は、事業者の費用及び責任において、令和2年度末、坑道埋め戻し及び原状回復業務の完了の各時点において、坑道埋め戻し及び原状回復業務が完了した部分について一部または全部完了検査を行い、機構に対して、一部または全部完了検査の結果を記載した一部または全部完了検査報告書(内容については、機構が指定する。)を提出しなければならない。<br>2 事業者は、機構に対して、事業者が前項の一部または全部完了検査を行う7日前までに、当該一部または全部完了検査を行う旨を記載した書面を提出する。<br>3 事業者は、第1項の一部または全部完了検査において、坑道埋め戻し及び原状回復業務が提案水準を充足しているか否かについて検査する。<br>4 機構は、事業者が前項の規定に従って行う一部または全部完了検査への立会いを求めることができる。ただし、機構はかかる立会いの実施を理由として、坑道埋め戻し及び原状回復業務の実施の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。   | 第4節 坑道埋め戻し及び原状回復業務の完了検査等(事業者による完了検査)<br>第36条 事業者は、事業者の費用及び責任において、令和2年度末及び、坑道埋め戻し及び原状回復業務の完了の各時点において、坑道埋め戻し及び原状回復業務が完了した部分について一部又は全部完了検査を行い、機構に対して、一部又は全部完了検査の結果を記載した一部又は全部完了検査報告書(その内容については、機構が指定する。)を提出しなければならない。<br>2 事業者は、機構に対して、事業者が前項に定める一部又は全部完了検査を行う7日前までに、当該一部又は全部完了検査を行う旨を記載した書面を提出する。<br>3 事業者は、第1項の一部又は全部完了検査において、坑道埋め戻し及び原状回復業務が提案水準を充足しているか否かについて検査する。<br>4 機構は、事業者が前項の規定に従って行う一部又は全部完了検査への立会いを求めることができる。ただし、機構はかかる立会いの実施を理由として、坑道埋め戻し及び原状回復業務の実施の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。   |

| 通番 | 資料名      | 頁数 | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|----|----------|----|------|---|---|
| 59 | 事業契約書(案) | 11 | 第37条 | <p>(機構による完了確認)</p> <p>第37条 機構は、前条に基づき事業者から一部または全部完了検査報告書を受領した場合、第30条(業務モニタリングの実施等)に基づく坑道埋め戻し及び原状回復業務の業務モニタリングと同時に、一部または全部完了確認を実施し、坑道埋め戻し及び原状回復業務が提案水準を充足しているか否かを確認する。</p> <p>2 一部または全部完了確認の結果、坑道埋め戻し及び原状回復業務が提案水準を充足しないと機構が認めた場合、機構は、事業者に対して是正を求めることができる。事業者は、機構から是正を求められた場合は、事業者の負担により当該箇所を是正し、改めて機構の確認を受ける。</p> <p>3 機構は、一部または全部完了確認を実施した場合でも、坑道埋め戻し及び原状回復業務の全部又は一部について責任を負担するものではない。</p>   | <p>(機構による完了確認)</p> <p>第37条 機構は、前条に基づき事業者から一部又は全部完了検査報告書を受領した場合、第30条(業務モニタリングの実施等)に基づく坑道埋め戻し及び原状回復業務の業務モニタリングと同時に、一部又は全部完了確認を実施し、坑道埋め戻し及び原状回復業務が提案水準を充足しているか否かを確認する。</p> <p>2 一部又は全部完了確認の結果、坑道埋め戻し及び原状回復業務が提案水準を充足しないと機構が認めた場合、機構は、事業者に対して是正を求めることができる。事業者は、機構から是正を求められた場合は、事業者の負担により当該箇所を是正し、改めて機構の確認を受ける。</p> <p>3 機構は、一部又は全部完了確認を実施した場合でも、坑道埋め戻し及び原状回復業務の全部又は一部について責任を負担するものではない。</p>   |
| 60 | 事業契約書(案) | 11 | 第38条 | <p>(坑道埋め戻し及び原状回復業務の不備)</p> <p>第38条 機構は、坑道埋め戻し及び原状回復業務が完了したのちに、坑道埋め戻し及び原状回復業務が提案水準を充足していないと認めるときは、事業者に対して、相当の期間を定めて、提案水準を充足するよう坑道埋め戻し及び原状回復業務を行うことを請求し、又は提案水準を充足するよう坑道埋め戻し及び原状回復業務を行うための費用相当額を請求し、これらとともに損害の賠償を請求することができる。</p> <p>2 前項による請求は、機構が坑道埋め戻し及び原状回復業務の完了確認を行った日から2年以内に行わなければならない。但し、それが事業者の故意または重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は、坑道埋め戻し及び原状回復業務が完了した日から10年とする。</p> <p>3 事業者は、坑道埋め戻し及び原状回復企業をして、機構に対し本条による坑道埋め戻し及び原状回復業務及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、かかる保証書を坑道埋め戻し企業から徴求し機構に差入れる。当該保証書の様式は、別紙3(保証書様式)に定める様式による。</p> <p>4 機構は、地下水観測装置の維持管理及び事業者の設置した採水用排水管が<b>瑕疵(本事業契約の不適合)</b>により滅失又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を知った日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。</p> | <p>(坑道埋め戻し及び原状回復業務の不備)</p> <p>第38条 機構は、坑道埋め戻し及び原状回復業務が完了した後に、坑道埋め戻し及び原状回復業務が提案水準を充足していないと認めるときは、事業者に対して、相当の期間を定めて、提案水準を充足するよう坑道埋め戻し及び原状回復業務を行うことを請求し、又は提案水準を充足するよう坑道埋め戻し及び原状回復業務を行うための費用相当額を請求し、これらとともに損害の賠償を請求することができる。</p> <p>2 前項による請求は、機構が坑道埋め戻し及び原状回復業務の完了確認を行った日から2年以内に行わなければならない。ただし、それが事業者の故意または重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は、坑道埋め戻し及び原状回復業務が完了した日から10年とする。</p> <p>3 事業者は、坑道埋め戻し及び原状回復企業をして、機構に対しこの条による坑道埋め戻し及び原状回復業務及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、かかる保証書を坑道埋め戻し企業から徴求し機構に差入れる。当該保証書の様式は、別紙3(保証書様式)に定める様式による。</p> <p>4 機構は、地下水観測装置の維持管理及び事業者の設置した採水用排水管が<b>提案水準に適合していなかったために</b>滅失又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を知った日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。</p> |
| 61 | 事業契約書(案) | 12 | 第39条 | <p>第5章 環境モニタリング調査</p> <p>第1節 業務内容等</p> <p>(環境モニタリング調査業務の内容)</p> <p>第39条 事業者は、環境モニタリング調査業務として、次の各号に掲げる業務を事業指針に従い実施する。</p> <p>(1) 研究用地周辺の井戸における地下水位調査業務</p> <p>(2) 研究用地周辺河川流量測定業務</p> <p>(3) 研究所からの排水、立坑湧水及び狭間川の水質分析業務</p> <p>(4) 研究用地周辺騒音・振動調査業務</p> <p>(5) 研究用地周辺土壌調査業務</p> <p>(6) 地下水観測システムの維持管理業務</p> <p>(7) 研究用地内及び研究用地周辺のボーリング孔等における水圧・水質観測業務</p> <p>(8) 研究用地、正馬様用地、瑞浪地科学研究所、瑞浪国際地科学交流館における植栽等構内維持管理業務</p> <p>(9) 前各号の業務の前実施者からの業務の引継ぎ</p> <p>(10) その他必要となる業務</p>   | <p>第4章 環境モニタリング調査</p> <p>第1節 業務内容等</p> <p>(環境モニタリング調査業務の内容)</p> <p>第39条 事業者は、環境モニタリング調査業務として、次の各号に掲げる業務を事業指針に従い実施する。</p> <p>(1) 研究用地周辺の井戸における地下水位調査業務</p> <p>(2) 研究用地周辺河川流量測定業務</p> <p>(3) 研究所からの排水、立坑湧水及び狭間川の水質分析業務</p> <p>(4) 研究用地周辺騒音・振動調査業務</p> <p>(5) 研究用地周辺土壌調査業務</p> <p>(6) 地下水観測システムの維持管理業務</p> <p>(7) 研究用地内及び研究用地周辺のボーリング孔等における水圧・水質観測業務</p> <p>(8) 研究用地、正馬様用地、瑞浪地科学研究所及び瑞浪国際地科学交流館における植栽等構内維持管理業務</p> <p>(9) 前各号の業務の前実施者からの業務の引継ぎ</p> <p>(10) その他必要となる業務</p>  |

| 通番 | 資料名      | 頁数 | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)  |
|----|----------|----|------|--|--|
| 62 | 事業契約書(案) | 12 | 第41条 | (業務実施の体制)<br>第41条 事業者は、第39条(環境モニタリング調査業務の内容)の各業務を統括する統括責任者を配置し、各業務全般の管理を行わせる。<br>2 事業者は、業務に関して連絡可能な窓口を事業用地内に設置し、施設利用時の不具合等に対する即応体制を確保する。<br>3 事業者は、災害等を含む緊急時等の対応として、24時間常時連絡可能な体制を確保するとともに、危機管理に努める。<br>4 事業者は、各業務につき、必要な業務遂行能力を有するものを配置し、従事させる。なお、各業務に必要な有資格者は事業者が手配する。   | (業務実施の体制)<br>第41条 事業者は、第39条(環境モニタリング調査業務の内容)の各業務を統括する統括責任者を配置し、各業務全般の管理を行わせる。<br>2 事業者は、業務に関して連絡可能な窓口を事業用地内に設置し、施設利用時の不具合等に対する即応体制を確保する。<br>3 事業者は、災害等を含む緊急時等の対応として、24時間常時連絡可能な体制を確保するとともに、危機管理に努める。<br>4 事業者は、各業務につき、必要な業務遂行能力を有するものを配置し、従事させる。この場合において、各業務に必要な有資格者は事業者が手配する。   |
| 63 | 事業契約書(案) | 12 | 第42条 | (業務計画書)<br>第42条 事業者は、第39条(環境モニタリング調査業務の内容)の各業務の実施前に、要求水準書に従い、機構と協議のうえ、業務計画書を作成し、機構に提出する。<br>(1) 事業者は、次の各号に掲げる場合には、機構に確認のうえ、業務計画書を修正し、再度機構の確認を受けなければならない。<br>(2) 業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合<br>(3) 機構により業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合   | (業務計画書)<br>第42条 事業者は、第39条(環境モニタリング調査業務の内容)の各業務の実施前に、要求水準書に従い、機構と協議の上、業務計画書を作成し、機構に提出する。<br>(1) 事業者は、次の各号に掲げる場合には、機構に確認の上、業務計画書を修正し、再度機構の確認を受けなければならない。<br>(2) 業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合<br>(3) 機構により業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合   |
| 64 | 事業契約書(案) | 13 | 第44条 | (大学等に対する協力)<br>第44条 事業者は、機構や機構と協力関係にある大学・関係研究機関、自治体、監督官庁等が、モニタリングの補足情報を得るために実施する埋め戻し時の岩石や地下水の採取等の調査等に対し、できる限り協力するものとする。  | (大学等に対する協力)<br>第44条 事業者は、機構及び機構と協力関係にある大学・関係研究機関、地方公共団体、監督官庁等が、モニタリングの補足情報を得るために実施する埋め戻し時の岩石や地下水の採取等の調査等に対し、できる限り協力するものとする。  |
| 65 | 事業契約書(案) | 13 | 第45条 | (第三者の使用)<br>第45条 事業者は、基本協定書第11条(業務の委託等)に定める者に同項に定める範囲で環境モニタリング調査業務の実施を請け負わせることができる。この場合、事業者は、当該業務の委託又は請負に係る契約締結予定日の10営業日前までに、機構に対し、その旨を書面で通知するとともに、当該契約書案を提示し、機構の承諾を得なければならない。また、当該契約書の内容を変更しようとする場合も同様とする。<br>2 前項に基づき、環境モニタリング調査業務の全部又は一部を受託し又は請け負った環境モニタリング調査企業がさらにその業務の一部をその他の第三者(以下本条において「下請人等」という。)に委託し又は請け負わせる場合は、事業者は速やかに機構に対してその旨を記載した書面を提出し、承諾を得なければならない。ただし、環境モニタリング調査企業は、環境モニタリング調査業務の全部または大部分を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。<br>3 機構は、下請人等が環境モニタリング調査業務の実施につき著しく不適当と認められたときは、事業者に対しその変更を要求することができる。<br>4 環境モニタリング調査企業及び下請人等(以下、総称して「環境モニタリング調査企業等」という。)の使用は、第2項の機構の承諾にかかわらず、すべて事業者の責任と費用負担において行うものとし、環境モニタリング調査企業等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。<br>5 環境モニタリング調査企業等に関する何らかの紛争等に起因して環境モニタリング調査業務に支障が生じた場合において、機構又は事業者が生じることとなる増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。 | (第三者の使用)<br>第45条 事業者は、基本協定書第11条(業務の委託等)に定める者に同項に定める範囲で環境モニタリング調査業務の実施を請け負わせることができる。この場合において、事業者は、当該業務の委託又は請負に係る契約締結予定日の10営業日前までに、機構に対し、その旨を書面で通知するとともに、当該契約書案を提示し、機構の承諾を得なければならない。当該契約書の内容を変更しようとする場合も同様とする。<br>2 前項に基づき、環境モニタリング調査業務の全部又は一部を受託し、又は請け負った環境モニタリング調査企業が更にその業務の一部をその他の第三者(以下この条において「下請人等」という。)に委託し、又は請け負わせる場合は、事業者は速やかに機構に対してその旨を記載した書面を提出し、承諾を得なければならない。ただし、環境モニタリング調査企業は、環境モニタリング調査業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。<br>3 機構は、下請人等が環境モニタリング調査業務の実施につき著しく不適当と認められたときは、事業者に対しその変更を要求することができる。<br>4 環境モニタリング調査企業及び下請人等(以下「環境モニタリング調査企業等」と総称する。)の使用は、第2項の機構の承諾にかかわらず、全て事業者の責任と費用負担において行うものとし、環境モニタリング調査企業等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。<br>5 環境モニタリング調査企業等に関する何らかの紛争等に起因して環境モニタリング調査業務に支障が生じた場合において、機構又は事業者が生じることとなる増加費用及び損害については、全て事業者が負担する。 |

| 通番 | 資料名      | 頁数       | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|----|----------|----------|------|--|---|
| 66 | 事業契約書(案) | 13       | 第46条 | <p>(環境モニタリング調査期間変更の場合の費用負担)</p> <p>第46条 機構が事業者に対して環境モニタリング調査期間の変更を請求した場合で、機構又は事業者に合理的な増加費用又は損害が生じる場合、その増加費用又は損害の負担については次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 機構の責めに帰すべき事由による場合は、機構が負担する。</p> <p>(2) 事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者が負担する。</p> <p>(3) 不可抗力による場合は、第79条(不可抗力による増加費用及び損害の取扱い)に規定する負担割合に従い、機構及び事業者が負担する。なお、事業者の損害を機構が負担する場合、当該損害は実損に限り、得べかりし利益を含まないものとし、以下同様とする。</p>  | <p>(環境モニタリング調査期間変更の場合の費用負担)</p> <p>第46条 機構が事業者に対して環境モニタリング調査期間の変更を請求した場合で、機構又は事業者に合理的な増加費用又は損害が生じる場合、その増加費用又は損害の負担については次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 機構の責めに帰すべき事由による場合は、機構が負担する。</p> <p>(2) 事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者が負担する。</p> <p>(3) 不可抗力による場合は、第79条(不可抗力による増加費用及び損害の取扱い)に規定する負担割合に従い、機構及び事業者が負担する。</p>   |
| 67 | 事業契約書(案) | 13<br>14 | 第48条 | <p>(業務モニタリングの実施等)</p> <p>第48条 事業者は、自らが提供する環境モニタリング調査業務に係る提案水準を確保するため、環境モニタリング調査業務に関し、別紙5(業務状況の監視及び改善措置について)に基づき自ら業務モニタリングを行う。</p> <p>2 機構は、事業者が提供する環境モニタリング調査業務に係る提案水準を確保するため、環境モニタリング調査業務に関し、別紙5(業務状況の監視及び改善措置について)に定めるほか、次の各号により業務モニタリングを行う。</p> <p>(1) 機構は、環境モニタリング調査企業立会いのもとで、環境モニタリング調査業務に関する業務モニタリングを実施する。事業者は実施記録を準備して、現場で機構の業務モニタリングを受ける。</p> <p>(2) 環境モニタリング調査業務に関する業務モニタリングは、提案水準との照合、及びこれにより確認された環境モニタリング調査の進捗状況と提案水準との照合により実施する。</p> <p>3 機構は、前項の業務モニタリングの結果、提案水準が維持されていないと判断した場合には、別紙5(業務状況の監視及び改善措置について)に定める方法に従い、環境モニタリング調査業務のサービス対価の減額、支払留保その他の改善要求措置等を行うことができる。</p> <p>4 第2項の業務モニタリングにかかる費用のうち、事業者について生じる費用は、事業者の負担とする。</p> | <p>(業務モニタリングの実施等)</p> <p>第48条 事業者は、自らが提供する環境モニタリング調査業務に係る提案水準を確保するため、環境モニタリング調査業務に関し、別紙5(業務状況の監視及び改善措置について)に基づき自ら業務モニタリングを行う。</p> <p>2 機構は、事業者が提供する環境モニタリング調査業務に係る提案水準を確保するため、環境モニタリング調査業務に関し、別紙5(業務状況の監視及び改善措置について)に定めるほか、次の各号により業務モニタリングを行う。</p> <p>(1) 機構は、環境モニタリング調査企業立会いの下で、環境モニタリング調査業務に関する業務モニタリングを実施する。事業者は実施記録を準備して、現場で機構の業務モニタリングを受ける。</p> <p>(2) 環境モニタリング調査業務に関する業務モニタリングは、提案水準との照合及びこれにより確認された環境モニタリング調査の進捗状況と提案水準との照合により実施する。</p> <p>3 機構は、前項の業務モニタリングの結果、提案水準が維持されていないと判断した場合には、別紙5(業務状況の監視及び改善措置について)に定める方法に従い、環境モニタリング調査業務のサービス対価の減額、支払留保その他の改善要求措置等を行うことができる。</p> <p>4 第2項の業務モニタリングに係る費用のうち、事業者について生じる費用は、事業者の負担とする。</p> |
| 68 | 事業契約書(案) | 14       | 第49条 | <p>第3節 環境モニタリング調査業務の変更、中止及び中断<br/>(環境モニタリング調査期間の変更)</p> <p>第49条 機構は、必要があると認める場合には、事業者との協議の機会を設けたうえで、環境モニタリング調査業務の全部又は一部について環境モニタリング調査期間を変更することができる。</p> <p>2 不可抗力又は事業者の責めに帰すことができない事由により環境モニタリング調査期間を順守できないことを理由として、事業者が環境モニタリング調査期間の変更を請求した場合、機構と事業者は協議により当該変更の可否を定めるものとする。ただし、協議が調わないときは、機構が合理的な環境モニタリング調査期間を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。</p>  | <p>第3節 環境モニタリング調査業務の変更、中止及び中断<br/>(環境モニタリング調査期間の変更)</p> <p>第49条 機構は、必要があると認める場合には、事業者との協議の機会を設けたうえで、環境モニタリング調査業務の全部又は一部について環境モニタリング調査期間を変更することができる。</p> <p>2 不可抗力又は事業者の責めに帰すことができない事由により環境モニタリング調査期間を順守できないことを理由として、事業者が環境モニタリング調査期間の変更を請求した場合、機構と事業者は協議により当該変更の可否を定めるものとする。ただし、協議が調わないときは、機構が合理的な環境モニタリング調査期間を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。</p>   |

| 通番 | 資料名      | 頁数 | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|----|----------|----|------|---|---|
| 69 | 事業契約書(案) | 14 | 第50条 | (環境モニタリング調査の一時中止)<br>第50条 機構は、必要と認められた場合には、事業者に対して環境モニタリング調査業務の中止につきその内容を通知して、環境モニタリング調査業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。<br>2 機構は、前項により環境モニタリング調査業務の全部又は一部の実施を一時中止させた場合において、必要と認められたときには、は第69条(環境モニタリング調査業務のサービス対価の支払い)に基づき機構が事業者に支払う環境モニタリング調査業務のサービス対価の額及び支払方法を変更することができる。<br>3 第1項に基づき環境モニタリング調査業務の実施が一時中止された場合、かかる中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は不可抗力若しくは法令の変更による場合を除き、事業者が環境モニタリング調査業務の続行に備え事業用地を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、若しくはその他の環境モニタリング調査業務の一時中止及びその続行に起因して合理的な増加費用が必要となったとき、又は、事業者が環境モニタリング調査業務の一時中止により損害を被ったときは、機構は必要となった合理的な増加費用又は被った合理的な損害を負担する。 | (環境モニタリング調査の一時中止)<br>第50条 機構は、必要と認められた場合には、事業者に対して環境モニタリング調査業務の中止につきその内容を通知して、環境モニタリング調査業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。<br>2 機構は、前項により環境モニタリング調査業務の全部又は一部の実施を一時中止させた場合において、必要と認められたときには、は第69条(環境モニタリング調査業務のサービス対価の支払い)に基づき機構が事業者に支払う環境モニタリング調査業務のサービス対価の額及び支払方法を変更することができる。<br>3 第1項に基づき環境モニタリング調査業務の実施が一時中止された場合、かかる中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は不可抗力若しくは法令の変更による場合を除き、事業者が環境モニタリング調査業務の続行に備え事業用地を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の環境モニタリング調査業務の一時中止及びその続行に起因して合理的な増加費用が必要となった場合若しくは事業者が環境モニタリング調査業務の一時中止により損害を被った場合は、機構は、必要となった合理的な増加費用又は被った合理的な損害を負担する。 |
| 70 | 事業契約書(案) | 14 | 第51条 | (環境モニタリング調査の中断)<br>第51条 機構は、関係者を立ち入らせるため、事業者に対して環境モニタリング調査業務の実施の一時中断の内容を通知して、環境モニタリング調査業務の全部又は一部の実施を一時中断させることができる。  | (環境モニタリング調査の中断)<br>第51条 機構は、関係者を立ち入らせるため、事業者に対して環境モニタリング調査業務の実施の一時中断の内容を通知して、環境モニタリング調査業務の全部又は一部の実施を一時中断させることができる。  |
| 71 | 事業契約書(案) | 15 | 第52条 | 第6章 モニタリング設備等撤去<br>第1節 業務内容等<br>(モニタリング設備等撤去業務の内容)<br>第52条 事業者は、モニタリング設備等撤去業務として、次の各号に掲げる業務を事業指針に従い実施する。<br>(1) 研究所用地内及び研究所用地周辺のボーリング孔の観測機器等の撤去及びボーリング孔の閉塞措置業務<br>(2) 立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務<br>(3) 研究所用地整地業務<br>(4) 立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究所用地整地業務期間中の環境影響調査業務(井戸における地下水位調査、河川流量測定調査、狭間川の水質分析及び騒音・振動調査)<br>(5) その他必要となる業務   | 第5章 モニタリング設備等撤去<br>第1節 業務内容等<br>(モニタリング設備等撤去業務の内容)<br>第52条 事業者は、モニタリング設備等撤去業務として、次の各号に掲げる業務を事業指針に従い実施する。<br>(1) 研究所用地内及び研究所用地周辺のボーリング孔の観測機器等の撤去及びボーリング孔の閉塞措置業務<br>(2) 立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリート及び鋼管杭撤去業務<br>(3) 研究所用地整地業務<br>(4) 立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリート及び鋼管杭撤去業務並びに研究所用地整地業務期間中の環境影響調査業務(井戸における地下水位調査、河川流量測定調査、狭間川の水質分析及び騒音・振動調査をいう。)<br>(5) その他必要となる業務  |
| 72 | 事業契約書(案) | 15 | 第53条 | (業務期間)<br>第53条 事業者は、モニタリング設備等撤去業務を別紙1(日程表)に定めるモニタリング設備等撤去期間において実施する。なお、前条第2号の立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び同第3号の研究所用地整地業務の実施期間は、別紙1(日程表)に定める立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務、研究所用地整地業務の期間のとおりとする。   | (業務期間)<br>第53条 事業者は、モニタリング設備等撤去業務を別紙1(日程表)に定めるモニタリング設備等撤去期間において実施する。この場合において、前条第2号の立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリート及び鋼管杭撤去業務並びに同条第3号の研究所用地整地業務の実施期間は、別紙1(日程表)に定める立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリート及び鋼管杭撤去業務並びに研究所用地整地業務の期間のとおりとする。   |
| 73 | 事業契約書(案) | 15 | 第54条 | (業務実施の体制)<br>第54条 事業者は、第52条(モニタリング設備等撤去業務の内容)の各業務を統括する統括責任者を配置し、各業務全般の管理を行わせる。<br>2 事業者は、業務に関して連絡可能な窓口を事業用地内に設置し、施設利用時の不具合等に対する即応体制を確保する。<br>3 事業者は、災害等を含む緊急時等の対応として、24時間常時連絡可能な体制を確保するとともに、危機管理に努める。<br>4 事業者は、各業務につき、必要な業務遂行能力を有するものを配置し、従事させる。なお、各業務に必要な有資格者は事業者が手配する。   | (業務実施の体制)<br>第54条 事業者は、第52条(モニタリング設備等撤去業務の内容)の各業務を統括する統括責任者を配置し、各業務全般の管理を行わせる。<br>2 事業者は、業務に関して連絡可能な窓口を事業用地内に設置し、施設利用時の不具合等に対する即応体制を確保する。<br>3 事業者は、災害等を含む緊急時等の対応として、24時間常時連絡可能な体制を確保するとともに、危機管理に努める。<br>4 事業者は、各業務につき、必要な業務遂行能力を有するものを配置し、従事させる。この場合において、各業務に必要な有資格者は事業者が手配する。   |

| 通番 | 資料名      | 頁数       | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)  |
|----|----------|----------|------|---|--|
| 74 | 事業契約書(案) | 15       | 第55条 | <p>(業務計画書)</p> <p>第55条 事業者は、第52条(モニタリング設備等撤去業務の内容)の各業務の実施前に、要求水準書に従い、機構と協議のうえ、業務計画書を作成し、機構に提出する。</p> <p>2 事業者は、次の各号の場合には、機構に確認のうえ、業務計画書を修正し、再度機構の確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合</p> <p>(2) 機構により業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合</p>   | <p>(業務計画書)</p> <p>第55条 事業者は、第52条(モニタリング設備等撤去業務の内容)の各業務の実施前に、要求水準書に従い、機構と協議の上、業務計画書を作成し、機構に提出する。</p> <p>2 事業者は、次の各号の場合には、機構に確認のうえ、業務計画書を修正し、再度機構の確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合</p> <p>(2) 機構により業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合</p>   |
| 75 | 事業契約書(案) | 15<br>16 | 第57条 | <p>(第三者の使用)</p> <p>第57条 事業者は、基本協定書第11条(業務の委託等)に定める者に同項に定める範囲でモニタリング設備等撤去業務の実施を委託し又請け負わせることができる。この場合、事業者は、当該業務の委託又は請負に係る契約締結予定日の10営業日前までに、機構に対し、その旨を書面で通知するとともに、当該契約書案を提示し、機構の承諾を得なければならない。また、当該契約書の内容を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 前項に基づき、モニタリング設備等撤去業務の全部又は一部を請け負ったモニタリング設備等撤去企業がさらにその業務の一部をその他の第三者(以下本条において「下請人等」という。)に委託し又は請け負わせる場合は、事業者は速やかに機構に対してその旨を記載した書面を提出し、承諾を得なければならない。ただし、モニタリング設備等撤去企業は、モニタリング設備等撤去業務の全部または大部分を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。</p> <p>3 機構は、下請人等がモニタリング設備等撤去業務の実施につき著しく不適当と認められたときは、事業者に対しその変更を要求することができる。</p> <p>4 モニタリング設備等撤去企業及び下請人等(以下、総称して「モニタリング設備等撤去企業等」という。)の使用は、第2項の機構の承諾にかかわらず、すべて事業者の責任と費用負担において行うものとし、モニタリング設備等撤去企業等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。</p> <p>5 モニタリング設備等撤去企業等に関する何らかの紛争等に起因してモニタリング設備等撤去業務が遅延した場合において、機構又は事業者が生じることとなる増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。</p> | <p>(第三者の使用)</p> <p>第57条 事業者は、基本協定書第11条(業務の委託等)に定める者に同項に定める範囲でモニタリング設備等撤去業務の実施を委託し、又請け負わせることができる。この場合において、事業者は、当該業務の委託又は請負に係る契約締結予定日の10営業日前までに、機構に対し、その旨を書面で通知するとともに、当該契約書案を提示し、機構の承諾を得なければならない。当該契約書の内容を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 前項に基づき、モニタリング設備等撤去業務の全部又は一部を請け負ったモニタリング設備等撤去企業が更にその業務の一部をその他の第三者(以下この条において「下請人等」という。)に委託し、又は請け負わせる場合は、事業者は速やかに機構に対してその旨を記載した書面を提出し、承諾を得なければならない。ただし、モニタリング設備等撤去企業は、モニタリング設備等撤去業務の全部または大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。</p> <p>3 機構は、下請人等がモニタリング設備等撤去業務の実施につき著しく不適当と認められたときは、事業者に対しその変更を要求することができる。</p> <p>4 モニタリング設備等撤去企業及び下請人等(以下「モニタリング設備等撤去企業等」と総称する。)の使用は、第2項の機構の承諾にかかわらず、全て事業者の責任と費用負担において行うものとし、モニタリング設備等撤去企業等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。</p> <p>5 モニタリング設備等撤去企業等に関する何らかの紛争等に起因してモニタリング設備等撤去業務が遅延した場合において、機構又は事業者が生じることとなる増加費用及び損害については、全て事業者が負担する。</p> |
| 76 | 事業契約書(案) | 16       | 第58条 | <p>第2節 機構によるモニタリング設備等撤去業務の確認等(業務報告)</p> <p>第58条 事業者は、事業指針をもとに、機構と協議のうえ、モニタリング設備等撤去業務に関する業務報告書等を作成し、機構に提出する。</p> <p>2 事業者は、業務の遂行に支障をきたすような事態が発生した場合は、遅滞なく、機構に報告する。</p>   | <p>第2節 機構によるモニタリング設備等撤去業務の確認等(業務報告)</p> <p>第58条 事業者は、事業指針を基に、機構と協議の上、モニタリング設備等撤去業務に関する業務報告書等を作成し、機構に提出する。</p> <p>2 事業者は、業務の遂行に支障をきたすような事態が発生した場合は、遅滞なく、機構に報告する。</p>  |
| 77 | 事業契約書(案) | 16       | 第59条 | <p>(業務モニタリングの実施等)</p> <p>第59条 事業者は、自らが提供するモニタリング設備等撤去業務に係る提案水準を確保するため、モニタリング設備等撤去業務に関し、別紙5(業務状況の監視及び改善措置について)に従い、自ら業務モニタリングを行う。</p> <p>2 機構は、事業者が提供するモニタリング設備等撤去業務に係る提案水準を確保するため、モニタリング設備等撤去業務に関し、別紙5(業務状況の監視及び改善措置について)に定めるほか、次の各号により業務モニタリングを行う。</p> <p>(1) 機構は、モニタリング設備等撤去企業立会いのもとで、モニタリング設備等撤去業務に関する業務モニタリングを実施する。事業者は実施記録を準備して、現場で機構の業務モニタリングを受ける。</p> <p>(2) モニタリング設備等撤去業務に関する業務モニタリングは、提案水準との照合、及びこれにより確認されたモニタリング設備等撤去業務の進捗状況と提案水準との照合により実施する。</p> <p>4 第2項の業務モニタリングにかかる費用のうち、事業者について生じる費用は、事業者の負担とする。</p>  | <p>(業務モニタリングの実施等)</p> <p>第59条 事業者は、自らが提供するモニタリング設備等撤去業務に係る提案水準を確保するため、モニタリング設備等撤去業務に関し、別紙5(業務状況の監視及び改善措置について)に従い、自ら業務モニタリングを行う。</p> <p>2 機構は、事業者が提供するモニタリング設備等撤去業務に係る提案水準を確保するため、モニタリング設備等撤去業務に関し、別紙5(業務状況の監視及び改善措置について)に定めるほか、次の各号により業務モニタリングを行う。</p> <p>(1) 機構は、モニタリング設備等撤去企業立会いの下で、モニタリング設備等撤去業務に関する業務モニタリングを実施する。事業者は実施記録を準備して、現場で機構の業務モニタリングを受ける。</p> <p>(2) モニタリング設備等撤去業務に関する業務モニタリングは、提案水準との照合及びこれにより確認されたモニタリング設備等撤去業務の進捗状況と提案水準との照合により実施する。</p> <p>4 第2項の業務モニタリングに係る費用のうち、事業者について生じる費用は、事業者の負担とする。</p>  |

| 通番 | 資料名      | 頁数 | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|----|----------|----|------|---|---|
| 78 | 事業契約書(案) | 17 | 第60条 | <p>第3節 モニタリング設備等撤去業務の変更、中止及び中断<br/>(モニタリング設備等撤去期間の変更)<br/>第60条 機構は、必要があると認める場合には、モニタリング設備等撤去業務の全部又は一部についてモニタリング設備等撤去期間を変更することができる。<br/>2 不可抗力又は事業者の責めに帰すことができない事由によりモニタリング設備等撤去期間を順守できないことを理由として、事業者がモニタリング設備等撤去期間の変更を請求した場合、機構と事業者は協議により当該変更の可否を定めるものとする。ただし、協議が調わないときは、機構が合理的なモニタリング設備等撤去期間を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。<br/>3 機構は、前各項によりモニタリング設備等撤去期間が変更された場合、必要に応じて別紙1(日程表)に定めるモニタリング設備等撤去期間、またこのうち、立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務、研究用地整地業務の期間を変更するものとする。</p>   | <p>第3節 モニタリング設備等撤去業務の変更、中止及び中断<br/>(モニタリング設備等撤去期間の変更)<br/>第60条 機構は、必要があると認める場合には、モニタリング設備等撤去業務の全部又は一部についてモニタリング設備等撤去期間を変更することができる。<br/>2 不可抗力又は事業者の責めに帰すことができない事由によりモニタリング設備等撤去期間を順守できないことを理由として、事業者がモニタリング設備等撤去期間の変更を請求した場合、機構と事業者は協議により当該変更の可否を定めるものとする。ただし、協議が調わないときは、機構が合理的なモニタリング設備等撤去期間を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。<br/>3 機構は、前各項によりモニタリング設備等撤去期間が変更された場合、必要に応じて別紙1(日程表)に定めるモニタリング設備等撤去期間又は立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリート及び鋼管杭撤去業務並びに研究用地整地業務の期間を変更するものとする。</p>  |
| 79 | 事業契約書(案) | 17 | 第61条 | <p>(モニタリング設備等撤去期間変更の場合の費用負担)<br/>第61条 機構が事業者に対してモニタリング設備等撤去期間の変更を請求した場合、機構又は事業者に合理的な増加費用又は損害が生じる場合、その増加費用又は損害の負担については次の各号のとおりとする。<br/>(1) 機構の責めに帰すべき事由による場合は、機構が負担する。<br/>(2) 事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者が負担する。<br/>(3) 不可抗力による場合は、第79条(不可抗力による増加費用及び損害の取扱い)に規定する負担割合に従い、機構及び事業者が負担する。なお、事業者の損害を機構が負担する場合、当該損害は合理的な範囲内の実損に限り、得べかりし利益を含まないものとし、以下同様とする。</p>  | <p>(モニタリング設備等撤去期間変更の場合の費用負担)<br/>第61条 機構が事業者に対してモニタリング設備等撤去期間の変更を請求した場合、機構又は事業者に合理的な増加費用又は損害が生じる場合、その増加費用又は損害の負担については次の各号のとおりとする。<br/>(1) 機構の責めに帰すべき事由による場合は、機構が負担する。<br/>(2) 事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者が負担する。<br/>(3) 不可抗力による場合は、第79条(不可抗力による増加費用及び損害の取扱い)に規定する負担割合に従い、機構及び事業者が負担する。</p>  |
| 80 | 事業契約書(案) | 17 | 第62条 | <p>(モニタリング設備等撤去の一時中止)<br/>第62条 機構は、必要と認めた場合、事業者に対してモニタリング設備等撤去業務の中止の内容を通知して、モニタリング設備等撤去業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。<br/>2 機構は、前項によりモニタリング設備等撤去業務の全部又は一部の実施を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、第70条(モニタリング設備等撤去業務のサービス対価の支払い)に基づき機構が事業者を支払うモニタリング設備等撤去業務のサービス対価の額及び支払方法を変更することができる。<br/>3 第1項に基づきモニタリング設備等撤去業務の実施が一時中止された場合、かかる中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は不可抗力若しくは法令の変更による場合を除き、事業者において、モニタリング設備等撤去業務の続行に備え事業用地を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、若しくはその他のモニタリング設備等撤去業務の施工の一時中止及びその続行に起因して合理的な増加費用が必要となったとき、又は、事業者がモニタリング設備等撤去業務の一時中止により損害を被ったときは、機構は必要となった合理的な増加費用又は被った合理的な損害を負担する。</p> | <p>(モニタリング設備等撤去の一時中止)<br/>第62条 機構は、必要と認めた場合、事業者に対してモニタリング設備等撤去業務の中止の内容を通知して、モニタリング設備等撤去業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。<br/>2 機構は、前項によりモニタリング設備等撤去業務の全部又は一部の実施を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、第70条(モニタリング設備等撤去業務のサービス対価の支払い)に基づき機構が事業者を支払うモニタリング設備等撤去業務のサービス対価の額及び支払方法を変更することができる。<br/>3 第1項に基づきモニタリング設備等撤去業務の実施が一時中止された場合、かかる中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は不可抗力若しくは法令の変更による場合を除き、事業者において、モニタリング設備等撤去業務の続行に備え事業用地を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他のモニタリング設備等撤去業務の施工の一時中止及びその続行に起因して合理的な増加費用が必要となった場合若しくは事業者がモニタリング設備等撤去業務の一時中止により損害を被った場合は、機構は、必要となった合理的な増加費用又は被った合理的な損害を負担する。</p> |
| 81 | 事業契約書(案) | 17 | 第63条 | <p>(モニタリング設備等撤去の中断)<br/>第63条 機構は、モニタリング設備等撤去業務の実施の過程におけるデータの取得等の必要な業務を実施し、または関係者を立ち入らせるため、事業者に対してモニタリング設備等撤去業務の実施の一時中断の内容を通知して、モニタリング設備等撤去業務の全部または一部の実施を一時中断させることができる。<br/>2 前項に基づきモニタリング設備等撤去業務の実施についての一時中断が通常想定される中断期間を超えてなされた結果として、事業者に特別な増加費用または損害が生じた場合には、前条第2項及び第3項を準用する。</p>   | <p>(モニタリング設備等撤去の中断)<br/>第63条 機構は、モニタリング設備等撤去業務の実施の過程におけるデータの取得等の必要な業務を実施し、又は関係者を立ち入らせるため、事業者に対してモニタリング設備等撤去業務の実施の一時中断の内容を通知して、モニタリング設備等撤去業務の全部又は一部の実施を一時中断させることができる。<br/>2 前項に基づきモニタリング設備等撤去業務の実施についての一時中断が通常想定される中断期間を超えてなされた結果として、事業者に特別な増加費用又は損害が生じた場合には、前条第2項及び第3項を準用する。</p>  |



| 通番 | 資料名      | 頁数       | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|----|----------|----------|------|--|---|
| 82 | 事業契約書(案) | 18       | 第64条 | <p>(履行遅滞の場合の措置)</p> <p>第64条 事業者の責めに帰すべき事由により、別紙1(日程表)に定めるモニタリング設備等撤去期間又はこのうち、立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務、研究用地整地業務の期間までに各業務の完了ができない場合において、相当の期間内に完了が可能と機構が認める場合には、機構は各完了予定日を変更することができる。</p> <p>2 前項の場合、事業者は増加費用を負担するほか、機構の請求に従い、モニタリング設備等撤去期間の終了予定日の翌日から業務完了の日までの日数について履行遅滞金として遅延日数1日につき、モニタリング設備等撤去業務のサービス対価(機構が既に引渡を受けた部分がある場合には当該モニタリング設備等撤去業務の対価を除く。)の1000分の1に相当する額を機構に支払う。この場合において、事業者の履行遅滞による機構の損害額が履行遅滞金の額を超えるときには、事業者は、その超過額を機構に支払わなければならない。</p>   | <p>(履行遅滞の場合の措置)</p> <p>第64条 事業者の責めに帰すべき事由により、別紙1(日程表)に定めるモニタリング設備等撤去期間又は立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリート及び鋼管杭撤去業務並びに研究用地整地業務の期間までに各業務の完了ができない場合において、相当の期間内に完了が可能と機構が認める場合には、機構は各完了予定日を変更することができる。</p> <p>2 前項の場合、事業者は増加費用を負担するほか、機構の請求に従い、モニタリング設備等撤去期間の終了予定日の翌日から業務完了の日までの日数について履行遅滞金として遅延日数1日につき、モニタリング設備等撤去業務のサービス対価(機構が既に引渡を受けた部分がある場合には当該モニタリング設備等撤去業務の対価を除く。)の1,000分の1に相当する額を機構に支払う。この場合において、事業者の履行遅滞による機構の損害額が履行遅滞金の額を超えるときには、事業者は、その超過額を機構に支払わなければならない。</p>   |
| 83 | 事業契約書(案) | 18       | 第65条 | <p>第4節 モニタリング設備等撤去業務の完了検査等(事業者による完了検査)</p> <p>第65条 事業者は、事業者の費用及び責任において、進捗に応じ、モニタリング設備等撤去業務が完了した部分について一部または全部の完了検査を行い、機構に対して、一部または全部の完了検査の結果を記載した一部または全部の完了検査報告書(内容については、機構が指定する。)を提出しなければならない。</p> <p>2 事業者は、機構に対して、事業者が前項の一部または全部の完了検査を行う2日前までに、当該一部または全部の完了検査を行う旨を記載した書面を提出する。</p> <p>3 事業者は、第1項の一部または全部の完了検査において、モニタリング設備等撤去業務が提案水準を充足しているか否かについて検査する。</p> <p>4 機構は、事業者が前項の規定に従って行う一部または全部の完了検査への立会いを求めることができる。但し、機構はかかる立会いの実施を理由として、モニタリング設備等撤去業務の実施の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。</p>                  | <p>第4節 モニタリング設備等撤去業務の完了検査等(事業者による完了検査)</p> <p>第65条 事業者は、事業者の費用及び責任において、その進捗に応じ、モニタリング設備等撤去業務が完了した部分について一部又は全部の完了検査を行い、機構に対して、一部又は全部の完了検査の結果を記載した一部又は全部の完了検査報告書(その内容については、機構が指定する。)を提出しなければならない。</p> <p>2 事業者は、機構に対して、事業者が前項の一部又は全部の完了検査を行う10営業日前までに、当該一部又は全部の完了検査を行う旨を記載した書面を提出する。</p> <p>3 事業者は、第1項の一部又は全部の完了検査において、モニタリング設備等撤去業務が提案水準を充足しているか否かについて検査する。</p> <p>4 機構は、事業者が前項の規定に従って行う一部又は全部の完了検査への立会いを求めることができる。ただし、機構はかかる立会いの実施を理由として、モニタリング設備等撤去業務の実施の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。</p>                  |
| 84 | 事業契約書(案) | 18       | 第66条 | <p>(機構による完了確認)</p> <p>第66条 機構は、前条に基づき事業者から一部または全部の完了検査報告書を受領した場合、第59条(業務モニタリングの実施等)に基づくモニタリング設備等撤去業務の業務モニタリングと同時に、一部または全部の完了確認を実施し、モニタリング設備等撤去業務が提案水準を充足しているか否かを確認する。</p> <p>2 一部または全部の完了確認の結果、モニタリング設備等撤去業務が提案水準を充足しないと機構が認めた場合、機構は、事業者に対して是正を求めることができる。事業者は、機構からは是正を求められた場合は事業者の負担により当該箇所を是正し、改めて機構の確認を受ける。</p> <p>3 機構は、一部または全部の完了確認を実施した場合でも、モニタリング設備等撤去業務の全部又は一部について責任を負担するものではない。</p>  | <p>(機構による完了確認)</p> <p>第66条 機構は、前条に基づき事業者から一部又は全部の完了検査報告書を受領した場合、第59条(業務モニタリングの実施等)に基づくモニタリング設備等撤去業務の業務モニタリングと同時に、一部又は全部の完了確認を実施し、モニタリング設備等撤去業務が提案水準を充足しているか否かを確認する。</p> <p>2 一部又は全部の完了確認の結果、モニタリング設備等撤去業務が提案水準を充足しないと機構が認めた場合、機構は、事業者に対して是正を求めることができる。事業者は、機構からは是正を求められた場合は事業者の負担により当該箇所を是正し、改めて機構の確認を受ける。</p> <p>3 機構は、一部又は全部の完了確認を実施した場合でも、モニタリング設備等撤去業務の全部又は一部について責任を負担するものではない。</p>   |
| 85 | 事業契約書(案) | 18<br>19 | 第67条 | <p>(モニタリング設備等撤去業務の不備)</p> <p>第67条 機構は、モニタリング設備等撤去業務が完了したのちに、モニタリング設備等撤去業務が提案水準を充足していないと認めるときは、事業者に対して、相当の期間を定めて、提案水準を充足するようモニタリング設備等撤去業務を行うことを請求し、又は提案水準を充足するようモニタリング設備等撤去業務を行うための費用相当額を請求し、これらとともに損害の賠償を請求することができる。</p> <p>2 前項による請求は、モニタリング設備等撤去業務が完了した日から2年以内に行わなければならない。但し、それが事業者の故意または重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は、モニタリング設備等撤去業務が完了した日から10年とする。</p> <p>3 事業者は、モニタリング設備等撤去企業をして、機構に対し本条によるモニタリング設備等撤去業務及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、かかる保証書をモニタリング設備等撤去企業から徴求し機構に差入れる。当該保証書の様式は、別紙3(保証書様式)に定める様式による。</p> | <p>(モニタリング設備等撤去業務の不備)</p> <p>第67条 機構は、モニタリング設備等撤去業務が完了した後に、モニタリング設備等撤去業務が提案水準を充足していないと認めるときは、事業者に対して、相当の期間を定めて、提案水準を充足するようモニタリング設備等撤去業務を行うことを請求し、又は提案水準を充足するようモニタリング設備等撤去業務を行うための費用相当額を請求し、これらとともに損害の賠償を請求することができる。</p> <p>2 前項による請求は、モニタリング設備等撤去業務が完了した日から2年以内に行わなければならない。ただし、それが事業者の故意または重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は、モニタリング設備等撤去業務が完了した日から10年とする。</p> <p>3 事業者は、モニタリング設備等撤去企業をして、機構に対しこの条によるモニタリング設備等撤去業務及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、かかる保証書をモニタリング設備等撤去企業から徴求し機構に差入れる。当該保証書の様式は、別紙3(保証書様式)に定める様式による。</p> |

| 通番 | 資料名      | 頁数       | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)  |
|----|----------|----------|------|--|--|
| 86 | 事業契約書(案) | 19       | 第68条 | <p>第7章 サービス対価の支払い<br/>(坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価の支払い)</p> <p>第68条 機構は、事業者に対し、第4章に規定する坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価として、総額金●を、別紙4に定める支払手続きに則り、別紙4に定める支払時期及び支払金額に従って、支払う。</p> <p>2 前項に定める坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価は、別紙4に定める算定方法に従って改定されるものとする。</p> <p>3 機構が第30条(業務モニタリングの実施等)に定めるモニタリング、その他業務確認等により、坑道埋め戻し及び原状回復業務について、事業指針及び提案水準に定める水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、機構は、事業者に対して支払う坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価を、事業指針及び提案水準未達の程度に応じて、別紙5(業務状況の監視及び改善措置について)の定めに従って減額する。</p> | <p>第6章 サービス対価の支払<br/>(坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価の支払)</p> <p>第68条 機構は、事業者に対し、第4章に規定する坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価として、総額金●を、別紙4に定める支払手続きに<del>のつと</del>り、別紙4に定める支払時期及び支払金額に従って、支払う。</p> <p>2 前項に定める坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価は、別紙4に定める算定方法に従って改定されるものとする。</p> <p>3 機構が第30条(業務モニタリングの実施等)に定めるモニタリングその他業務確認等により、坑道埋め戻し及び原状回復業務について、事業指針及び提案水準に定める水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、機構は、事業者に対して支払う坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価を、事業指針及び提案水準未達の程度に応じて、別紙5(業務状況の監視及び改善措置について)の定めに従って減額する。</p> |
| 87 | 事業契約書(案) | 19       | 第69条 | <p>(環境モニタリング調査業務のサービス対価の支払い)</p> <p>第69条 機構は、事業者に対し、第5章に規定する環境モニタリング調査業務のサービス対価として、総額金●を、別紙4に定める支払手続きに則り、別紙4に定める支払時期及び支払金額に従って、支払う。</p> <p>2 前項に定める環境モニタリング調査業務のサービス対価は、別紙4に定める算定方法に従って改定されるものとする。</p> <p>3 機構が第48条(業務モニタリングの実施等)に定める業務モニタリング、その他業務確認等により、環境モニタリング調査業務について、事業指針及び提案水準に定める水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、機構は、事業者に対して支払う環境モニタリング調査業務のサービス対価を、事業指針及び提案水準未達の程度に応じて、別紙5の定めに従って減額する。</p>   | <p>(環境モニタリング調査業務のサービス対価の支払)</p> <p>第69条 機構は、事業者に対し、第5章に規定する環境モニタリング調査業務のサービス対価として、総額金●を、別紙4に定める支払手続きに<del>のつと</del>り、別紙4に定める支払時期及び支払金額に従って、支払う。</p> <p>2 前項に定める環境モニタリング調査業務のサービス対価は、別紙4に定める算定方法に従って改定されるものとする。</p> <p>3 機構が第48条(業務モニタリングの実施等)に定める業務モニタリングその他業務確認等により、環境モニタリング調査業務について、事業指針及び提案水準に定める水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、機構は、事業者に対して支払う環境モニタリング調査業務のサービス対価を、事業指針及び提案水準未達の程度に応じて、別紙5の定めに従って減額する。</p>  |
| 88 | 事業契約書(案) | 19       | 第70条 | <p>(モニタリング設備等撤去業務のサービス対価の支払い)</p> <p>第70条 機構は、事業者に対し、第6章に規定するモニタリング設備等撤去業務のサービス対価として、総額金●を、別紙4に定める支払手続きに則り、別紙4に定める支払時期及び支払金額に従って、支払う。</p> <p>2 前項に定めるモニタリング設備等撤去業務のサービス対価は、別紙4に定める算定方法に従って改定されるものとする。</p> <p>3 機構が第59条(業務モニタリングの実施等)に定める業務モニタリング、その他業務確認等により、モニタリング設備等撤去業務について、事業指針及び提案水準に定める水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、機構は、事業者に対して支払うモニタリング設備等撤去業務のサービス対価を、事業指針及び提案水準未達の程度に応じて、別紙5の定めに従って減額する。</p>  | <p>(モニタリング設備等撤去業務のサービス対価の支払)</p> <p>第70条 機構は、事業者に対し、第6章に規定するモニタリング設備等撤去業務のサービス対価として、総額金●を、別紙4に定める支払手続きに<del>のつと</del>り、別紙4に定める支払時期及び支払金額に従って、支払う。</p> <p>2 前項に定めるモニタリング設備等撤去業務のサービス対価は、別紙4に定める算定方法に従って改定されるものとする。</p> <p>3 機構が第59条(業務モニタリングの実施等)に定める業務モニタリングその他業務確認等により、モニタリング設備等撤去業務について、事業指針及び提案水準に定める水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、機構は、事業者に対して支払うモニタリング設備等撤去業務のサービス対価を、事業指針及び提案水準未達の程度に応じて、別紙5の定めに従って減額する。</p>   |
| 89 | 事業契約書(案) | 19<br>20 | 第71条 | <p>(サービス対価の返還)</p> <p>第71条 本契約に定める業務報告書等の提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、機構に対して、当該虚偽記載がなければ機構が減額し得たサービス対価に相当する額を返還しなければならない。また、事業者の過失が軽微である場合を除き、当該返還すべきサービス対価相当額に10%の違約金を付して返還しなければならない。</p>  | <p>(サービス対価の返還)</p> <p>第71条 本契約に定める業務報告書等の提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、機構に対して、当該虚偽記載がなければ機構が減額し得たサービス対価に相当する額を返還しなければならない。この場合において、事業者は、事業者の過失が軽微である場合を除き、当該返還すべきサービス対価相当額に10パーセントの違約金(損害賠償額の予定)を付して返還しなければならない。</p>   |
| 90 | 事業契約書(案) | 20       | 第72条 | <p>第8章 契約期間及び契約の終了<br/>第1節 契約期間<br/>(契約期間)</p> <p>第72条 本契約は、本契約の締結日から効力を生じ、令和10年3月31日をもって終了する。</p> <p>2 本契約期間の終了にかかわらず、第38条、第67条、第71条、第88条、第89条、第94条2項8号、第95条2項、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条及び第104条の規定の効力は存続するものとする。</p>  | <p>第7章 契約期間及び契約の終了<br/>第1節 契約期間<br/>(契約期間)</p> <p>第72条 本契約は、本契約の締結日から効力を生じ、令和10年3月31日をもって終了する。</p> <p>2 本契約期間の終了にかかわらず、第38条、第67条、第71条、第88条、第89条、第94条第2項第8号、第95条第2項及び第96条から第104条までの規定の効力は存続するものとする。</p>   |

| 通番 | 資料名      | 頁数       | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|----|----------|----------|------|--|---|
| 91 | 事業契約書(案) | 20<br>21 | 第73条 | <p>第2節 機構による解除<br/>(事業者の債務不履行による契約解除)<br/>第73条</p> <p>2 機構は、事業者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、事業者に対し、相当の期間を定めて催告した上で、本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(4) 事業者が第85条(事業者による表明・保証及び誓約)第1項の表明・保証に違反したとき。</p> <p>3 構成員又は協力会社が、本事業に関して、本契約の締結に至るまでの一連の手續(入札を含む)に関して次の各号の一に該当したときは、機構は本契約を全部解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、構成員若しくは協力会社が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は構成員若しくは協力会社が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、同法第7条の第2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(同法第8条の3の規定により準用される場合を含む。以下、「納付命令」という。)が行われ、当該納付命令が確定したとき。</p> <p>(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が構成員、協力会社又は構成員若しくは協力会社が構成事業者である事業者団体(本号及び次号において「構成員等」という。))に対して行われたときは、構成員等に対する命令で確定したものをいい、構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</p> <p>(3) 納付命令又は排除措置命令により、構成員等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成員又は協力会社に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。))に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</p> <p>(6) その他構成員又は協力会社の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第1号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。</p> <p>4 機構は、事業者、構成員若しくは協力会社(以下、本項において「構成員ら」という。)が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本契約を解除することができる。</p> <p>(1) 構成員ら若しくは構成員らの役員等(構成員らの役員又はそれらの支店若しくは営業所〔常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。〕を代表する者をいう。以下、本条において同じ。))が暴行団等であると認められるとき。</p> <p>(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が本項第1号から第5号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> | <p>第2節 機構による解除<br/>(事業者の債務不履行による契約解除)<br/>第73条</p> <p>2 機構は、事業者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、事業者に対し、相当の期間を定めて催告した上で、本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(4) 事業者が第85条(事業者による表明、保証及び誓約)第1項の表明及び保証に違反したとき。</p> <p>3 構成員又は協力会社が、本事業に関して、本契約の締結に至るまでの一連の手續(入札を含む)に関して次の各号の一に該当したときは、機構は本契約を全部解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、構成員若しくは協力会社が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は構成員若しくは協力会社が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、独占禁止法第7条の第2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(独占禁止法第8条の3の規定により準用される場合を含む。以下「納付命令」という。)が行われ、当該納付命令が確定したとき。</p> <p>(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が構成員、協力会社又は構成員若しくは協力会社が構成事業者である事業者団体(この号及び次号において「構成員等」という。))に対して行われたときは、構成員等に対する命令で確定したものをいい、構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</p> <p>(3) 納付命令又は排除措置命令により、構成員等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成員又は協力会社に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。))に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</p> <p>(6) その他構成員又は協力会社の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第1号から前号までに規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。</p> <p>4 機構は、事業者、構成員若しくは協力会社(以下この項において「構成員ら」という。)が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本契約を解除することができる。</p> <p>(1) 構成員ら若しくは構成員らの役員等(構成員らの役員又はそれらの支店若しくは営業所〔常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。〕を代表する者をいう。以下この条において同じ。))が暴行団等であると認められるとき。</p> <p>(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がこの項第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> |

| 通番 | 資料名      | 頁数       | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|----|----------|----------|------|--|---|
| 92 | 事業契約書(案) | 22       | 第74条 | <p>(事業者の債務不履行による契約解除の場合の措置等)<br/>第74条 前条の解除事由に該当する場合においても、機構が本事業を継続させると判断した場合、機構は事業者をして事業者の本契約上の地位を機構が選定した第三者へ譲渡させ、又は事業者の株主をしてその全株式を機構が承諾する第三者へ譲渡させることができる。<br/>2 事業者は、前項の第三者が安全かつ円滑に業務遂行できるよう、業務及び関連設備等の引き継ぎを行わなければならない。<br/>3 機構は、本契約に定める業務のうち、既に機構及び事業者がそれぞれ履行済みの部分については解除することができず、また、機構は、事業者に対し、第68条から第70条の規定に基づくサービス対価のうち、事業者が履行済みの業務に相当する未払いのサービス対価を支払い、その金のサービス対価の支払義務を免れる。<br/>4 機構は、前3項に基づき事業者に支払うサービス対価の未払額(契約保証金等の充当、サービス対価との対当額での相殺により決済した場合は、その残額。以下本条及び次条において、「本件サービス対価未払額」という。)から支払日後の割賦手数料を控除した金額を一括して支払うか、本件サービス対価未払額を解除前の支払スケジュールに従って支払うか、又は事業者との別段の合意に基づく支払方法に従って支払うかのいずれかを選択できる。</p>   | <p>(事業者の債務不履行による契約解除の場合の措置等)<br/>第74条 前条の解除事由に該当する場合においても、機構が本事業を継続させると判断した場合、機構は、事業者をして事業者の本契約上の地位を機構が選定した第三者へ譲渡させ、又は事業者の株主をしてその全株式を機構が承諾する第三者へ譲渡させることができる。<br/>2 事業者は、前項の第三者が安全かつ円滑に業務遂行できるよう、その業務及び関連設備等の引き継ぎを行わなければならない。<br/>3 機構は、本契約に定める業務のうち、既に機構及び事業者がそれぞれ履行済みの部分については解除することができず、機構は、事業者に対し、第68条から第70条までの規定に基づくサービス対価のうち、事業者が履行済みの業務に相当する未払のサービス対価を支払その他のサービス対価の支払義務を免れる。<br/>4 機構は、前三項に基づき事業者に支払うサービス対価の未払額(契約保証金等の充当又はサービス対価との対当額による相殺を行った場合にあっては、その残額。以下この条及び次条において「本件サービス対価未払額」という。)から支払日後の割賦手数料を控除した金額を一括して支払うか、本件サービス対価未払額を解除前の支払スケジュールに従って支払うか、又は事業者との別段の合意に基づく支払方法に従って支払うかのいずれかを選択できる。</p>  |
| 93 | 事業契約書(案) | 22<br>23 | 第75条 | <p>(違約金等)<br/>第75条 第73条(事業者の債務不履行による契約解除)の規定により本契約が解除された場合、事業者は、次の各号に定める額の総額を違約金として機構の指定する期限までに支払わなければならない<br/><br/>(4) 解除対象が複数の業務にわたる場合には、前3号に従って算出される各違約金の合算額<br/>2 構成員又は協力会社が、第73条(事業者の債務不履行による契約解除)第3項又は第4項の各号に掲げる事由に該当する場合には、機構が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ機構が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、事業者は、機構の請求に基づき、第1項に定める区分に従って同項記載の違約金を機構の指定する期限までに支払わなければならない。なお、基本協定書第14条(談合等不正行為があった場合の措置)第1項に基づき、構成員が機構に対し、違約金の支払いを行った場合は、事業者は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。<br/>3 構成員又は協力会社が、第73条(事業者の債務不履行による契約解除)第3項に該当した場合であって、かつ次の各号の一に該当したときは、機構が本契約を解除するか否かにかかわらず、第1項の違約金に加えて契約金額の100分の5の違約金を別途支払うものとする。なお、機構と構成員との間で締結された基本協定書第14条(談合等不正行為があった場合の措置)第2項に基づき、構成員が機構に対し、違約金の支払いを行った場合は、事業者は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。<br/><br/>(3) 構成員及び協力会社が機構に第74条(事業者の債務不履行による契約解除)第3項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。<br/>4 機構は、事業者が機構に差し入れている第86条(契約の保証)に基づく契約保証金、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の換価金、保証又は履行保証保険に基づく金員(以下「契約保証金等」という。)を、第1項ないし前項の違約金の全部又は一部に充当することができるものとする。<br/>5 機構が、第73条(事業者の債務不履行による契約解除)に基づき本契約を解除する場合で、解除時に、事業者に支払うべきサービス対価がある場合には、違約金と対当額で相殺することにより決済することができる。<br/><br/>7 事業者が、本条の違約金を機構の指定する期間内に支払わないときは、事業者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を機構に支払わなければならない。</p> | <p>(違約金等)<br/>第75条 第73条(事業者の債務不履行による契約解除)の規定により本契約が解除された場合、事業者は、次の各号に定める額の総額を違約金(損害賠償額の予定。以下この条において同じ。)として機構の指定する期限までに支払わなければならない<br/><br/>(4) 解除対象が複数の業務にわたる場合には、前三号に従って算出される各違約金の合算額<br/>2 構成員又は協力会社が、第73条(事業者の債務不履行による契約解除)第3項又は第4項の各号に掲げる事由に該当する場合には、機構が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、機構が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、事業者は、機構の請求に基づき、前項に定める区分に従って同項記載の違約金を機構の指定する期限までに支払わなければならない。この場合において、基本協定書第14条(談合等不正行為があった場合の措置)第1項に基づき、構成員が機構に対し、違約金の支払を行った場合は、事業者は当該支払金額の範囲において、この項の支払義務を免れるものとする。<br/>3 構成員又は協力会社が、第73条(事業者の債務不履行による契約解除)第3項に該当した場合であって、かつ、次の各号の一に該当したときは、機構が本契約を解除するか否かにかかわらず、第1項の違約金に加えて契約金額の100分の5の違約金を別途支払うものとする。この場合において、機構と構成員との間で締結された基本協定書第14条(談合等不正行為があった場合の措置)第2項に基づき、構成員が機構に対し、違約金の支払を行った場合は、事業者は当該支払金額の範囲において、この項の支払義務を免れるものとする。<br/><br/>(3) 構成員及び協力会社が機構に第73条(事業者の債務不履行による契約解除)第3項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。<br/>4 機構は、事業者が機構に差し入れている第86条(契約の保証)に基づく契約保証金、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の換価金、保証又は履行保証保険に基づく金員(以下「契約保証金等」という。)を、第1項から前項までの違約金の全部又は一部に充当することができるものとする。<br/>5 機構が、第73条(事業者の債務不履行による契約解除)に基づき本契約を解除する場合で、解除時に、事業者に支払うべきサービス対価がある場合には、違約金と対当額で相殺することができる。<br/><br/>7 事業者が、本条の違約金を機構の指定する期間内に支払わないときは、事業者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率(昭和32年大蔵省告示第8号)を乗じて計算した額の遅延利息を機構に支払わなければならない。</p> |

| 通番 | 資料名      | 頁数 | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)  |
|----|----------|----|------|--|--|
| 94 | 事業契約書(案) | 23 | 第76条 | <p>第3節 事業者による解除<br/>(機構の債務不履行による契約解除)<br/>第76条 機構が、本契約に基づいて事業者に対して履行すべき支払いを遅延し、かつ、機構が事業者から催告を受けた後60日を経てもかかる支払いを行わない場合、事業者は機構に本契約を解除する旨の通知を行い、本契約を解除することができる。</p> <p>2 第1項に規定する場合のほか、機構が本契約上の重要な義務(金銭支払義務を除く。)に違反し、かつ、事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は本契約の全部を解除することができる。</p> <p>3 本契約が、本契約に定める業務が完了する前に、本条第1項又は第2項に基づき、解除されたときは、機構は、事業者に対し、事業者が履行済みの業務に相当する未払いのサービス対価を、機構の選択により、一括で支払うか又は契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。</p> <p>4 機構は、本条による本契約の終了により事業者に発生した合理的な増加費用及び損害を支払う。</p> <p>5 前項の場合、事業者は、損害、増加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて機構に請求するものとする。(以下、機構に対する損害、増加費用の請求につき同じ。)</p> | <p>第3節 事業者による解除<br/>(機構の債務不履行による契約解除)<br/>第76条 機構が、本契約に基づいて事業者に対して履行すべき支払いを遅延し、かつ、機構が事業者から催告を受けた後60日を経てもかかる支払を行わない場合は、事業者は、機構に本契約を解除する旨の通知を行い、本契約を解除することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、機構が本契約上の重要な義務(金銭支払義務を除く。)に違反し、かつ、事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は本契約の全部を解除することができる。</p> <p>3 本契約が、本契約に定める業務が完了する前に、この条第1項又は前項に基づき、解除されたときは、機構は、事業者に対し、事業者が履行済みの業務に相当する未払のサービス対価を、機構の選択により、一括で支払うか、又は契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。</p> <p>4 機構は、この条による本契約の終了により事業者に発生した合理的な増加費用及び損害を支払う。</p> |
| 95 | 事業契約書(案) | 23 | 第77条 | <p>第4節 機構による任意解除<br/>(機構による任意解除)<br/>第77条 機構は、やむを得ない理由がある場合には、事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>2 前条第3項ないし第5項の規定は、前項に基づく解除に準用する。</p>  | <p>第4節 機構による任意解除<br/>(機構による任意解除)<br/>第77条 機構は、やむを得ない理由がある場合には、事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>2 前条第3項から第5項までの規定は、前項に基づく解除に準用する。</p>   |
| 96 | 事業契約書(案) | 24 | 第78条 | <p>第5節 不可抗力及び法令等の変更<br/>(不可抗力)<br/>第78条 機構又は事業者は、本契約の締結日後に不可抗力により、本契約に基づく自己の債務を本契約どおりに履行することができなくなった場合には、その内容の詳細を直ちに相手方に通知し、当該債務が不可抗力により履行不能であるとの相手方の確認を得るものとする。この場合において、当該通知を受けた相手方は、速やかに確認結果を通知するものとする。</p> <p>2 機構及び事業者は、前条の規定による履行が不能であるとの通知を受けた場合、当該不可抗力に対応するために速やかに関係者協議会において協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から120日以内に協議が調わない場合は、機構が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従うものとする。</p>   | <p>第5節 不可抗力及び法令等の変更<br/>(不可抗力)<br/>第78条 機構又は事業者は、本契約の締結日以後に不可抗力により、本契約に基づく自己の債務を本契約どおりに履行することができなくなった場合には、その内容の詳細を直ちに相手方に通知し、当該債務が不可抗力により履行不能であるとの相手方の確認を得るものとする。この場合において、当該通知を受けた相手方は、速やかに確認結果を通知するものとする。</p> <p>2 機構及び事業者は、前項の規定による履行が不能であるとの通知を受けた場合、当該不可抗力に対応するために速やかに関係者協議会において協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から120日以内に協議が調わない場合は、機構が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従うものとする。</p>  |
| 97 | 事業契約書(案) | 24 | 第80条 | <p>(不可抗力による解除等)<br/>第80条 機構は、不可抗力により本契約の履行ができなくなったと認める場合には、事業者と協議の上、本契約を変更し又は本契約を解除することができる。</p> <p>2 前項の定めにより本契約が解除された場合、既に機構及び事業者の双方が履行済みの部分については本契約の解除の影響を受けないものとし、機構は、事業者に対し、履行済みの部分に対するサービス対価を解除前の支払いスケジュールどおりに支払い、その余のサービス対価の支払は免れる。</p>   | <p>(不可抗力による解除等)<br/>第80条 機構は、不可抗力により本契約の履行ができなくなったと認める場合には、事業者と協議の上、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。</p> <p>2 前項の定めにより本契約が解除された場合、既に機構及び事業者の双方が履行済みの部分については本契約の解除の影響を受けないものとし、機構は、事業者に対し、履行済みの部分に対するサービス対価を解除前の支払スケジュールどおりに支払い、その他のサービス対価の支払は免れる。</p>   |

| 通番  | 資料名      | 頁数       | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)  |
|-----|----------|----------|------|---|--|
| 98  | 事業契約書(案) | 24       | 第81条 | <p>(法令等の改正等)</p> <p>第81条 機構又は事業者は、本契約の締結日後に本事業に直接関係する法令等の改正等(以下「法令改正等」という。)がされたことにより、本契約に基づく自己の債務を本契約どおりに履行することができなくなった場合には、その内容の詳細を直ちに相手方に通知し、当該債務が履行不能であるとの相手方の確認を得るものとする。この場合において、当該通知を受けた相手方は、速やかに確認結果を通知するものとする。</p> <p>2 機構及び事業者は、前項により履行が不能であるとの通知を受けた場合、当該法令改正等に対応するために速やかに関係者協議会において協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、法令改正等が生じた日から120日以内に協議が調わない場合は、機構が法令等の改正等に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従うものとする。</p> <p>3 機構又は事業者は、第1項に規定する場合において、相手方から履行不能の確認通知を受けたときは、当該履行不能な債務について本契約に基づく履行期日における履行義務を免れ、同時に当該義務に対応するサービス対価の支払請求権も消滅するものとする。ただし、機構又は事業者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努めなければならない。</p> | <p>(法令等の変更)</p> <p>第81条 機構又は事業者は、本契約の締結日後に本事業に直接関係する法令等の変更(以下「法令変更等」という。)がされたことにより、本契約に基づく自己の債務を本契約どおりに履行することができなくなった場合には、その内容の詳細を直ちに相手方に通知し、当該債務が履行不能であるとの相手方の確認を得るものとする。この場合において、当該通知を受けた相手方は、速やかに確認結果を通知するものとする。</p> <p>2 機構及び事業者は、前項により履行が不能であるとの通知を受けた場合、当該法令変更等に対応するために速やかに関係者協議会において協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、法令変更等が生じた日から120日以内に協議が調わない場合は、機構が法令変更等に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従うものとする。</p> <p>3 機構又は事業者は、第1項に規定する場合において、相手方から履行不能の確認通知を受けたときは、当該履行不能な債務について本契約に基づく履行期日における履行義務を免れ、同時に当該義務に対応するサービス対価の支払請求権も消滅するものとする。ただし、機構又は事業者は、法令変更等により相手方に発生する損害を最小限にするように努めなければならない。</p> |
| 99  | 事業契約書(案) | 24<br>25 | 第82条 | <p>(法令改正等による増加費用及び損害の取扱い)</p> <p>第82条 法令改正等によって、事業者に追加費用又は損害が生ずる場合、機構は、別紙7(法令改正等による増加費用及び損害の負担)のとおり、合理的な範囲内でこれを負担するものとし、支払時期等の負担方法については事業者と協議する。この場合、事業者は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて機構に請求するものとする。なお、本事業に直接関係する場合以外の法令等の改正等による事業者の追加費用又は損害については事業者の負担とする。</p>   | <p>(法令変更等による増加費用及び損害の取扱い)</p> <p>第82条 法令変更等によって、事業者に追加費用又は損害が生ずる場合、機構は、別紙7(法令変更等による増加費用及び損害の負担)のとおり、合理的な範囲内でこれを負担するものとし、支払時期等の負担方法については事業者と協議する。この場合、事業者は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて機構に請求するものとする。この場合において、本事業に直接関係する場合以外の法令変更等による事業者の追加費用又は損害については事業者の負担とする。</p>  |
| 100 | 事業契約書(案) | 25       | 第83条 | <p>(法令改正等による解除等)</p> <p>第83条 機構は、法令改正等により本契約の履行ができなくなったと認める場合には、事業者と協議の上、本契約を変更し又は本契約を解除することができる。</p> <p>2 前項により本契約が解除される場合の措置については、第80条(不可抗力による解除等)第2項を準用する。</p> <p>3 第1項に基づき、本契約が坑道埋め戻し及び原状回復業務が完了する前に終了したときは、事業者は、機構に対し、事業用地を坑道に維持管理上、問題がない状態にして引き渡さなければならない。</p>  | <p>(法令変更等による解除等)</p> <p>第83条 機構は、法令変更等により本契約の履行ができなくなったと認める場合には、事業者と協議の上、本契約を変更し又は本契約を解除することができる。</p> <p>2 前項により本契約が解除される場合の措置については、第80条(不可抗力による解除等)第2項を準用する。</p> <p>3 第1項に基づき、本契約が坑道埋め戻し及び原状回復業務が完了する前に終了したときは、事業者は、機構に対し、事業用地を坑道にその維持管理上、<u>支障を来さない</u>状態にして引き渡さなければならない。</p>  |
| 101 | 事業契約書(案) | 25       | 第85条 | <p>第9章 表明・保証及び誓約</p> <p>(事業者による表明・保証及び誓約)</p> <p>第85条 事業者は、機構に対して、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事項を表明し、保証する。</p> <p>2 事業者は、本契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の各号に掲げる事項を機構に対して誓約する。</p> <p>(1) 事業者が機構に対して有する債権を第三者に譲渡し、又はこれに対して質権及び譲渡担保の設定その他の処分をする場合には、関連する契約書案を機構に提出した上で事前に機構の承諾を得ること。</p> <p>(2) 本契約上の権利・義務又は地位及び本事業に関し機構との間で締結した契約に基づく契約上の権利・義務又は地位について、特定の金融機関その他の第三者に対し、譲渡及び担保権の設定その他の処分を行うときは、予めその具体的内容を明らかにし、事前に担保設定等の契約書案を機構に提出した上で、機構の承諾を得ること。</p>   | <p>第8章 表明・保証及び誓約</p> <p>(事業者による表明・保証及び誓約)</p> <p>第85条 事業者は、機構に対して、本契約締結の日時点において、次の各号に掲げる事項を表明し、保証する。</p> <p>2 事業者は、本契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の各号に掲げる事項を機構に対して誓約する。</p> <p>(1) 事業者が機構に対して有する債権を第三者に譲渡し、又はこれに対して質権及び譲渡担保の設定その他の処分をする場合には、関連する契約書案を機構に提出した上で事前に機構の承諾を得ること。</p> <p>(2) 本契約上の権利・義務又は地位及び本事業に関し機構との間で締結した契約に基づく契約上の権利・義務又は地位について、特定の金融機関その他の第三者に対し、<u>譲渡</u>・担保権の設定その他の処分を行うときは、<u>あらかじめ</u>その具体的内容を明らかにし、事前に担保設定等の契約書案を機構に提出した上で、機構の承諾を得ること。</p>   |

| 通番  | 資料名      | 頁数 | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|-----|----------|----|------|--|---|
| 102 | 事業契約書(案) | 26 | 第86条 | <p>第10章 保証<br/>(契約の保証)</p> <p>第86条 事業者は、坑道埋め戻し及び原状回復業務、モニタリング設備等撤去業務の履行を確保するため、機構に対して、以下の各号に定めるいずれかの保証又は保険を付さなければならない。</p> <p>(1) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、機構が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証</p> <p>(2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>(3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 坑道埋め戻し及び原状回復業務と、モニタリング設備等撤去業務のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究用地整地業務にかかる保証金額又は保険金額は、坑道埋め戻し及び原状回復業務と、モニタリング設備等撤去業務のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究用地整地業務のサービス対価[ただし、金利支払額(その他費用、立替手数料)を含まず、消費税及び地方消費税を含む]の10分の1以上の金額とし、保証又は保険の有効期間は、各業務の開始日から終了日までとする。</p> <p>3 環境モニタリング調査業務と、モニタリング設備等撤去業務のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究用地整地業務を除く業務にかかる保証金額又は保険金額は、環境モニタリング調査と、モニタリング設備等撤去業務のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究用地整地業務を除く業務の各年度のサービス対価[ただし、金利支払額(その他費用)を含まず、消費税及び地方消費税を含む]の10分の1以上の金額とし、保証又は保険の有効期間は、各業務の開始日から終了日までとする。</p> <p>4 事業者は、第1項第3号に定める履行保証保険契約を締結する代わりに、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を建設企業又は維持管理受託者に締結せしめることができる。</p> <p>5 前項の場合には、事業者は、保証金請求権に、第75条(違約金等)による違約金支払債務を被担保債務とする質権を機構のために設定するものとする。かかる質権設定の費用は、事業者の負担とする。</p> <p>6 事業者は、第1項第3号又は第4項に従い、履行保証保険契約を締結した場合には、履行保証保険の有効期間の開始日までに、履行保証保険契約に基づく保険証券の原本を機構に提出するものとする。但し、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を建設企業又は維持管理受託者に締結させた場合は、前項に従い質権を設定した上で、当該履行保証保険の有効期間の開始日までに、保険証券の原本を機構に提出するものとする。</p> | <p>第9章 保証<br/>(契約の保証)</p> <p>第86条 事業者は、坑道埋め戻し及び原状回復業務並びにモニタリング設備等撤去業務の履行を確保するため、機構に対して、以下の各号に定めるいずれかの保証又は保険を付さなければならない。</p> <p>(1) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、機構が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証</p> <p>(2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>(3) 債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 坑道埋め戻し及び原状回復業務並びにモニタリング設備等撤去業務のうち、立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリート及び鋼管杭撤去業務並びに研究用地整地業務に係る保証金額又は保険金額は、坑道埋め戻し及び原状回復業務並びにモニタリング設備等撤去業務のうち、立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリート及び鋼管杭撤去業務並びに研究用地整地業務のサービス対価[ただし、金利支払額その他費用及び立替手数料を含まず、消費税額(消費税(消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税をいう。以下同じ。))相当額に地方消費税(地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に定める税をいう。以下同じ。))相当額を加えた額をいう。を含む。以下同じ。])を含む。]の10分の1以上の金額とし、保証又は保険の有効期間は、各業務の開始日から終了日までとする。</p> <p>3 環境モニタリング調査業務及びモニタリング設備等撤去業務のうち、立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリート及び鋼管杭撤去業務並びに研究用地整地業務を除く業務に係る保証金額又は保険金額は、環境モニタリング調査及びモニタリング設備等撤去業務のうち、立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリート及び鋼管杭撤去業務並びに研究用地整地業務を除く業務の各年度のサービス対価(ただし、金利支払額その他費用を含まず、消費税額を含む。))の10分の1以上の金額とし、保証又は保険の有効期間は各業務の開始日から終了日までとする。</p> <p>4 事業者は、第1項第3号に定める履行保証保険契約を締結する代わりに、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を建設企業又は維持管理受託者に締結せしめることができる。</p> <p>5 前項の場合には、事業者は、保証金請求権に、第75条(違約金等)による違約金支払債務を被担保債務とする質権を機構のために設定するものとする。この場合において、かかる質権設定の費用は、事業者の負担とする。</p> <p>6 事業者は、第1項第3号又は第4項に従い、履行保証保険契約を締結した場合には、履行保証保険の有効期間の開始日までに、履行保証保険契約に基づく保険証券の原本を機構に提出するものとする。ただし、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を建設企業又は維持管理受託者に締結させた場合は、前項に従い質権を設定した上で、当該履行保証保険の有効期間の開始日までに、保険証券の原本を機構に提出するものとする。</p> |
| 103 | 事業契約書(案) | 26 | 第87条 | <p>第11章 その他<br/>(公租公課の負担)</p> <p>第87条 本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、すべて事業者の負担とする。機構は、事業者に対してサービス対価及びこれに対する消費税相当額(消費税(「消費税法」(昭和63年法律第108号)に定める税をいう。))及び地方消費税(「地方税法」(昭和25年法律第226号)第2章第3節に定める税をいう。))相当額をいう。))を支払うほか、本契約に関連するすべての租税について本契約に別段の定めがある場合を除き負担しない。</p>   | <p>第10章 その他<br/>(公租公課の負担)</p> <p>第87条 本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、全て事業者の負担とする。機構は、事業者に対してサービス対価及びこれに対する消費税額を支払うほか、本契約に関連する全ての租税について本契約に別段の定めがある場合を除き負担しない。</p>  |

| 通番  | 資料名      | 頁数       | 項目名  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)  |
|-----|----------|----------|------|--|--|
| 104 | 事業契約書(案) | 26<br>27 | 第88条 | <p>(遅延損害金)<br/>第88条 機構が本契約に基づいて履行すべきサービス対価その他の金銭の支払を遅延した場合、未払額につき履行すべき日の翌日(同日を含む。 )から当該金銭債務の支払が完了した日(同日を含む。 )までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号)を乗じて計算した額の遅延利息を事業者に支払わなければならない。</p> <p>2 事業者が本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日(同日を含む。 )から当該金銭債務の支払が完了した日(同日を含む。 )までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における国の債権に関する遅延利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)を乗じて計算した額の遅延利息を機構に支払わなければならない。</p>   | <p>(遅延損害金)<br/>第88条 機構が本契約に基づいて履行すべきサービス対価その他の金銭の支払を遅延した場合は、機構は、その未払額につき当該支払時期到来の日から当該金銭債務の支払が完了した日までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づいて財務大臣によって決定される利率(昭和24年大蔵省告示第991号)を乗じて計算した額の遅延利息を事業者に支払わなければならない。</p> <p>2 事業者が本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合には、未払額につき履行すべき日から当該金銭債務の支払が完了した日までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率(昭和32年大蔵省告示第8号)を乗じて計算した額の遅延利息を機構に支払わなければならない。</p>   |
| 105 | 事業契約書(案) | 27       | 第91条 | <p>(財務書類の提出及び経営管理に関する業務モニタリングの実施)<br/>第91条 事業者は、本契約締結日以降、契約期間の終了に至るまで、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとし、事業年度の最終日より3ヶ月以内に、会社法上の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済財務書類(会社法第435条第2項に定める計算書類及びその附属明細書をいう。 )及び年間業務報告書を機構に提出し、かつ、機構に対して監査報告及び年間業務報告を行う。また、機構は当該監査済財務書類及び年間業務報告書を公開することができる。</p> <p>2 事業者は、自らの株主総会(臨時株主総会を含む。 )の開催後に、当該株主総会に提出又は提供をされた資料及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを機構に提出する。</p> <p>3 事業者が取締役会を設置している場合は、取締役会の開催後に、当該取締役会に提出又は提供をされた資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを機構に提出する。</p>                                   | <p>(財務書類の提出及び経営管理に関する業務モニタリングの実施)<br/>第91条 事業者は、本契約締結日以降、契約期間の終了に至るまで、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとし、事業年度の最終日より3か月以内に、会社法上の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済財務書類(会社法第435条第2項に定める計算書類及びその附属明細書をいう。 )及び年間業務報告書を機構に提出し、かつ、機構に対して監査報告及び年間業務報告を行う。この場合において、機構は当該監査済財務書類及び年間業務報告書を公開することができる。</p> <p>2 事業者は、自らの株主総会(臨時株主総会を含む。 )の開催後に、当該株主総会に提出し、又は提供された資料及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを機構に提出する。</p> <p>3 事業者が取締役会を設置している場合は、取締役会の開催後に、当該取締役会に提出し、又は提供された資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを機構に提出する。</p>   |
| 106 | 事業契約書(案) | 28       | 第93条 | <p>(事業者の解散の制限)<br/>第93条 事業者は本契約に規定する事業者の義務の履行が終了するまでの間、事業者を存続させるものとする。ただし、機構の認める事業者への出資者(事業者の株主をいう。以下同じ。 )が、本契約に定める本事業の終了日後の事業者の義務につき、免責的に債務引き受けを行う場合で機構の承諾を受けた場合には、この限りではない。</p>  | <p>(事業者の解散の制限)<br/>第93条 事業者は本契約に規定する事業者の義務の履行が終了するまでの間、事業者を存続させるものとする。ただし、機構の認める事業者への出資者(事業者の株主をいう。以下同じ。 )が、本契約に定める本事業の終了日後の事業者の義務につき、免責的に債務引き受けを行う場合で機構の承諾を受けた場合には、この限りではない。</p>  |
| 106 | 事業契約書(案) | 28       | 第94条 | <p>(情報セキュリティの確保)<br/>第94条 事業者は、本契約の履行に関し、情報システム(情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。 )を利用する場合には、機構の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、機構の情報セキュリティ確保のために、機構が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。</p> <p>(8) 事業者は、機構の提供した情報並びに事業者及び委託又は下請負を受けた者が本業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、き損、漏えい、コンピュータウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生、又は生ずるおそれのあることを知った場合は、ただちに機構に報告し、機構の指示に従うこと。この契約の終了後においても、同様とすること。</p> | <p>(情報セキュリティの確保)<br/>第94条 事業者は、本契約の履行に関し、情報システム(情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。 )を利用する場合には、機構の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏洩、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、機構の情報セキュリティ確保のために、機構が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。</p> <p>(8) 事業者は、機構の提供した情報並びに事業者及び委託又は下請負を受けた者が本業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、毀損、漏洩、コンピュータウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生、又は生ずるおそれのあることを知った場合は、ただちに機構に報告し、機構の指示に従うこと。この契約の終了後においても、同様とすること。</p> <p>3 機構は、この条の規定が遵守されていないと判断した場合、本契約を解除することができる。</p> |



| 通番  | 資料名      | 頁数       | 項目名   | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|-----|----------|----------|-------|--|---|
| 107 | 事業契約書(案) | 29       | 第96条  | (著作権の利用等)<br>第96条<br>4 事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。但し、事前に機構の承諾を得た場合は、この限りではない。  | (著作権の利用等)<br>第96条<br>4 事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、事前に機構の承諾を得た場合は、この限りではない。  |
| 108 | 事業契約書(案) | 29       | 第97条  | (著作権の譲渡禁止)<br>第97条 事業者は、自ら又は著作者をして、成果物にかかる著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは、承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。但し、事前に機構の承諾を得た場合はこの限りではない。   | (著作権の譲渡禁止)<br>第97条 事業者は、自ら又は著作者をして、成果物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは、承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、事前に機構の承諾を得た場合はこの限りではない。  |
| 109 | 事業契約書(案) | 29<br>30 | 第99条  | (知的財産権等)<br>第99条 機構と事業者は、知的財産権(「別紙6 知的財産権特約条項」第1条第1項において定義される。)については、別紙6(知的財産権特約条項)の定めに従うものとする。但し、著作権については、第95条から第98条までの規定に反しない限りにおいて、別紙6(知的財産権特約条項)が適用されるものとする。<br>2 事業者が、第三者の権利対象となっている知的財産権を履行方法として使用するときは、事業者が自らの責任及び費用負担において、当該第三者から承諾を得た上でこれを使用するものとし、第三者との間で当該第三者の権利に関する紛争が生じた場合には、事業者において、機構が損害賠償義務等を負わされることのないよう対応するものとする。<br>3 前項の紛争により、機構が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、事業者が自らの責任及び費用負担において、機構に代わりこれを履行するものとする。   | (知的財産権等)<br>第99条 機構と事業者は、知的財産権(「別紙6 知的財産権特約条項」第1条第1項において定義される権利をいう。)については、別紙6(知的財産権特約条項)の定めに従うものとする。ただし、著作権については、第95条から第98条までの規定に反しない限りにおいて、別紙6(知的財産権特約条項)が適用されるものとする。<br>2 事業者が、第三者の権利対象となっている知的財産権を履行方法として使用するときは、事業者が自らの責任及び費用負担において、当該第三者から承諾を得た上でこれを使用するものとし、第三者との間で当該第三者の権利に関する紛争が生じた場合には、事業者において、機構が損害賠償義務等を負わされることのないよう対応するものとする。<br>3 前項の紛争により、機構が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、事業者が自らの責任及び費用負担において、機構に代わりこれを履行するものとする。  |
| 110 | 事業契約書(案) | 30<br>31 | 第100条 | (秘密保持・個人情報保護等)<br>第100条 機構及び事業者は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩し、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。<br><br>(5) 機構が独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づきその要件を満たす開示請求を受けた場合<br><br>2 機構が、前項第5号の規定に基づき、請求を受けた場合で、機構において当該請求の内容が、同法第5条の非公開とされるべき情報にあたる可能性があると思慮するときは、機構は事業者に対して、その旨を通知するものとし、事業者は機構に対して非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に機構に示し、機構に協議を求めることができるとする。<br>3 事業者は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、機構が管与するデータ及び帳票資料等に記載された個人情報並びに当該情報から事業者が作成した個人情報(以下、本条において、これらを総称して「個人情報」という。)を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)を遵守して取扱う義務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うものとする。<br>4 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、次の各号に掲げる事項を遵守し、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。<br>(4) 事業者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、機構の承諾のない限り、本契約の全部又は一部を再委託することはできない。<br>(5) 事業者は、業務を処理するために機構から引き渡された個人情報が記録された資料等(フロッピーディスクなどの電磁的記録を含む。)を複製又は複写してはならない。事業者は、機構との契約の履行のために個人情報が記録された資料等を複製又は複写する必要がある場合には、機構に対して、その範囲、数量等を書面により通知して承諾を得なければならない。<br><br>(7) 事業者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、き損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。<br>(8) 事業者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、き損、漏えいその他の事故が発生、又は生ずるおそれのあることを知った場合は、ただちに機構に報告する。 | (秘密保持・個人情報保護等)<br>第100条 機構及び事業者は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩し、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。<br><br>(5) 機構が独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づきその要件を満たす開示請求を受けた場合<br><br>2 機構が、前項第5号の規定に基づき、請求を受けた場合で、機構において当該請求の内容が、同法第5条の非公開とされるべき情報に当たる可能性があると思慮するときは、機構は事業者に対して、その旨を通知するものとし、事業者は機構に対して非公開とされるべき法律上の理由を書面で具体的に機構に示し、機構に協議を求めることができるとする。<br>3 事業者は、本事業の業務を遂行するに当たって知り得た、又は機構から提供を受けて作成・保有した個人情報(機構の個人情報保護規程(17(規程)第56号)第2条第1号に定めるものをいう。以下同じ。)を、機構の個人情報保護規程を遵守して取り扱う義務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うものとする。<br>4 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、次の各号に掲げる事項を遵守し、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。<br>(4) 事業者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、機構の承諾のない限り、本契約の全部又は一部を再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。以下第8項から第11項までにおいて同じ。)することはできない。<br>(5) 事業者は、業務を処理するために機構から引き渡された個人情報が記録された資料等(フロッピーディスクなどの電磁的記録を含む。)を複製し、又は複写してはならない。事業者は、機構との契約の履行のために個人情報が記録された資料等を複製し、又は複写する必要がある場合には、機構に対して、あらかじめその範囲、数量等を書面により通知して承諾を得なければならない。<br><br>(7) 事業者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、き損、漏洩その他の事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。<br>(8) 事業者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、き損、漏洩その他の事故が発生し、又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告する。 |

| 通番  | 資料名      | 頁数       | 項目名   | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)  |
|-----|----------|----------|-------|---|--|
| 110 | 事業契約書(案) | 30<br>31 | 第100条 | <p>6 事業者は、委託契約又は請負契約において協力会社に第1項、第3項及び第4項に定める事業者の義務と同様の義務を課すとともに、協力会社をして、協力会社からの再委託先又は再請負人にも委託契約又は請負契約において同様の義務を課させるものとし、協力会社、協力会社から再委託先又は再請負人をして、機構に対し当該義務を負う旨の別紙10(誓約書様式(秘密保持・個人情報保護等)の様式)の誓約書を差し入れさせる。</p> <p>7 本条に定める事業者の義務は、本契約終了後も存続する。また、事業者の役員、従業員、事業者の代理人及びコンサルタント、出資者、又は本事業に関連して事業者に資金を提供している金融機関などがその地位を失った場合であっても、事業者は、これらの者に対し、守秘義務を遵守させる義務を免れない。</p>                                  | <p>6 事業者は、事業者における個人情報管理に係る責任者及び業務従事者の管理並びに実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について明記した書面を機構に提出しなければならない。</p> <p>7 機構は、事業者に提供する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、事業者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況の確認を行うことができる。この場合において、その確認は、少なくとも年1回以上とし、原則として実地検査により行うことができる。</p> <p>8 事業者は、委託契約又は請負契約において協力会社に第1項、第3項及び第4項に定める事業者の義務と同様の義務を課すとともに、協力会社をして、協力会社からの再委託先又は再請負人にも委託契約又は請負契約において同様の義務を課させるものとし、協力会社、協力会社から再委託先又は再請負人をして、機構に対し当該義務を負う旨の別紙10(誓約書様式(秘密保持・個人情報保護等)の様式)の誓約書を差し入れさせる。</p> <p>9 機構は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、事業者及び協力会社を通じて又は機構自らが第7項と同様の措置を実施することができる。</p> <p>10 前二項に掲げる事項については、個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。</p> <p>11 この条に定める事業者の義務は、本契約終了後も存続する。また、事業者の役員、従業員、事業者の代理人及びコンサルタント、出資者又は本事業に関連して事業者に資金を提供している金融機関、再委託先又は再請負人及び再々委託先又は再々委託先などがその地位を失った場合であっても、事業者は、これらの者に対し、守秘義務を遵守させる義務を免れない。</p> <p>12 機構は、第3項から前項までに定める事項が遵守されていないと判断した場合、本契約を直ちに解除し、損害賠償請求することができる。</p> |
| 111 | 事業契約書(案) | 31<br>32 | 第101条 | <p>第12章 雑則<br/>(請求、通知等の様式その他)</p> <p>第101条 本契約及びこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、回答、申出、承諾、契約終了通知及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>2 本契約の履行に関して機構と事業者間で用いる言語は、日本語とする。</p> <p>3 本契約に定める金額の支払に用いる通貨は、日本円とする。</p> <p>4 本契約の履行に関して機構と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、「計量法」(平成4年法律第51号)に定めるところによる。</p> <p>5 契約期間の定めについては、「民法」(明治29年法律第89号)及び「商法」(明治32年法律第48号)の定めるところによる。</p> <p>6 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。</p> | <p>第11章 雑則<br/>(請求、通知等の様式その他)</p> <p>第101条 本契約及びこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、回答、申出、承諾、契約終了通知及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>2 本契約の履行に関して機構と事業者間で用いる言語は、日本語とする。</p> <p>3 本契約に定める金額の支払に用いる通貨は、日本円とする。</p> <p>4 本契約の履行に関して機構と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、「計量法」(平成4年法律第51号)に定めるところによる。</p> <p>5 契約期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。</p> <p>6 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。</p>  |

| 通番  | 資料名      | 頁数 | 項目名               | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)  |
|-----|----------|----|-------------------|--|--|
| 112 | 事業契約書(案) | 32 | 第104条             | (解釈)<br>第104条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、機構及び事業者が誠実に協議の上、これを定める。<br>2 本契約、本件入札説明書及び提案書の間に齟齬がある場合、本契約、本件入札説明書、提案書の順にその解釈が優先する。ただし、提案書に記載された内容や水準が要求水準書に記載された内容や水準を超えている場合には当該項目については提案書を優先する。提案書に記載された内容や水準と要求水準書に記載された内容や水準の優劣が不明な場合、事業者は、機構の選択に従い業務を実施するものとする。<br>3 本契約及び本件入札説明書に定めがない場合、本件入札説明書に対する質問回答のうち契約書(案)にかかる部分に基づき解釈し、当該解釈は提案書に優先する。また、本件入札説明書に対する質問回答は、本件入札説明書記載事項の解釈の指針を示すものとする。なお、実施方針及び実施方針に対する質問回答は、本契約、本件入札説明書及び提案書のいずれにも記載がない又は変更されていない事項に関する場合に解釈の指針を示すものとする。 | (解釈)<br>第104条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、機構及び事業者が誠実に協議の上、これを定める。<br>2 本契約、本件入札説明書及び提案書の間に齟齬がある場合、本契約、本件入札説明書、提案書の順にその解釈が優先する。ただし、提案書に記載された内容や水準が要求水準書に記載された内容や水準を超えている場合には当該項目については提案書を優先する。提案書に記載された内容や水準と要求水準書に記載された内容や水準の優劣が不明な場合は、事業者は、機構の選択に従い業務を実施するものとする。<br>3 本契約及び本件入札説明書に定めがない場合は、本件入札説明書に対する質問回答のうち契約書(案)に係る部分に基づき解釈し、当該解釈は提案書に優先する。また、本件入札説明書に対する質問回答は、本件入札説明書記載事項の解釈の指針を示すものとする。なお、実施方針及び実施方針に対する質問回答は、本契約、本件入札説明書及び提案書のいずれにも記載がない又は変更されていない事項に関する場合に解釈の指針を示すものとする。 |
| 113 | 事業契約書(案) | 32 | 第105条             | (融資団との協議)<br>第105条 機構は、事業者からの要請に基づき、機構において必要と認めた場合には、本事業に関して事業者に融資を行う融資団との間において、機構が本契約に基づき事業者に損害賠償を請求し、また本契約を終了させる際の融資団への事前通知、担保権の設定及び実行並びに協議に関する事項等につき、別途、協定を締結することができる。  | (融資団との協議)<br>第105条 機構は、事業者からの要請に基づき、機構において必要と認めた場合には、本事業に関して事業者に融資を行う融資団との間において、機構が本契約に基づき事業者に損害賠償を請求し、また本契約を終了させる際の融資団への事前通知、担保権の設定及び実行並びに協議に関する事項等につき、別に協定を締結することができる。   |
| 114 | 事業契約書(案) | 34 | 別紙1<br>日程表        | このうち、立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務、研究所用地整地業務の期間   | このうち、立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリート及び鋼管杭撤去業務並びに研究所用地整地業務の期間  |
| 115 | 事業契約書(案) | 35 | 別紙2<br>事業者が付保する保険 | 事業者及び坑道埋め戻し企業、原状回復企業、環境モニタリング調査企業、モニタリング設備等撤去企業は、以下の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延なく機構に提示するものとする。  | 事業者及び坑道埋め戻し企業、原状回復企業、環境モニタリング調査企業並びにモニタリング設備等撤去企業は、以下の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延なく機構に提示するものとする。  |
| 116 | 事業契約書(案) | 36 | 別紙3<br>保証書様式      | [坑道埋め戻し及び原状回復企業又はモニタリング設備等撤去企業](以下「保証人」という。)は、瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業(以下「本事業」という。)に関連して、【PFI事業者の名称】(以下「事業者」という。)が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)との間で締結した令和2年●月●日付 瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業契約(以下「事業契約」という。)に基づいて、事業者が機構に対して負担する第1条に定義される主債務を事業者と連帯して保証する(以下「本保証」という。)。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有する。   | [坑道埋め戻し及び原状回復企業又はモニタリング設備等撤去企業](以下「保証人」という。)は、瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業(以下「本事業」という。)に関連して、【PFI事業者の名称】(以下「事業者」という。)が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)との間で締結した令和2年●月●日付 瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業契約(以下「事業契約」という。)に基づいて、事業者が機構に対して負担する第1条に定義される主債務を事業者と連帯して保証する(以下「本保証」という。)。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有する。   |

| 通番  | 資料名      | 頁数       | 項目名                     | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|-----|----------|----------|-------------------------|---|---|
| 117 | 事業契約書(案) | 36       | 別紙3<br>第3条              | (保証債務の履行の請求)<br>第3条 機構は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、機構が別途定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。<br>2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。機構及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定する。<br>3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。  | (保証債務の履行の請求)<br>第3条 機構は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、機構が別に定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。<br>2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。機構及び保証人は、この項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定する。<br>3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。   |
| 118 | 事業契約書(案) | 36       | 別紙3<br>第5条              | (終了及び解除)<br>第5条 保証人は、本保証を解除することができない。<br>2 本保証は、事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了する。   | (終了及び解除)<br>第5条 保証人は、本保証を解除することができない。<br>2 本保証は、事業契約に基づく事業者の債務が終了し、又は消滅した場合、終了する。   |
| 119 | 事業契約書(案) | 38       | 別紙4                     | サービス対価の構成及び支払い方法  | サービス対価の構成及び支払方法   |
| 120 | 事業契約書(案) | 39       | 別紙4<br>表1               | 注)※印の費用は、上表に示す費用の他に、選定事業者が事業契約書に基づき本事業を遂行するうえで必要となる一切の費用を指す。入札参加者が当該費用として必要と考えるものがあれば入札金額にその費用を必ず   | 注)※印の費用は、上表に示す費用の他に、選定事業者が事業契約書に基づき本事業を遂行する上で必要となる一切の費用を指す。入札参加者が当該費用として必要と考えるものがあれば入札金額にその費用を必ず  |
| 121 | 事業契約書(案) | 39       | 別紙4<br>2.サービス対価の<br>仕組み | (1)年度あたりのサービス対価について<br>事業期間のうち、令和2年度、3年度及び4年度(5年度を含めても可)のサービス対価(一時支払対価、環境モニタリング調査対価、モニタリング設備等撤去対価の合計)又は、一時支払対価、立替払対価、環境モニタリング調査対価、モニタリング設備等撤去対価(合計)の支払額は、下記条件を満たす範囲内において一定額とする。<br>・金利変動に伴う立替手数料の増減は対象外とする<br>・消費税及び地方消費税は対象外とする<br>・単年度あたりの支払い上限額は対価総額の25%以下とする(例:対価総額が100億円の場合、単年度あたりのサービス対価の上限額を25億円となる)<br>また、年度毎のサービス対価が上限額の範囲内であれば、年度毎の各対価の内訳については、一定額である必要はない。<br>(2)埋め戻し等対価<br>埋め戻し等対価は、坑道の埋め戻し及び原状回復に関して必要となる一切の費用(その他費用)及び立替手数料から構成されるものとする。<br>立替手数料は、坑道埋め戻し及び原状回復に係る支払残額を後年度払いとした場合の、立替払に必要な金利とする。立替手数料の料率は、基準金利と入札参加者の提案による利回り格差(スプレッド)の合計とする。 | (1)年度あたりのサービス対価について<br>事業期間のうち、令和2年度、3年度及び4年度(5年度を含めても可)のサービス対価(一時支払対価、環境モニタリング調査対価、モニタリング設備等撤去対価の合計)又は一時支払対価、立替払対価、環境モニタリング調査対価、モニタリング設備等撤去対価(合計)の支払額は、下記条件を満たす範囲内において一定額とする。<br>・金利変動に伴う立替手数料の増減は対象外とする。こと。<br>・消費税及び地方消費税は対象外とする。こと。<br>・単年度あたりの支払上限額は対価総額の25%以下とすること(例:対価総額が100億円の場合、単年度あたりのサービス対価の上限額を25億円となる)。<br>また、年度ごとのサービス対価が上限額の範囲内であれば、年度ごとの各対価の内訳については、一定額で<br>(2)埋め戻し等対価<br>埋め戻し等対価は、坑道の埋め戻し及び原状回復に関して必要となる一切の費用その他費用及び立替手数料から構成されるものとする。<br>立替手数料は、坑道埋め戻し及び原状回復に係る支払残額を後年度払とした場合の、立替払に必要な金利とする。立替手数料の料率は、基準金利と入札参加者の提案による利回り格差(スプレッド)の合計とする。 |
| 122 | 事業契約書(案) | 39       | 別紙4<br>2.サービス対価の<br>仕組み | (1)一時支払対価(A)<br>一時支払対価とは、坑道の埋め戻し及び原状回復に係る費用のうち、出来高の一部又は全部を対価として埋め戻し及び原状回復業務の期間中に機構が事業者に対して支払うものをいう。<br>当該対価は、坑道埋め戻し及び原状回復業務の期間中における年度あたりのサービス対価から環境モニタリング調査対価及びモニタリング設備等撤去対価を控除した額(又は、年度あたりサービス対価から立替払対価、環境モニタリング調査対価及びモニタリング設備等撤去対価)が単年度あたりの一時支払対価相当となり、期間を通したその合計額が一時支払対価(A)となる。<br>当該対価は、出来高に応じた支払いとなるが、予定された出来高が達成されなくても上記考え方に基づいて算定された年度あたりの一時支払対価の提案額が、出来高を下回っている場合には、その提案額をそのまま支払うこととなる(残りが支払い残額となる)。ただし、出来高が年度あたりの一時支払対価の提案額を下回る場合には、出来高を支払いのうえに、計2回にわたり支払うこととする。   | (1)一時支払対価(A)<br>一時支払対価とは、坑道の埋め戻し及び原状回復に係る費用のうち、出来高の一部又は全部を対価として埋め戻し及び原状回復業務の期間中に機構が事業者に対して支払うものをいう。<br>当該対価は、坑道埋め戻し及び原状回復業務の期間中における年度あたりのサービス対価から環境モニタリング調査対価及びモニタリング設備等撤去対価を控除した額又は年度あたりのサービス対価から立替払対価、環境モニタリング調査対価及びモニタリング設備等撤去対価が単年度あたりの一時支払対価相当となり、期間を通したその合計額が一時支払対価(A)となる。<br>当該対価は、出来高に応じた支払となるが、予定された出来高が達成されなくても上記考え方に基づいて算定された年度あたりの一時支払対価の提案額が、出来高を下回っている場合には、その提案額をそのまま支払うこととなる(残りが支払い残額となる)。ただし、出来高が年度あたりの一時支払対価の提案額を下回る場合には、出来高を支払いのうえに、計2回にわたり支払うこととする。  |
| 123 | 事業契約書(案) | 39<br>40 | 別紙4<br>2.サービス対価の<br>仕組み | (1)一時支払対価(A)<br>一時支払対価とは、坑道の埋め戻し及び原状回復に係る費用のうち、出来高の一部又は全部を対価として埋め戻し及び原状回復業務の期間中に機構が事業者に対して支払うものをいう。<br>当該対価は、坑道埋め戻し及び原状回復業務の期間中における年度あたりのサービス対価から環境モニタリング調査対価及びモニタリング設備等撤去対価を控除した額(又は、年度あたりサービス対価から立替払対価、環境モニタリング調査対価及びモニタリング設備等撤去対価)が単年度あたりの一時支払対価相当となり、期間を通したその合計額が一時支払対価(A)となる。<br>当該対価は、出来高に応じた支払いとなるが、予定された出来高が達成されなくても上記考え方に基づいて算定された年度あたりの一時支払対価の提案額が、出来高を下回っている場合には、その提案額をそのまま支払うこととなる(残りが支払い残額となる)。ただし、出来高が年度あたりの一時支払対価の提案額を下回る場合には、出来高を支払いのうえに、計2回にわたり支払うこととする。   | (1)一時支払対価(A)<br>一時支払対価とは、坑道の埋め戻し及び原状回復に係る費用のうち、出来高の一部又は全部を対価として埋め戻し及び原状回復業務の期間中に機構が事業者に対して支払うものをいう。<br>当該対価は、坑道埋め戻し及び原状回復業務の期間中における年度あたりのサービス対価から環境モニタリング調査対価及びモニタリング設備等撤去対価を控除した額又は年度あたりのサービス対価から立替払対価、環境モニタリング調査対価及びモニタリング設備等撤去対価が単年度あたりの一時支払対価相当となり、期間を通したその合計額が一時支払対価(A)となる。<br>当該対価は、出来高に応じた支払となるが、予定された出来高が達成されなくても上記考え方に基づいて算定された年度あたりの一時支払対価の提案額が、出来高を下回っている場合には、その提案額をそのまま支払うこととなる(残りが支払い残額となる)。ただし、出来高が年度あたりの一時支払対価の提案額を下回る場合には、出来高を支払いのうえに、計2回にわたり支払うこととする。  |

| 通番  | 資料名      | 頁数       | 項目名                      | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)  |
|-----|----------|----------|--------------------------|--|--|
| 124 | 事業契約書(案) | 40       | 別紙4<br>2.サービス対価の<br>仕組み  | <p>2)立替払対価(B)<br/>坑道の埋め戻し及び原状回復に係る費用のうち、次のアとイを合わせた金額をいう。<br/>ア 坑道の埋め戻し及び原状回復に係る費用に相当する金額から一時支払対価(A)に相当する金額を控除した額(立替費用)<br/>年度毎の埋め戻し等対価のうち、一時支払対価を控除した金額が単年度あたりの立替費用となる。原則として、立替費用は、翌年度に支払う。<br/>なお、先述のとおり埋め戻し等対価は出来高に応じて支払われるものであるが、一時支払対価(A)の支払いが原則として提案額通りとするため、出来高に応じて年度あたりの立替費用が提案時と変動する場合がある。</p> <p>また、支払は、2年度目から3年度目(又は4年度目)までの期間中で、年1回、立替費用がなくなるまで支払うこととする。</p>  | <p>2)立替払対価(B)<br/>坑道の埋め戻し及び原状回復に係る費用のうち、次のアとイを合わせた金額をいう。<br/>ア 坑道の埋め戻し及び原状回復に係る費用に相当する金額から一時支払対価(A)に相当する金額を控除した額(立替費用)<br/>年度毎の埋め戻し等対価のうち、一時支払対価を控除した金額が単年度あたりの立替費用となる。原則として、立替費用は、翌年度に支払う。<br/>なお、先述のとおり埋め戻し等対価は出来高に応じて支払われるものであるが、一時支払対価(A)の支払いが原則として提案額通りとするため、出来高に応じて年度あたりの立替費用が提案時と変動する場合がある。</p> <p>また、支払は、2年度目から3年度目又は4年度目までの期間中で、年1回、立替費用がなくなるまで支払うこととする。</p>  |
| 125 | 事業契約書(案) | 40<br>41 | 別紙4<br>2.サービス対価の<br>仕組み  | <p>(3)環境モニタリング調査対価(C)<br/>環境モニタリング調査対価(C)は、環境モニタリング調査業務及びその他本事業を管理運営するために実施するために必要となる一切の費用(その他の費用を含む)から構成されるものをいい、環境モニタリング調査業務期間中に機構が事業者に対して支払うものをいう。<br/>環境モニタリング調査対価(C)は、業務内容に応じて支払われる対価であるため、事業年度により支払額が異なる場合が想定される。<br/>支払回数は、年1回とし、環境モニタリング調査期間中に計7回支払う。なお、当該対価に該当する費目については、&lt;様式45&gt;設計内訳書の「名称」に記載の項目と合わせること。</p>  | <p>(3)環境モニタリング調査対価(C)<br/>環境モニタリング調査対価(C)は、環境モニタリング調査業務及びその他本事業を管理運営するために実施するために必要となる一切の費用(その他の費用を含む)から構成されるものをいい、環境モニタリング調査業務期間中に機構が事業者に対して支払うものをいう。<br/>環境モニタリング調査対価(C)は、業務内容に応じて支払われる対価であるため、事業年度により支払額が異なる場合が想定される。<br/>支払回数は、年1回とし、環境モニタリング調査期間中に計7回支払う。なお、当該対価に該当する費目については、&lt;様式45&gt;設計内訳書の「名称」に記載の項目と合わせること。</p>  |
| 126 | 事業契約書(案) | 41       | 別紙4<br>2.サービス対価の<br>仕組み  | <p>(4)モニタリング設備等撤去対価(D)<br/>モニタリング設備等撤去対価(D)は、モニタリング設備等撤去業務に関して必要となる一切の費用(その他の費用を含む)から構成されるものをいい、モニタリング設備等撤去期間中に機構が事業者に対して支払うものをいう。<br/>モニタリング設備等撤去対価(D)は、業務内容に応じて支払われる対価であるため、事業年度により支払額が異なる場合が想定される。なお、当該対価のうち、立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究用地整地業務にかかる対価については、出来高に応じた支払いとなる。また、引渡を伴わない部分払い(年度をまたぐ業務の支払い)については、出来高の90%の支払いとなる。<br/>支払回数は、年1回とし、モニタリング設備等撤去期間中に計8回支払う。なお、当該対価に該当する費目については、&lt;様式45&gt;設計内訳書の「名称」に記載の項目と合わせること。</p> | <p>(4)モニタリング設備等撤去対価(D)<br/>モニタリング設備等撤去対価(D)は、モニタリング設備等撤去業務に関して必要となる一切の費用(その他の費用を含む)から構成されるものをいい、モニタリング設備等撤去期間中に機構が事業者に対して支払うものをいう。<br/>モニタリング設備等撤去対価(D)は、業務内容に応じて支払われる対価であるため、事業年度により支払額が異なる場合が想定される。なお、当該対価のうち、立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究用地整地業務にかかる対価については、出来高に応じた支払いとなる。また、引渡を伴わない部分払い(年度をまたぐ業務の支払い)については、出来高の90%の支払いとなる。<br/>支払回数は、年1回とし、モニタリング設備等撤去期間中に計8回支払う。なお、当該対価に該当する費目については、&lt;様式45&gt;設計内訳書の「名称」に記載の項目と合わせること。</p> |
| 127 | 事業契約書(案) | 41       | 別紙4<br>3.                | サービス対価の支払い方法   | サービス対価の支払方法  |
| 128 | 事業契約書(案) | 41<br>42 | 別紙4<br>3.サービス対価の<br>支払方法 | <p>(2)環境モニタリング調査対価(C)及びモニタリング設備等撤去対価(D)<br/>支払回数は、年1回とし、環境モニタリング調査対価(C)が計7回及びモニタリング設備等撤去対価(D)が計8回の支払いを予定している。これら対価は、支払対象期間に係る対価全てを支払うものとし、延べ払いを行わない。</p>   | <p>(2)環境モニタリング調査対価(C)及びモニタリング設備等撤去対価(D)<br/>支払回数は、年1回とし、環境モニタリング調査対価(C)が計7回及びモニタリング設備等撤去対価(D)が計8回の支払いを予定している。これら対価は、支払対象期間に係る対価全てを支払うものとし、延べ払いを行わない。</p>   |
| 129 | 事業契約書(案) | 42       | 別紙4<br>3.サービス対価の<br>支払方法 | <p>(3)1円未満端数の取り扱い<br/>入札にあたっては、表1に定めるサービス対価を構成する項目ごとに[国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律](昭和25年法律第61号)第3条に基づき、1円未満の端数を処理する。</p>  | <p>(3)1円未満端数の取り扱い<br/>入札にあたっては、表1に定めるサービス対価を構成する項目ごとに[国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律](昭和25年法律第61号)第3条に基づき、1円未満の端数を処理する。</p>  |

| 通番  | 資料名      | 頁数       | 項目名                       | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|-----|----------|----------|---------------------------|---|---|
| 130 | 事業契約書(案) | 42<br>43 | 別紙4<br>4. サービス対価<br>の改定方法 | <p>(3) 物価変動に伴う環境モニタリング調査対価(C)及びモニタリング設備等撤去対価(D)の改定<br/>事業期間中の物価変動に対応して環境モニタリング調査対価(C)及びモニタリング設備等撤去対価(D)を改定する。ただし、モニタリング設備等撤去対価(D)のうち基礎コンクリートや鋼管杭撤去、研究所用地整地にかかる費用を除くものとし、これら費用は上記(1)の規定を準用し、改定する。</p> <p>1) 支払額が一度も改定されることがない場合の改定<br/>提出書類の提出期限日の属する月(令和元年12月)の指数と、改定対象となる支払対象期間が属する事業年度(令和n年度)と同年(令和n年)の1月の指数を比較し、±3%を超える変動がある場合、当該事業年度(令和n年度)の1回あたりの支払額(令和n年度11月の支払額及び令和n+1年5月の支払額)を以下の算式に基づき改定する。</p> <p>・Pn : 令和n年度の1回あたりの支払額<br/>・P1 : 入札に基づく1回あたりの支払額</p> <p>2) 前事業年度までに支払額が一度以上改定されたことがある場合の改定<br/>前回(最も直近)の改定時の事業年度(令和r年度)と同年(令和r年)の1月の指数と、改定対象となる支払対象期間が属する事業年度(令和n年度)と同年(令和n年)の1月の指数を比較し、±3%を超える変動がある場合、当該事業年度(令和n年度)の1回あたりの支払額(令和n年度11月の支払額及び令和n+1年5月の支払額)を以下の算式に基づき改定する。</p> <p>・Pn : 令和n年度の1回あたりの支払額<br/>・Pr : 令和r年度の1回あたりの支払額</p> | <p>(3) 物価変動に伴う環境モニタリング調査対価(C)及びモニタリング設備等撤去対価(D)の改定<br/>事業期間中の物価変動に対応して環境モニタリング調査対価(C)及びモニタリング設備等撤去対価(D)を改定する。ただし、モニタリング設備等撤去対価(D)のうち基礎コンクリート及び鋼管杭撤去並びに研究所用地整地に係る費用を除くものとし、これら費用は上記(1)の規定を準用し、改定する。</p> <p>1) 支払額が一度も改定されることがない場合の改定<br/>提出書類の提出期限日の属する月(令和元年12月)の指数と、改定対象となる支払対象期間が属する事業年度(令和n年度)と同年(令和n年)の1月の指数を比較し、±3%を超える変動がある場合、当該事業年度(令和n年度)の支払額(令和n+1年4月の支払額)を以下の算式に基づき改定する。</p> <p>・Pn : 令和n年度の支払額<br/>・P1 : 入札に基づく支払額</p> <p>2) 前事業年度までに支払額が一度以上改定されたことがある場合の改定<br/>前回(最も直近)の改定時の事業年度(令和r年度)と同年(令和r年)の1月の指数と、改定対象となる支払対象期間が属する事業年度(令和n年度)と同年(令和n年)の1月の指数を比較し、±3%を超える変動がある場合、当該事業年度(令和n年度)の支払額(令和n+1年4月の支払額)を以下の算式に基づき改定する。</p> <p>・Pn : 令和n年度の支払額<br/>・Pr : 令和r年度の支払額</p> |
| 131 |          | 43       | 別紙4<br>5. サービス対価<br>の減額等  | <p>機構が事業者の業務状況を監視した結果、要求水準が満たされていないと判断した場合には、各業務に係るサービス対価を減額する場合がある。具体的な減額方法は、事業契約書別紙5を参照すること。なお、減額後のサービス対価は、上記規定に従い、物価変動による改定を行った後の額に減額率を乗じて算出するものとする。</p> <p>また、制度・研究環境の変更等により予定していた業務が不要となった場合又は新たな業務を追加する場合などに、機構と事業者はその対応について協議を行うものとする。そのとき、場合によってはサービス対価を減額又は増額することがある。</p>  | <p>機構が事業者の業務状況を監視した結果、要求水準が満たされていないと判断した場合には、各業務に係るサービス対価を減額する場合がある。具体的な減額方法は、事業契約書別紙5を参照すること。なお、減額後のサービス対価は、上記規定に従い、物価変動による改定を行った後の額に減額率を乗じて算出するものとする。</p> <p>また、制度・研究環境の変更等により予定していた業務が不要となった場合、新たな業務を追加する場合、要求水準書等に定める内容と相違が生じた場合などに、機構と事業者はその対応について協議を行うものとする。そのとき、場合によってはサービス対価を減額し、又は増額することがある。</p>   |
| 132 | 事業契約書(案) | 46       | 別紙4<br>補足資料               | <p>1. 出来高と一時支払対価等の関係について<br/>図A 埋め戻し対価と出来高の関係(イメージ)<br/>ケース2<br/><math>P_1 \times 0.9</math></p> <p>3. その他費用の支払いについて</p>  | <p>1. 出来高と一時支払対価等の関係について<br/>図A 埋め戻し対価と出来高の関係(イメージ)<br/>ケース2<br/><math>P_2 \times 0.9</math></p> <p>3. その他費用の支払について</p>   |
| 133 | 事業契約書(案) | 48       | 別紙5<br>第1章                | <p>1. 基本的考え方<br/>(2)改善措置等の基本的考え方<br/>機構は、業務状況を監視した結果、事業者の責めに帰すべき事由により、業務状況が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して、改善勧告、支払の減額、契約解除等の改善措置を講ずる。<br/>なお、以下で定める改善措置等は、機構が事業契約に基づいて行う、他の権利の行使を妨げるものではない。</p> <p>3. 改善措置の方法<br/>(2)支払の減額措置<br/>改善勧告を行った場合は、機構は、支払いの留保、事業費の減額又は罰則点の付与の措置を講ずる。</p>   | <p>1. 基本的考え方<br/>(2)改善措置等の基本的考え方<br/>機構は、業務状況を監視した結果、事業者の責めに帰すべき事由により、業務状況が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して、改善勧告、支払の減額、契約解除等の改善措置を講ずる。<br/>なお、以下で定める改善措置等は、機構が事業契約に基づいて行う、その他の権利の行使を妨げるものではない。</p> <p>3. 改善措置の方法<br/>(2)支払の減額措置<br/>改善勧告を行った場合は、機構は、支払いの留保、事業費の減額又は罰則点の付与の措置を講ずる。</p>   |

| 通番  | 資料名      | 頁数 | 項目名        | 修正前   | 修正後   |
|-----|----------|----|------------|---|---|
|     |          |    |            | (9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | (12月16日公表)  |
| 134 | 事業契約書(案) | 50 | 別紙5<br>第2章 | <p>2. 坑道埋め戻し及び原状回復業務等に係る確認方法</p> <p>(1)基本的な考え方<br/>坑道埋め戻し及び原状回復業務、モニタリング設備等撤去業務のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究所用地整地(以下「坑道埋め戻し及び原状回復業務等」という。)に係る業務状況の監視は、要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを、各業務の責任者が要求水準に基づき業務の管理及び確認を行った上で、事業者は自らにより確認し、機構はその報告に基づき確認を行う。</p> <p>(3)実地における確認<br/>① 施工の各段階での確認<br/>要求水準を満たさないことが業務終了時点で発見することが困難である場合、または発見できたとしてもその修補を行うことが経済的・時間的・技術的に極めて困難である場合、施工品質の確保のために特に重要な場合等で、施工の各段階で機構が必要と認めた場合には、品質等について設計図書若しくは要求水準確認計画書に従っているかどうか及び要求水準を満たしているかの確認を行う。</p> <p>3. 環境モニタリング調査業務及びモニタリング設備等撤去業務(一部除く)に係る確認方法</p> <p>(4)実地における確認<br/>(1)から(3)の業務監視の実施にあたり、機構が必要と認める時は、機構は実地における確認を行う。事業者は、機構の実地における確認に必要な協力を行う。</p>  | <p>2. 坑道埋め戻し及び原状回復業務等に係る確認方法</p> <p>(1)基本的な考え方<br/>坑道埋め戻し及び原状回復業務、モニタリング設備等撤去業務のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリート及び鋼管杭撤去業務並びに研究所用地整地(以下「坑道埋め戻し及び原状回復業務等」という。)に係る業務状況の監視は、要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを、各業務の責任者が要求水準に基づき業務の管理及び確認を行った上で、事業者は自らにより確認し、機構はその報告に基づき確認を行う。</p> <p>(3)実地における確認<br/>① 施工の各段階での確認<br/>要求水準を満たさないことが業務終了時点で発見することが困難である場合又は発見できたとしてもその修補を行うことが経済的・時間的・技術的に極めて困難である場合、施工品質の確保のために特に重要な場合等で、施工の各段階で機構が必要と認めた場合には、品質等について設計図書又は要求水準確認計画書に従っているかどうか及び要求水準を満たしているかの確認を行う。</p> <p>3. 環境モニタリング調査業務及びモニタリング設備等撤去業務(その一部を除く)に係る確認方法</p> <p>(4)実地における確認<br/>(1)から(3)までの業務監視の実施に当たり、機構が必要と認める時は、機構は実地における確認を行う。事業者は、機構の実地における確認に必要な協力を行う。</p> |
| 135 | 事業契約書(案) | 51 | 別紙5<br>第3章 | <p>第3章 減額並びに罰則点の付与</p> <p>1. 要求水準の実現が困難になった場合の減額等</p> <p>(1)坑道埋め戻し及び原状回復業務等に係る要求水準の実現が困難になった場合の減額等<br/>坑道埋め戻し及び原状回復業務等に係る提案等が、改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもお達成されないことが明らかになった場合、機構は当該時点の事業費内訳書に基づき、当該部分に係る坑道埋め戻し等対価の減額等を行うことができる。また、あわせて減額額と同額の違約金を課することができる。</p> <p>(2)環境モニタリング調査業務、モニタリング設備等撤去業務(一部除く)に係る要求水準の実現が困難になった場合の減額等<br/>環境モニタリング調査業務、モニタリング設備等撤去業務(一部除く)に係る提案等が、環境モニタリング調査業務又はモニタリング設備等撤去業務(一部除く)の開始前に達成されないことが明らかになりその修補を行うことが極めて困難である場合、又は、環境モニタリング調査業務又はモニタリング設備等撤去業務(一部除く)の開始後に改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもお達成されないことが明らかになりその修補を行うことが極めて困難である場合、機構は最新の事業費内訳書に基づき、当該内容に係る環境モニタリング調査対価(又はモニタリング設備等撤去対価)の減額を行うことができる。</p> <p>ただし、機構は、環境モニタリング調査、モニタリング設備等撤去業務の開始後の場合は、当該未達成による3.に定める減額及び罰則点の付与を免除することができる。</p> | <p>第3章 減額及び罰則点の付与</p> <p>1. 要求水準の実現が困難になった場合の減額等</p> <p>(1)坑道埋め戻し及び原状回復業務等に係る要求水準の実現が困難になった場合の減額等<br/>坑道埋め戻し及び原状回復業務等に係る提案等が、改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもお達成されないことが明らかになった場合、機構は当該時点の事業費内訳書に基づき、当該部分に係る坑道埋め戻し等対価の減額等を行うことができる。また、併せて減額額と同額の違約金を課することができる。</p> <p>(2)環境モニタリング調査業務、モニタリング設備等撤去業務(その一部を除く)に係る要求水準の実現が困難になった場合の減額等<br/>環境モニタリング調査業務、モニタリング設備等撤去業務(その一部を除く)に係る提案等が、環境モニタリング調査業務又はモニタリング設備等撤去業務(その一部を除く)の開始前に達成されないことが明らかになりその修補を行うことが極めて困難である場合又は環境モニタリング調査業務又はモニタリング設備等撤去業務(その一部を除く)の開始後に改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもお達成されないことが明らかになりその修補を行うことが極めて困難である場合、機構は最新の事業費内訳書に基づき、当該内容に係る環境モニタリング調査対価又はモニタリング設備等撤去対価の減額を行うことができる。</p>                        |

| 通番  | 資料名      | 頁数       | 項目名        | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|-----|----------|----------|------------|---|---|
| 136 | 事業契約書(案) | 52<br>53 | 別紙5<br>第3章 | <p>3. 環境モニタリング調査業務及びモニタリング設備等撤去業務(一部除く)に係る減額並びに罰則点の付与方法等</p> <p>(1)基本的な考え方<br/>環境モニタリング調査業務及びモニタリング設備等撤去業務(一部除く)の実施期間中の要求水準の未達成等を、①重大な事象、②重大な事象以外の事象に分類し、事業者の責に帰す事由による場合は、その対象となった業務不履行等の内容に対応する支払区分の費用を対象として、減額並びに罰則点の付与を行う。</p> <p>(3)重大な事象に対する減額<br/>① 次のいずれかに該当するかどうかにより判断する。これらに該当する主な具体例として、表1に掲げるような事象が想定される。<br/>ア) 重大な事故の発生<br/>イ) 明らかかな不作為に起因する事故の発生<br/>ウ) 法令違反<br/>エ) 提出書類、報告等における虚偽<br/>重大事象の判断基準は、事業契約の締結後、事業者の作成する素案に基づき、機構と事業者で協議の上、機構が定める。</p> <p>(4) 重大な事象以外の事象の評価<br/>① 重大な事象には該当しない場合について、要求水準を達成しているかどうかにより判断する。機構は、重大な事象以外の事象の判断基準を、事業契約の締結後、事業者の作成する素案に基づき、機構と事業者で協議の上、定める。なお、判断基準には、各業務について次の事項を具体化した事項を含める。</p> <p>(7) 支払区分毎の当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合<br/>環境モニタリング調査対価、モニタリング設備等撤去対価の支払区分毎の、当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合は、超過分の対価は減額を行わない。</p> <p>(8) 環境モニタリング調査対価、モニタリング設備等撤去対価の支払留保<br/>環境モニタリング調査業務及びモニタリング設備等撤去業務の要求水準の未達成が生じた場合には、当該事象が改善されるまでの間、機構は、環境モニタリング調査対価、モニタリング設備等撤去対価の支払区分毎に、支払いを留保することができる。</p> | <p>3. 環境モニタリング調査業務及びモニタリング設備等撤去業務(その一部を除く)に係る減額並びに罰則点の付与方法等</p> <p>(1)基本的な考え方<br/>環境モニタリング調査業務及びモニタリング設備等撤去業務(その一部を除く)の実施期間中の要求水準の未達成等を、①重大な事象及び②重大な事象以外の事象に分類し、事業者の責めに帰すべき事由による場合は、その対象となった業務不履行等の内容に対応する支払区分の費用を対象として、減額並びに罰則点の付与を行う。</p> <p>(3)重大な事象に対する減額<br/>① 次のいずれかに該当するかどうかにより判断する。これらに該当する主な具体例として、表1に掲げるような事象が想定される。<br/>ア) 重大な事故の発生<br/>イ) 明らかかな不作為に起因する事故の発生<br/>ウ) 法令違反<br/>エ) 提出書類、報告等における虚偽<br/>重大事象の判断基準は、事業契約の締結後、事業者の作成する素案に基づき、機構と事業者で協議の上、機構が定める。</p> <p>(4) 重大な事象以外の事象の評価<br/>① 重大な事象には該当しない場合について、要求水準を達成しているかどうかにより判断する。機構は、重大な事象以外の事象の判断基準を、事業契約の締結後、事業者の作成する素案に基づき、機構と事業者で協議の上、定める。なお、判断基準には、各業務について次の事項を具体化した事項を含める。</p> <p>(7) 支払区分毎の当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合<br/>環境モニタリング調査対価、モニタリング設備等撤去対価の支払区分ごとの、当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合は、超過分の対価は減額を行わない。</p> <p>(8) 環境モニタリング調査対価、モニタリング設備等撤去対価の支払留保<br/>環境モニタリング調査業務及びモニタリング設備等撤去業務の要求水準の未達成が生じた場合には、当該事象が改善されるまでの間、機構は、環境モニタリング調査対価、モニタリング設備等撤去対価の支払区分毎に、</p> |
| 137 | 事業契約書(案) | 55       | 別紙5<br>第4章 | <p>1. 業務状況の監視の方法<br/>① 事業者は、事業終了時の1年前に、事業用地の返還等に<del>あたり</del>講じた措置の状況について資料を作成し、報告を行う。<br/>② 機構は、①の報告内容について確認を行う。<br/>③ 機構及び事業者は、②による確認の内容に基づき、必要に応じて協議する。<br/>④ 事業者は、要求水準を満たすよう、事業終了時まで、に、協議の結果を反映した事業終了に係る計画書に基づき対応を行うほか、必要となる資料を整備し、機構に確認を受ける。</p>  | <p>1. 業務状況の監視の方法<br/>① 事業者は、事業終了時の1年前に、事業用地の返還等に<del>あたり</del>講じた措置の状況について資料を作成し、報告を行う。<br/>② 機構は、①の報告内容について確認を行う。<br/>③ 機構及び事業者は、②による確認の内容に基づき、必要に応じて協議する。<br/>④ 事業者は、要求水準を満たすよう、事業終了時まで、に、協議の結果を反映した事業終了に係る計画書に基づき対応を行うほか、必要となる資料を整備し、機構に確認を受ける。</p>  |
| 138 | 事業契約書(案) | 56       | 別紙6<br>第1条 | <p>(知的財産権の範囲)<br/>第1条<br/>2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウ等を使用する権利の対象となるものについては案出をいう。<br/>3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、<del>種</del>種苗法第2条第5項に定める行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう<del>翻案</del>、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号に定める行為並びにノウハウ等の使用をいう。</p>   | <p>(知的財産権の範囲)<br/>第1条<br/>2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明を、実用新案権の対象となるものについては考案を、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作を、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウ等を使用する権利の対象となるものについては案出をいう。<br/>3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為及び種苗法第2条第5項に定める行為を、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為を、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号及び第11号にいう<del>翻案</del>並びに第15号から第19号までに掲げる行為並びにノウハウ等の使用をいう。</p>   |



| 通番  | 資料名      | 頁数       | 項目名        | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|-----|----------|----------|------------|--|---|
| 139 | 事業契約書(案) | 56<br>57 | 別紙6<br>第2条 | <p>(事業者が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)<br/>第2条 本契約に関して、事業者単独で発明等を行ったときは、機構は、事業者が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で機構に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を事業者から譲り受けないものとする。(以下、事業者に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)</p> <p>(3) 事業者は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、機構が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。</p> <p>(4) 事業者は、機構以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ機構に通知し、承認を受けなければならない。</p> <p>イ 事業者が株式会社である場合、事業者がその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p> <p>ロ 事業者が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p> <p>ハ 事業者が技術研究組合である場合、事業者がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p> <p>2 機構は、事業者が前項に規定する書面を提出しない場合、事業者から当該知的財産権を無償で(第7条に規定する費用を除く。)譲り受けるものとする。</p> | <p>(事業者が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)<br/>第2条 本契約に関して、事業者単独で発明等を行ったときは、機構は、事業者が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で機構に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を事業者から譲り受けないものとする。(以下事業者に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)</p> <p>(3) 事業者は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、機構が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。</p> <p>(4) 事業者は、機構以外の第三者に委託業務の成果に係る知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ機構に通知し、承認を受けなければならない。</p> <p>イ 事業者が株式会社である場合、事業者がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p> <p>ロ 事業者が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転し、又は専用実施権等の設定等をする場合</p> <p>ハ 事業者が技術研究組合である場合又は事業者がその組合員に移転し、若しくは専用実施権等の設定等をする場合</p> <p>2 機構は、事業者が前項に規定する書面を提出しない場合、事業者から当該知的財産権を無償(第7条に規定する費用を除く。)により譲り受けるものとする。</p> |
| 140 | 事業契約書(案) | 58       | 別紙6<br>第3条 | <p>(知的財産権の報告)<br/>第3条 事業者は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて機構に通知しなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。</p>  | <p>(知的財産権の報告)<br/>第3条 事業者は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて機構に通知しなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則(昭和35年通商産業省令第10号)第23条第6項及び同施行規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。</p>  |
| 141 | 事業契約書(案) | 58       | 別紙6<br>第4条 | <p>(単独知的財産権の移転)<br/>第4条 事業者は、単独知的財産権を機構以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を機構に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハに定める場合には、当該移転の事実を文書より機構に通知するものとする。</p> <p>2 事業者は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに、機構以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ機構の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を機構に提出させなければならない。</p>  | <p>(単独知的財産権の移転)<br/>第4条 事業者は、単独知的財産権を機構以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を機構に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より機構に通知するものとする。</p> <p>2 事業者は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること及び機構以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ機構の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を機構に提出させなければならない。</p>  |

| 通番  | 資料名      | 頁数       | 項目名         | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)  | 修正後<br>(12月16日公表)  |
|-----|----------|----------|-------------|--|--|
| 142 | 事業契約書(案) | 58       | 別紙6<br>第5条  | <p>(単独知的財産権の実施許諾)</p> <p>第5条 事業者は、単独知的財産権について機構以外の第三者に実施を許諾する場合には、機構に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。</p> <p>2 事業者は、単独知的財産権に関し、機構以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により機構及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により機構に通知するものとする。</p> <p>3 機構は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。機構が機構のために事業者以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、事業者の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は機構、事業者協議の上決定する。</p> | <p>(単独知的財産権の実施許諾)</p> <p>第5条 事業者は、単独知的財産権について機構以外の第三者に実施を許諾する場合には、機構に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。</p> <p>2 事業者は、単独知的財産権に関し、機構以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により機構及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により機構に通知するものとする。</p> <p>3 機構は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。機構が機構のために事業者以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、事業者の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は機構及び事業者が協議の上決定する。</p> |
| 143 | 事業契約書(案) | 58       | 別紙6<br>第7条  | <p>(単独知的財産権の管理)</p> <p>第7条 機構は、第2条第2項の規定により事業者から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けるときは、事業者に対し、事業者が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続きに要したすべての費用を支払うものとする。</p>  | <p>(単独知的財産権の管理)</p> <p>第7条 機構は、第2条第2項の規定により事業者から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けるときは、事業者に対し、事業者が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続きに要した全ての費用を支払うものとする。</p>   |
| 144 | 事業契約書(案) | 58<br>59 | 別紙6<br>第8条  | <p>(機構及び事業者が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)</p> <p>第8条 本契約に関して、機構及び事業者が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は機構及び事業者の共有とする。ただし、事業者は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で機構に届けなければならない。(以下、機構と事業者が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)</p> <p>(1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続きは事業者が行い、第3条の規定により、機構にその旨を報告する。</p>  | <p>(機構及び事業者が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)</p> <p>第8条 本契約に関して、機構及び事業者が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は機構及び事業者の共有とし、機構と事業者が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。ただし、事業者は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で機構に届けなければならない。</p> <p>(1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続きは、事業者が行い、第3条の規定により、機構にその旨を報告する。</p>   |
| 145 | 事業契約書(案) | 59       | 別紙6<br>第11条 | <p>(共有知的財産権の実施)</p> <p>第11条 機構は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、機構は機構のために事業者以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。</p> <p>2 事業者が共有知的財産権について自ら商業的実施をするときは、機構が自ら商業的実施をしないことにかんがみ、事業者の商業的実施の計画を立案し、事前に実施料等について機構、事業者協議の上、別途実施契約を締結するものとする。</p>   | <p>(共有知的財産権の実施)</p> <p>第11条 機構は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、機構は機構のために事業者以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。</p> <p>2 事業者が共有知的財産権について自ら商業的実施をするときは、機構が自ら商業的実施をしないことにかんがみ、事業者の商業的実施の計画を立案し、事前に実施料等について機構、事業者協議の上、別に実施契約を締結するものとする。</p>   |
| 146 | 事業契約書(案) | 59<br>60 | 別紙6<br>第14条 | <p>(知的財産権の帰属の例外)</p> <p>第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて機構に帰属する。</p> <p>2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を事業者から機構に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を事業者が自ら創作したときは、事業者は、著作権者人格権を行使しないものとし、当該著作物を事業者以外の第三者が創作したときは、事業者は、当該第三者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。</p>  | <p>(知的財産権の帰属の例外)</p> <p>第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等その他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、全て機構に帰属する。</p> <p>2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を事業者から機構に譲渡する場合又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を事業者が自ら創作した場合は、事業者は、著作権者人格権を行使しないものとし、当該著作物を事業者以外の第三者が創作したときは、事業者は、当該第三者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。</p>  |
| 147 | 事業契約書(案) | 60       | 別紙6<br>第17条 | <p>(協議)</p> <p>第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、機構、事業者協議して定めるものとする。</p>   | <p>(協議)</p> <p>第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、機構及び事業者が協議して定めるものとする。</p>   |

| 通番  | 資料名      | 頁数       | 項目名                       | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)  |
|-----|----------|----------|---------------------------|---|--|
| 148 | 事業契約書(案) | 61       | 別紙7                       | 別紙7 法令改正等による増加費用及び損害の負担<br>法令改正等により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は以下の①ないし②のいずれかに該当する場合には機構が負担するものとし、それ以外の法令変更については事業者が負担する。<br><br>①本事業に直接関係する法令変更<br>②消費税及び地方消費税に関する法令変更<br><br>また、①に関して機構が負担する場合において、1回の法令改正に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。  | 別紙7 法令変更等による増加費用及び損害の負担<br>法令変更等により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は以下の①又は②のいずれかに該当する場合には機構が負担するものとし、それ以外の法令等の変更については事業者が負担する。<br><br>①本事業に直接関係する法令等の変更<br>②消費税及び地方消費税に関する法令等の変更<br><br>また、①に関して機構が負担する場合において、1回の法令等の改正に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。  |
| 149 | 事業契約書(案) | 62       | 別紙8<br>不可抗力による増加費用及び損害の負担 | 1 坑道埋め戻し及び原状回復業務に関する増加費用及び損害の負担<br>不可抗力が生じ、これにより、坑道埋め戻し及び原状回復業務に関し、事業者が発生した合理的な増加費用又は損害(「別紙2 事業者が付保する保険」により付された保険等により填補された部分を除く。以下本別紙において同じ。)については、坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については機構が負担する。  | 1 坑道埋め戻し及び原状回復業務に関する増加費用及び損害の負担<br>不可抗力が生じ、これにより、坑道埋め戻し及び原状回復業務に関し、事業者が発生した合理的な増加費用又は損害(「別紙2 事業者が付保する保険」により付された保険等により填補された部分を除く。以下本別紙において同じ。)については、坑道埋め戻し及び原状回復業務のサービス対価の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については機構が負担する。   |
| 150 | 事業契約書(案) | 62<br>63 | 別紙8<br>不可抗力による増加費用及び損害の負担 | 3 モニタリング設備等撤去業務に関する増加費用及び損害の負担<br>不可抗力が生じ、これにより、モニタリング設備等撤去業務に関し、一事業年度内に事業者が発生した合理的な増加費用又は損害の累積額のうち、当該年度のモニタリング設備等撤去業務のサービス対価の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については機構が負担する。また、一事業年度内に不可抗力に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ事業者が増加費用又は損害が生じた場合には、それらの増加費用又は損害の額をすべて合計した上で、当該年度のモニタリング設備等撤去業務のサービス対価(ただし、「入札説明書別紙1 サービス対価の構成及び支払方法」による改定を考慮した金額とする。)の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については機構が負担する。  | 3 モニタリング設備等撤去業務に関する増加費用及び損害の負担<br>不可抗力が生じ、これにより、モニタリング設備等撤去業務に関し、一事業年度内に事業者が発生した合理的な増加費用又は損害の累積額のうち、当該年度のモニタリング設備等撤去業務のサービス対価の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については機構が負担する。また、一事業年度内に不可抗力に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ事業者が増加費用又は損害が生じた場合には、それらの増加費用又は損害の額を全て合計した上で、当該年度のモニタリング設備等撤去業務のサービス対価(ただし、「入札説明書別紙1 サービス対価の構成及び支払方法」による改定を考慮した金額とする。)の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については機構が負担する。  |
| 151 | 事業契約書(案) | 63       | 別紙8<br>不可抗力による増加費用及び損害の負担 | 4 複数業務に関する増加費用及び損害の負担<br>不可抗力が生じ、これにより、坑道埋め戻し及び原状回復業務、環境モニタリング調査業務、モニタリング設備等撤去業務の全部の業務又は複数の業務に関し、事業者が発生した合理的な増加費用又は損害が発生した場合、その業務の別に従い、上記1から3を適用して、機構及び事業者がそれぞれ負担する増加費用及び損害の額を決定する。   | 4 複数業務に関する増加費用及び損害の負担<br>不可抗力が生じ、これにより、坑道埋め戻し及び原状回復業務、環境モニタリング調査業務、モニタリング設備等撤去業務の全部の業務又は複数の業務に関し、事業者が発生した合理的な増加費用又は損害が発生した場合、その業務の別に従い、上記1から3までを適用して、機構及び事業者がそれぞれ負担する増加費用及び損害の額を決定する。  |
| 152 | 事業契約書(案) | 64       | 別紙9<br>出資者誓約書様式           | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「貴機構」といいます。)及び[PFI事業者の名称](以下「事業者」といいます。)との間において、令和2年●月●日付で締結された瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業契約(以下「本契約」といいます。)に関して、当社は、本日付をもって、貴機構に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、本契約に定めたとおりとします。<br><br>3. 当社が保有する事業者の株式の全部又は一部を第三者に対して譲渡し、又は同株式上に担保権を設定する場合、事前にその旨を貴機構に対して書面により通知し、貴機構の承諾を得た上で行うこと(譲渡又は担保権の設定に際しては、譲受予定者から本書と同様の様式による書面が、貴機構に差し入れられるようにしなければならない)。また、譲渡を証する書面又は担保権設定契約書の写しを、その締結後速やかに貴機構に対して提出すること。 | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「貴機構」といいます。)及び[PFI事業者の名称](以下「事業者」といいます。)との間において、令和2年●月●日付で締結された瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業契約(以下「本契約」といいます。)に関して、当社は、本日付をもって、貴機構に対して下記の事項を誓約し、表明し、及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、本契約に定めたとおりとします。<br><br>3. 当社が保有する事業者の株式の全部又は一部を第三者に対して譲渡し、又は同株式上に担保権を設定する場合、事前にその旨を貴機構に対して書面により通知し、貴機構の承諾を得た上で行うこと(譲渡又は担保権の設定に際しては、譲受予定者から本書と同様の様式による書面が、貴機構に差し入れられるようにしなければならないこと)。また、譲渡を証する書面又は担保権設定契約書の写しを、その締結後速やかに貴機構に対して提出すること。 |

| 通番  | 資料名      | 頁数 | 項目名                                  | 修正前<br>(9月27日、10月18日及び11月18日公表)   | 修正後<br>(12月16日公表)   |
|-----|----------|----|--------------------------------------|---|---|
| 153 | 事業契約書(案) | 65 | 別紙10 誓約書<br>様式(秘密保持・<br>個人情報保護<br>等) | <p>当社は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「貴機構」といいます。)&amp;【PFI事業者の名称】(以下「事業者」といいます。)&amp;との間で締結された令和2年●月●日付 瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業契約及び本事業に関し当社と事業者との間で締結された令和2年●月●日付 ●契約(以下「本契約」といいます。))について、下記事項を誓約します。</p> <p>2 本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人情報及び当該情報から当社が作成した個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。以下、これらを総称して「個人情報」といいます。))を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)を遵守して取扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うこと。</p> <p>3 第1項及び第2項に定めるほか、本事業及び本契約に関する個人情報の保護に関する事項につき、機構から指示を受けた場合、それに従うこと。</p> <p>4 当社の役員、従業員に対し、第1項から第3項の義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じること。</p> | <p>当社は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「貴機構」という。)&amp;【PFI事業者の名称】(以下「事業者」という。)&amp;との間で締結された令和2年●月●日付は瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業契約及び本事業に関し当社と事業者との間で締結された令和2年●月●日付け●契約(以下「本契約」という。))について、下記事項を誓約します。</p> <p>2 本事業の業務を遂行するに当たって知り得た、又は機構から提供を受けて作成・保有した個人情報(機構の個人情報保護規程(17(規程)第56号)第2条第1号に定めるものをいう。以下同じ。))を、貴機構の個人情報保護規程を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うこと。</p> <p>3 第1項及び前項に定めるほか、本事業及び本契約に関する個人情報の保護に関する事項につき、貴機構から指示を受けた場合、それに従うこと。</p> <p>4 当社の役員、従業員に対し、第1項から前項までの義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じること。</p> |